

国立市第5期基本構想第2次基本計画 (修正計画)

(第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(案)

令和2(2020)年5月 策定

令和3(2021)年〇月 修正

国 立 市

第5期基本構想第2次基本計画（修正計画）
（第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

目 次

基本計画の概要	1
1 基本計画の位置づけ-----	1
2 基本計画の計画期間-----	1
3 第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略-----	2
4 基本計画の構成-----	3
計画の目標	4
1 計画の目標-----	4
2 人権・平和のまちづくり-----	4
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係-----	5
人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）	9
1 人口の将来推計-----	9
2 将来の人口展望-----	10
3 目指すべき方向性-----	13
重点項目	16
1 重点項目の位置づけ-----	16
2 重点項目の内容-----	17
基本施策の体系	20
基本施策	22
政策1 人権・平和・男女平等参画-----	24
基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進-----	24
基本施策2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現-----	27
政策2 子育て・教育-----	30
基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援-----	30
基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援-----	35
基本施策5 学校教育の充実-----	40

政策 3 文化・生涯学習・スポーツ----- 45

- 基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護----- 45
- 基本施策 7 生涯学習の環境づくり----- 50
- 基本施策 8 スポーツの振興----- 53

政策 4 保健・福祉----- 56

- 基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化----- 56
- 基本施策10 高齢期の充実した生活への支援----- 60
- 基本施策11 しょうがいしゃの支援----- 64
- 基本施策12 支え合いの地域づくりと自立支援----- 69

政策 5 地域・安全----- 73

- 基本施策13 防災体制の充実----- 73
- 基本施策14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備----- 77
- 基本施策15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進----- 82

政策 6 環境----- 86

- 基本施策16 花と緑と水のある環境づくり----- 86
- 基本施策17 環境の保全----- 89
- 基本施策18 ごみの減量と適正処理----- 92

政策 7 都市基盤----- 95

- 基本施策19 道路の整備と適正管理----- 95
- 基本施策20 交通環境の整備----- 98
- 基本施策21 魅力あるまちづくりの推進----- 101
- 基本施策22 地域特性を活かしたまちづくりの推進----- 107
- 基本施策23 下水道の整備・維持・更新----- 111

政策 8 産業----- 114

- 基本施策24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化----- 114
- 基本施策25 農業振興と農地保全の推進----- 118

政策 9 自治体経営----- 121

- 基本施策26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営----- 121
- 基本施策27 情報の積極的な発信と共有・保護----- 126
- 基本施策28 将来にわたって持続可能な財政運営----- 129
- 基本施策29 公共施設マネジメントの推進----- 130

基本施策の担当課一覧	135
------------	-----

進捗状況を測定するための指標一覧	137
------------------	-----

- 1 財政計画策定上の条件----- 161
- 2 一般会計の財政計画（収支見込）----- 163

基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

2 基本計画の計画期間

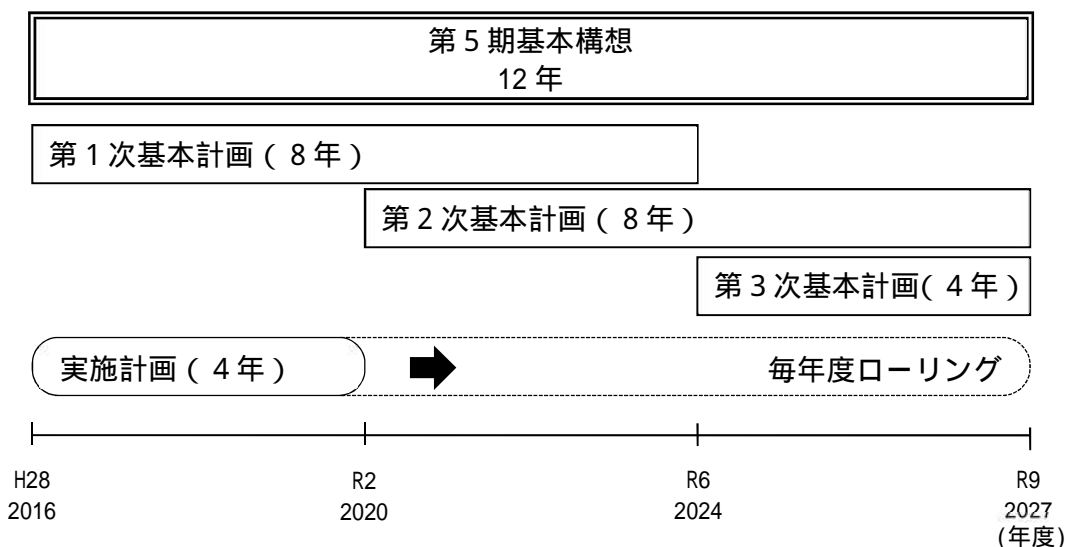
基本計画(第2次)の計画期間は、令和2(2020)年度～9(2027)年度の8年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、令和5(2023)年度に必要な応じて見直しを行います。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画は、計画期間を4年間とし、毎年度検討を加えて修正し、策定するものとします。

なお、第2次基本計画策定後には、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本計画の前提となっている社会経済の状況が大きく変化しています。他人との接触や人の移動が制限され、経済が縮小傾向にある中で、市財政も税収をはじめとして影響を受けることは必至であり、当初の計画通りに施策を推進することが困難な状況にあります。

こうした社会環境の変化を受け、厳しい財政状況においても新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした新たな行政需要に対応するため、令和3(2021)年時点で基本計画の内容の一部について修正を行うこととし、残りの計画期間については、修正後の計画に基づいて基本施策を推進することとします。

図表1 計画期間



3 第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国では、令和元(2019)年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。国立市では、平成28(2016)年3月に策定した「国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 総合戦略」の計画期間が令和2年3月までとなっており、次期計画の策定が求められています。

国の総合戦略では、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域を作る」の4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を掲げています。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。市の総合的な計画である基本計画の取り組みが地方版総合戦略において求められている取り組みと一致することから、地方創生にかかわる取り組み(第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略)を基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとしています。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2(2020)年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂しました。この改訂では、地域経済・生活への影響のほか、テレワークの普及と地方への関心の高まりなど、国民の意識・行動変容を受け、これまでの地方創生の取組を着実にを行うとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、脱炭素社会(グリーン社会)、地方創生テレワーク、魅力ある地方大学の創出、オンライン関係人口、企業版ふるさと納税(人材派遣型)、スーパーシティ構想などの新たな地方創生の取組を総合的に推進することとしています。

また、令和3(2021)年6月に示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、総合戦略に掲げた4つの基本目標及び2つの横断的目標に基づいて取組を進めるに当たり、新たに3つの視点(ヒューマン、デジタル、グリーン)を重点に据えることとしています。

国立市においても、デジタル・トランスフォーメーション(DX)や脱炭素社会、テレワークなどを課題として認識しており、地方版総合戦略を兼ねる基本計画の取組として位置付けることとします。

4 基本計画の構成

(1) 計画の目標

第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、計画の目標を明らかにします。また、ソーシャル・インクルージョンの理念及びSDGsとの関係性について示しています。

(2) 人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

今後のまちづくりのあり方を明らかにするための前提として、最も基礎的かつ重要な指標である将来人口の推計を示しています。また、地方創生による人口展望とそれを達成するための目指すべき方向性を示しています。

(3) 重点項目

今後8年間を見据えた中で、選択と集中の下、より高い実効力を伴ったまちづくりを展開するため、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を有効活用し、重点的かつ優先的に推進していく事業群を示しています。

(4) 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱と、その下に位置づけられる基本施策の体系を示しています。

(5) 基本施策

基本施策の体系に沿って、基本施策ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向（基本的取組）を示しています。また、計画策定後、基本的取組の推進による成果を定期的に分析・評価し、その進捗状況に応じて必要な改革・改善を継続して実践するため、各展開方向に設定した指標を示しています。

(6) 基本施策の担当課一覧

基本施策を統括する課と施策に主に関連する課を一覧で示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。各施策の目的達成のために、記載されている課の枠にとらわれず、組織横断的な取組を行います。

(7) 進捗状況を測定するための指標一覧

基本施策の各展開方向に設定した指標の実績値と目標値を一覧にするとともに、目標値設定の考え方を示しています。

(8) 財政計画

本計画において記載した諸施策を推進し、具体化していくための財政的な裏付けとして、中長期的な見通しに立って、歳入・歳出の両面を先行的に見積もった財政計画を示しています。

計画の目標

1 計画の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

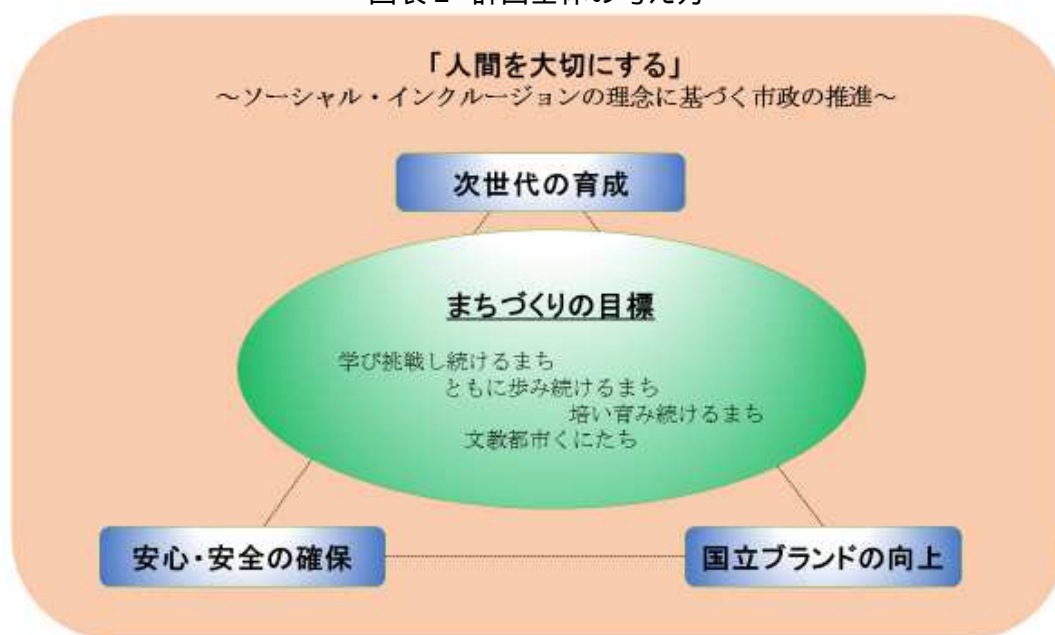
学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち
文教都市くにたち

第2次基本計画においても、第1次基本計画に引き続き、これを目標とし、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 人権・平和のまちづくり

平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。基本計画においても、その目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

図表2 計画全体の考え方



¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

(1) 第2次基本計画とSDGsとの関係

平成27(2015)年9月に持続可能な開発目標(SDGs)が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標とこれに連なる169のターゲットが定められました。

17の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営がSDGsの目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表3 持続可能な開発目標(SDGs)
出典：国際連合広報センターホームページ



(2) SDGs に掲げられている 17 のゴール

SDGs17 のゴール

-  1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
-  2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
-  3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
-  4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
-  5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
-  6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
-  7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
-  8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
-  9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
-  10 各国内及び各国間の不平等を是正する
-  11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
-  12 持続可能な生産消費形態を確保する
-  13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
-  14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
-  15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
-  16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
-  17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3)市の主要な取組とSDGsのゴールとの関係



ゴール4 質の高い教育をみんなに

SDGsのゴール4では「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が目標とされています。

○幼児期からの教育の推進（基本施策4）

子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進。

○教育内容の質的充実（基本施策5）

児童・生徒に確かな学力・豊かな人間性・健やかな体などの生きる力を養う。

○充実した学校生活の支援（基本施策5）

しょうがいや外国にルーツのある子どもなど、個に応じた適切な支援を推進。



ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう

SDGsのゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が目標とされています。

○多様な性を尊重したまちづくり（基本施策2）

性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指す。

○女性のエンパワーメントの推進（基本施策2）

困難な状況におかれた女性に対する支援により女性のエンパワーメントを推進。

○多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり（基本施策3）

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の環境を作る。

○職員の人材育成と職場環境づくりの推進（基本施策28）

ワークライフバランスの向上や職場における意思決定の多様性を確保するための管理職における女性の比率向上。



ゴール13 気候変動に具体的な対策を

SDGsのゴール13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が目標とされています。

○環境保全型のまちづくり（基本施策18）

地球温暖化防止対策として、市民、事業者及び行政が一丸となった温室効果ガスの削減を目指す。

○災害等への対応能力の向上（基本施策13）

市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進。

○下水道施設の維持・創出（基本施策25）

地震・集中豪雨等による災害や施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図る。



ゴール 16 平和と公正をすべての人に

SDGs のゴール 16 では「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」が目標とされています。

○人権意識の醸成と普及啓発（基本施策 1）

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、全ての市民の人権が養護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指す。

○時代を見据えた平和意識の創造（基本施策 1）

国立市から社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指す。

人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

1 人口の将来推計

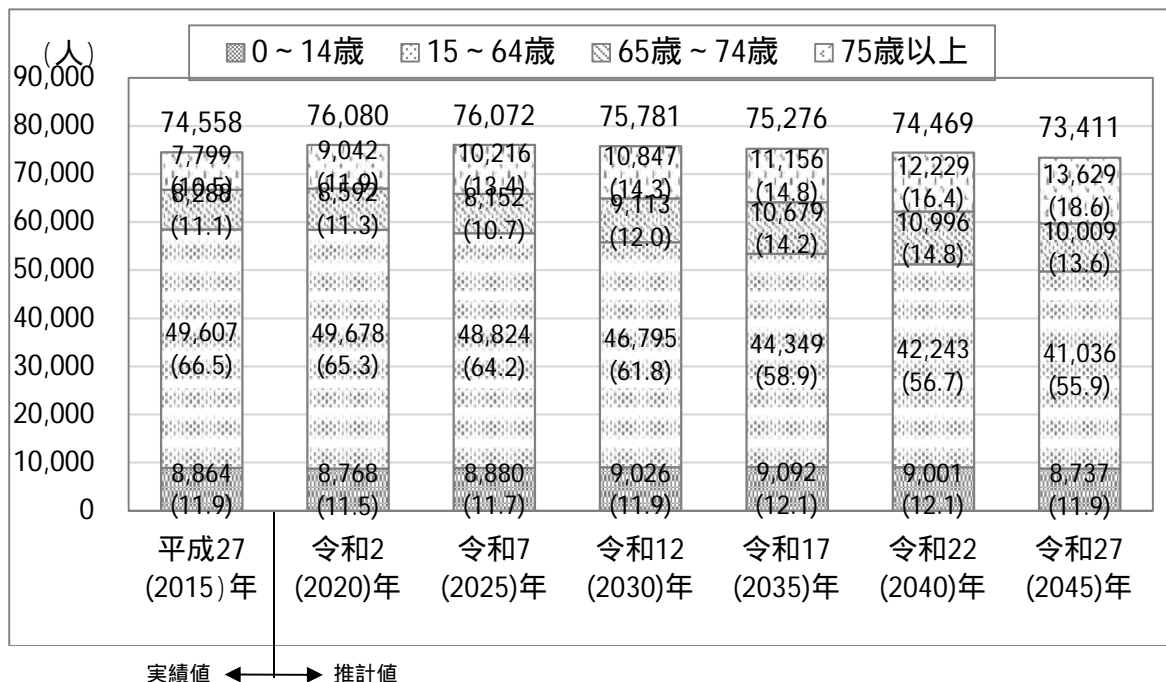
今後の人口動向予測は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で、最も基礎的な指標です。全国的に人口減少・超少子高齢社会の到来とそれによる影響が問題視されている状況を踏まえれば、人口動向予測の重要性は以前にも増して高まっています。

住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果、このままの状況で推移した場合、今後、国立市の人口は令和7(2025)年まで横ばいで推移した後、減少に転じ、令和27(2045)年には約73,000人ほどになると予測されます。その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向で推移するのに対し、老年人口(65歳以上)が一貫して増え続け、令和27(2045)年には高齢化率が32.2%まで上昇します。

基本構想を策定した際の人口推計と比較しても、人口減少となる時点が遅くなったものの、将来的な人口減少や少子高齢化の進展といった大きな流れは変わっていません。このような人口構造の変化は、財政の根幹をなす市税の減収を招く一方、扶助費の増加により、財政構造の硬直化に拍車を掛けることが大いに懸念されます。**また、超少子高齢社会においては、地域経済規模の縮小や高齢者をはじめとする支援が必要な方を支える担い手の不足も大きな課題となります。**このため、基本構想において、幅広い視点からのアプローチを長期的に続ける必要があることを明らかにし、「まちづくりの目標」の実現により、「人口減少を食い止めることを目指す」とした方針は継続して取り組む必要があります。また、さらなるまちの活性化のためには今後10～20年程度の期間において人口の増加を目指すことも求められます。本計画においても、このような考えを踏まえ、超高齢社会を支える体制の構築と、子育て世代への支援を通じ、短期的には人口増加を目指し、長期的には人口減少を食い止めつつ人口構造を改善することに注力します。

図表4 将来人口の推計結果

パターン1：住民基本台帳人口に基づく市の独自推計



2 将来の人口展望

住民基本台帳人口に基づく人口推計（パターン1）では、現在進められている富士見台地域のまちづくりや JR 南武線連続立体交差事業などの今後の大きな状況変化のほか民間における開発といった人口増加に関する要素が織り込まれていません。

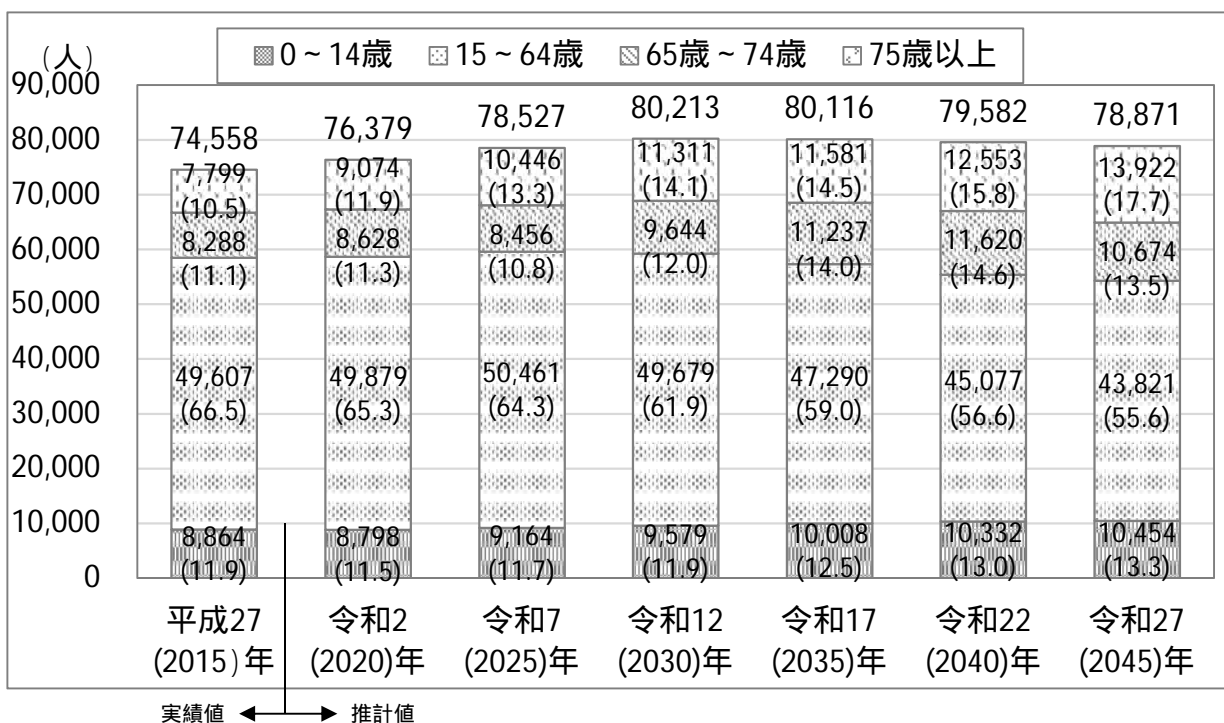
これらのまちづくりや開発等による人口増加の要素を加味した場合、今後、国立市の人口は令和12(2030)年の80,213人をピークに減少傾向に転じ、令和27(2045)年には79,000人を下回ると予測されます。

その内訳をみると、人口増加に伴い、生産年齢人口(15～64歳)も増加しますが、長期的には減少します。老年人口(65歳以上)は一貫して増え続け、令和27(2045)年には高齢化率が31.2%まで上昇します。

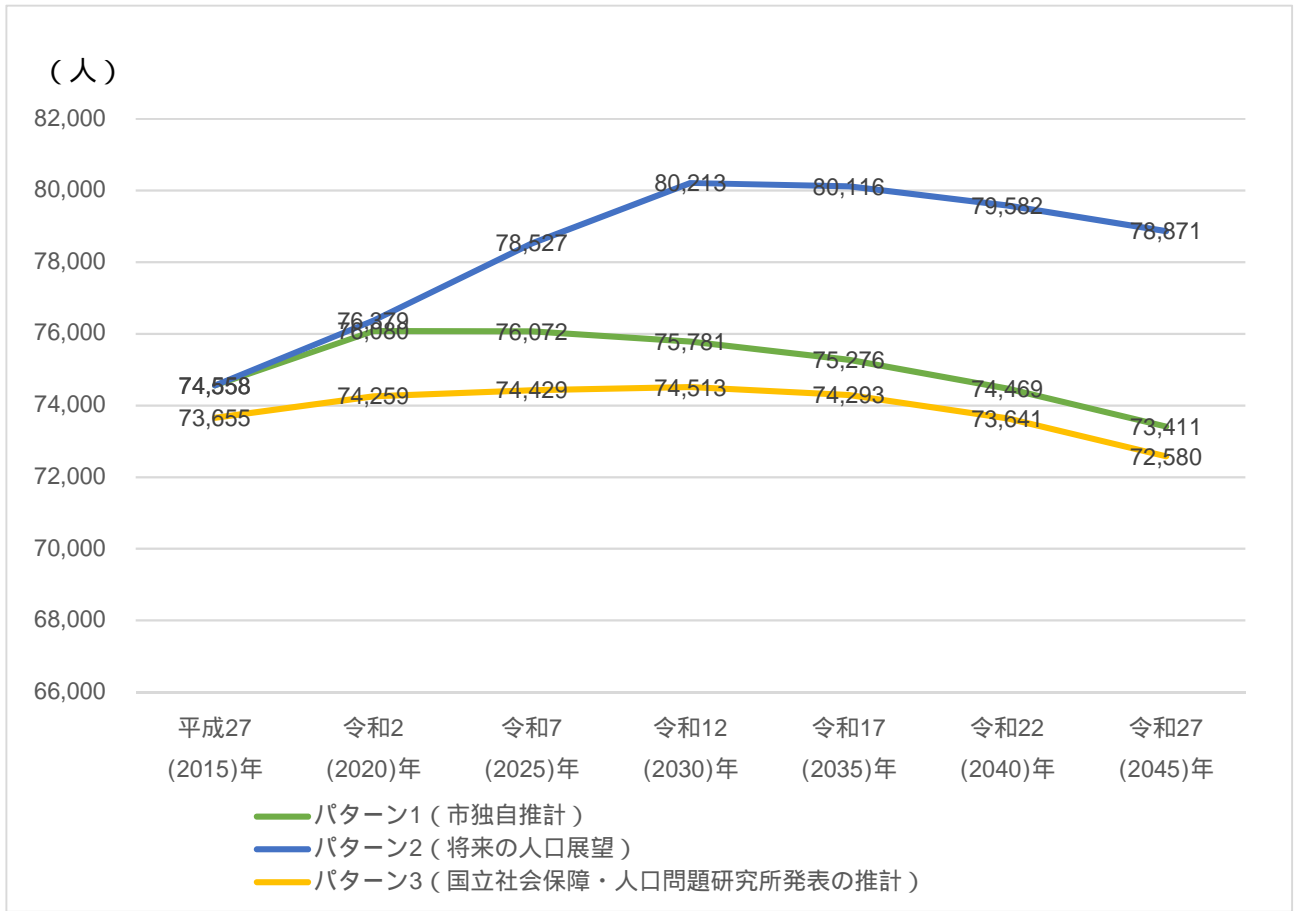
このような状況を考慮し、目指すべき人口の将来展望としては、開発等により確保される人口の受け入れ可能な容量（供給される住居）を転入者の増加等によりすべて活用することとし、第5期基本構想第2次基本計画終了時における人口は79,000人を超えることを目指します。また、若い世代の定住による生産年齢人口の比率改善も併せて目指します。

図表5 将来の人口展望

パターン2：住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計



図表6 将来人口推計の比較



図表7 推計方法の概要

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30年推計))

推計パターン	基準年	推計年
パターン1:住民基本台帳人口に基づく市の独自推計		
<p>平成31(2019)年1月1日を基準日とし、コーホート要因法により将来の人口を推計。</p> <p><出生に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立市の平成25(2013)年～平成29(2017)年における出生性比(男児数/女児数)の実績値の平均値を採用。 ・平成18(2006)年～平成27(2015)年の国立市の合計特殊出生率に「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(社人研)より中位推計における全国の合計特殊出生率仮定値の伸び率を乗じた値を国立市の将来の合計特殊出生率仮定値として採用。 <p><死亡に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(社人研)より国立市の値を採用。 <p><移動率に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21(2009)年～31(2019)年の実績人口と生残率、出生性比より算出。その後は同水準で推移すると仮定。 	平成31(2019)年	令和2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年
パターン2:住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計		
<p>パターン1を基準とし、今後の集合住宅等の開発を考慮して将来の人口を推計。</p> <p><出生に関する仮定> <死亡に関する仮定> <移動率に関する仮定> はすべてパターン1と同じ。</p> <p>開発により供給される住戸はすべて入居されると仮定。また、1戸当たりの平均世帯人数は、平成27(2015)年の国勢調査における全国平均2.33人を採用。</p> <p>増加する人口の年齢・性別等の属性は、平成31(2019)年1月1日現在の市全域の人口割合を使用して求める。</p>	平成31(2019)年	令和2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年
パターン3:国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠		
<p>主に平成22(2010)年～27(2015)年の人口の動向を勘案し、将来の人口を推計。</p> <p><出生に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、平成27(2015)年の全国の子ども女性比(15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比)と、各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成32(2020)年以降57(2045)年まで一定として市町村ごとに仮定。 <p><死亡に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、55～59歳 60～64歳以下では、全国と都道府県の平成22(2010)年 27(2015)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。 ・60～64歳 65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成12(2000)年 22(2010)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 <p><移動率に関する仮定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22(2010)年～27(2015)年の人口移動傾向が特異であった可能性が高いと考えられるため、平成17(2005)年～22(2010)年の人口移動傾向を基準として転出数と転入数に分けて推計を実施。 	平成27(2015)年	令和2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年

3 目指すべき方向性

目指すべき将来の人口展望を実現するためには、国立市へ「住みたい・住み続けたい」と思われるような安心・安全で魅力あるまちづくりを進める必要があります。短期・中期的な人口増加、長期的な人口減少の抑制、人口構造の変化による影響の緩和を目標に平成 28(2016)年 3 月に策定した「国立市人口ビジョン」に定める方向性を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民の意識・行動様式の変化や経済状況等も踏まえ、次のとおり目指すべき方向性を定め、施策・事業を展開します。

また、居住地の選択に当たっては、テレワークの普及が進んでいるものの、通勤・通学の利便性の高さは依然として重要であると考えられます。こうした中において、国立市は中央線沿線の各自治体と競合する可能性が高いことから、行政サービスの水準はこれらの自治体と同程度を目指しつつ、特徴的で魅力あるまちづくりを推進していきます。

(1) 少子化の抑制に向けた出産・子育て支援の促進

少子化の抑制においては、合計特殊出生率の改善と母親となる年代の女性人口の増加の観点が重要です。

このうち、合計特殊出生率については、国立市だけでなく国・都道府県における取組が極めて重要となります。また、合計特殊出生率の改善による生産年齢人口の増加等の効果があらわれるまでには一定程度の時間を要することから、国・東京都などの動向を踏まえながら、改善に向けた長期的な取組の推進が必要となります。

一方、母親となる年代の女性人口の増加については、特に子育て世帯の転入増加を促すことが重要です。家族形態の多様化や地域コミュニティの希薄化などによる孤立、格差社会の進行など、子育て世帯の抱える課題は複雑化・多様化しています。また、国立市における令和元(2019)年度の妊娠届件数及び出生数は、前年度に比べ 10%程度減少しており、令和 2(2020)年度についても同程度の減少傾向が見られます。さらに、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したことで、感染リスクと景気悪化への不安感から、全国における令和 2(2020)年の妊娠届件数は前年に比べて 4.8%減少しており、今後の全国的な出生数減少の加速が懸念されます。こうした状況においても、安心して子どもを産み育てることができる環境を作るため、周辺地域の状況を踏まえた上で、子ども・子育て支援や教育支援、居住環境の整備などの充実化のほか、在宅ワークの増加をきっかけとする男性の育児・家事への積極的な参加を促すことなども求められます。

子どもを産み育てやすい環境の整備は、社会全体へ影響を及ぼすことのできる国や広域的な対策を行う東京都、住民に近い市区町村がそれぞれの特性を活かして対応すべきものです。国立市では、国や都と連携しながら、引き続き「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」を展開する必要があります。

(2) 人口構造の変化によるマイナスの影響を抑制

高齢化率が上昇していくことは避けることのできない状況にありますが、若い世代の定住を促すことにより、将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を抑制することは可能です。

国立市では、特徴的な取り組みとして、子どもたちの自己肯定感を丁寧に育み、最後までやり抜こうとする力、他者と対話する力、自己の気持ちを表現しコントロールする力などといった「非認知スキル」を身につける乳幼児期からの保育・幼児教育を推進しています。安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の充実や豊かな幼児教育環境を確保することにより、国立市で子育てをすることで、子どもに豊かな心が生まれ、子ども一人ひとりが夢と希望を叶えることができるようになることを目指します。こうした取り組みにより、国立市が子育て世代に選ばれることで、生産年齢人口の流入と定住を促します。

また、賃貸住宅と持ち家との間において人の循環を生じさせるなど、まち全体が同時に高齢化することのないようまちづくりに取り組むことで持続可能なまちの実現へとつながります。

(3) 地域経済の活力の維持・増進

国立市には個性ある店舗が多く、市の魅力のひとつとなっています。この魅力をさらに伸ばしていくことが居住者及び来街者を確保するために必要となります。そして、地域経済の活力の維持・増進を図るためには、市内外からより多くの来街者を引き込むことが必要です。令和2(2020)年には旧国立駅舎が再築され、まちの案内所 も旧国立駅舎内にて運営を開始しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、度重なる休業要請や外出自粛が求められています。こうした感染防止の措置により、国立市内の事業者にも大きな影響が生じています。

コロナ禍における市内事業者の経営継続、コロナ後に向けた地域経済の活性化のため、再築された旧国立駅舎の機能を活用しつつ、既存商店街の機能強化を促進するとともに、中小事業者への売上向上のためのコンサルティングを含めた、既存事業者の経営基盤の強化・安定化に向けた取組や、市内に立地を希望する企業及び起業・創業を目指す方への支援の充実に取り組む必要があります。

(4) 文教都市としてのブランド力の向上

子育て中のファミリー世代の定住化や、閑静な住宅地として多摩地域の中でも有数の高いブランド力の維持・向上にも結びつくよう、「文教都市くにたち」にふさわしい学校教育の充実を図るとともに、多くの人々に国立らしさを印象付けている優れた都市景観や、良好な住環境の保全・形成に向けた取組を引き続き強化する必要があります。

(5) テレワーク等の環境変化を捉えたまちづくりの推進

転出入の大きな要因となっている通勤先と居住地との位置関係においては、これまで職住近接を指向する傾向がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが普及しつつあり、地方への関心が高まるなど、取り巻く状況がこれまでと異なってきています。こうした状況変化に伴って、良好な住環境が整い、都心へのアクセスが比較的容易である国立市は、居住地として選ばれる可能性を有しています。

また、多摩地域全体の活性化の観点からは、東京都の多摩振興の取り組みや多摩地域自治体における広域連携の取り組みにより、多摩地域における産業基盤の強化を含め、昼間人口の確保が求められます。

上記(2)から(4)までに記載している市の魅力を伸ばす取り組みを推進して 居住地として

市の魅力を高め、 選ばれるまちとして個性を磨く とともに、その魅力をしっかりと伝えていく 必要があります。

(6) 都市間交流の推進

大きく異なった環境を有する自治体同士が交流することにより、まったく新しい価値を生み出すことができます。次世代を担う子どもに対しては、国立市では体験することのできない自然、歴史文化、芸術などの様々な経験を提供することができます。また、市民が改めて国立市の魅力に気づくことでシビックプライドを醸成することも可能です。そして、交流先の都市を身近に感じて関係を築き、異なる文化・新しい文化を柔軟に受け入れていくことにより、排他的になることなく寛容なまちを作り上げることにもなります。

都市間交流の推進により、これまで築き上げてきた国立市の都市としての価値をさらに高めることが必要になります。

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想においては、優先順位を見極めるための視点として、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として決めました。この視点により、分野別に整理された政策や基本施策を横断的に捉え直して、重点項目を抽出します。具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活や社会状況、経済状況には大きな変化が生じています。感染拡大の防止だけでなく、生活困窮者やDV被害の増加をはじめとする生活面における様々な課題の表出、相次ぐ休業要請等による事業者の疲弊といった多くの課題に対して迅速に対応していかなければなりません。

一方、非接触・非対面といった行動様式の変化に伴い、デジタルディバイド¹に配慮しつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）²の推進が強く求められています。また、特に高齢者の外出機会が減少したことによる健康づくりや介護予防のさらなる推進、テレワークが推奨されたことによる良好な住環境の確保など、これまでも重要とされてきた課題であります。優先して取り組むべき課題に変化してきています。

こうした新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とその影響への対応、そして、中長期的に解決すべき課題に対しても、上記の3つの政策の視点とともに、重点項目の1つとして取り組むこととします。

¹ インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

² 情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

2 重点項目の内容

【重点項目1】次世代の育成

人口減少社会における都市間競争は、人口を軸とした展開になることが想定されますが、とりわけ、まちの活力を生み出す子どもや子育て世代の人口や割合が重要となります。子育て世代に選ばれる都市になるためには、「次世代の育成」を主眼に置いたまちづくりが欠かせません。さらに、他都市からの人口流入を図ることだけを考えるのではなく、人口減少社会に対応した地域社会や子どもを産み育てやすい地域社会の形成を図っていくことも必要となります。

安定した財政運営の基盤となる点や増え続ける高齢者を支えるための基礎という視点からも「次世代の育成」は重要です。それと同時に、「次世代の育成」は、国立市で育った子どもたちが成長し、国立のまちをより発展させていくという好循環の起点となるものであり、まさに未来に向けた投資といえます。

このような認識に立ち、今後、これから子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市となるべく、狙いを定めたまちづくりを推進していきます。

【重点項目2】安心・安全の確保

「安心・安全の確保」は全ての基本で、市民の強い思いがあります。これまで阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害のほか、令和元(2019)年には台風19号により多摩川流域でも浸水被害が発生しました。発生確率が高まりつつある首都直下型地震とともに、気候変動に伴う風水害や土砂災害等に対する備えのあるまち、犯罪の少ない治安の良いまちに住みたいという市民の強い思いは継続しています。

安心・安全の確保は、防災や防犯のみにとどまるものではありません。安心・安全なまちであってこそ、「住みたい」「住み続けたい」まちが実現します。安全なまちであるからこそ、まちに活気を与える若者が住みたいと思うまちであり、また、安心して子どもを育てることができ、高齢者にとっては医療と福祉の連携、地域包括ケアが機能していればこそ安心な老後を送ることができます。

安心・安全は、市民生活の土台というべきものです。この土台の上で、市民は心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取っていきます。

土台は安定していても、また、信頼があってこそ機能します。社会情勢が不安定な現代において、今後も継続して「安心・安全」のまちづくりを推進し、土台を守っていくことは、国立市において最も重要な施策の一つです。

「安心・安全」のまちづくりは、安心して暮らすことができる状態を常に担保することであると考えることができます。この安心して暮らすことができる状態について整理すると、次の5つに分類されます。

- (1) 安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。

- (2) 市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
- (3) 市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、安心して生活できる。
- (4) 市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。
- (5) すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環境が整っている。

現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するためには、上記の5つの状態を目標として事業を実施していく必要があります。

また、都市と都市とのつながりを大切にすることは、平和な世界を実現するための地方自治体レベルでのみ実施することができる取り組みです。都市間の交流により寛容な社会を作ること、**「安心・安全」**にもつながる重要な取組です。

【重点項目3】国立ブランドの向上

国立市には、緑あふれる景観や自然と共に、個性的な店舗やまち全体に広がる文化・芸術の気風、歴史の中で培われてきた高い住民意識など、多面的な魅力があります。まちにとっての**「ブランド」**とは、このような多面的な魅力が折り重なってできる、まちとしての価値です。国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、このブランドが欠かせません。

「ブランド」の源泉は、市民がまちに対して抱く愛着や誇り、いわゆる**「シビックプライド」**です。**「文教都市くにたち」**という言葉が周辺の地域に認知されているのは、市民がその言葉に代表されるまちのあり方に愛着や誇りをもち、先人たちから受け継いできたそれらを次代にも引き継ごうとしているからです。

そのため**「国立ブランド」**の要素は、市民が国立市のことをどう捉えているかということにほかなりません。市政世論調査による**「国立らしさ」**の回答には、**「学校が多くある」「教育水準が高い」「閑静な高級住宅街」「文化的」「緑豊か」「景観が優れている」「治安がいい」「繁華街がない」「住民意識が高い」**などが多く挙げられています。

市民の意識と外部からの評価は一致しており、国立市のブランドイメージは確立されていると言えます。今後は、評価されている点を磨き上げるとともに、マーケティングの観点を取り入れて積極的に情報発信していくことで、国立ブランドの向上へと結びつけることが重要です。また、これまでのブランドイメージを基礎としつつ、新たな魅力を発見・発信することにより、国立ブランドを時代に合わせて変化させていく努力も求められます。

国立ブランドの向上は、シビックプライドの醸成へとつながり、**「住み続けたいまち」**への思いにもつながります。国立ブランドの向上によって醸成されたシビックプライドが、さらに国立ブランドを高めていくという好循環を生み出していきます。

【重点項目4】新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症はワクチンが開発され、国立市においても令和3(2021)年5月から住民に対する接種が開始されました。ワクチン接種以外にも、公共施設や学校などの水道栓の自動化といったハード面、オンライン会議をはじめとするソフト面での非接触化の環境整備が進められています。円滑なワクチン接種の実施とともに、マスクの着用や手洗いの励行など感染症に対する従来からの対策を継続しつつ、引き続き感染拡大防止に努めることが必要です。

この間、市民に対しては、感染拡大防止のため一貫して外出自粛が求められてきました。家庭で過ごす時間が長くなることによって虐待やDVなどが増加しているほか、外出の機会が減少することにより、高齢者をはじめとする市民の運動機能の低下や健康面での悪化も懸念されています。また、事業者に対して休業要請がなされ、経済活動が停滞することにより、生活困窮者が増加するとともに、市内事業者の経営にも大きな影響が生じています。感染拡大防止の措置が長期化することによる経済への影響は、多くの市民の生活にも影響を及ぼしつつあります。

こうした新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置に伴う様々な課題や市民生活への影響は、常に状況が変化しており、予測のつかない不確実な状況にあります。情報収集や分析を随時行い、その時のニーズや状況を見極めて、必要となる支援や対策を時機を逸することなく、効果的・機動的に実施していくことが求められます。

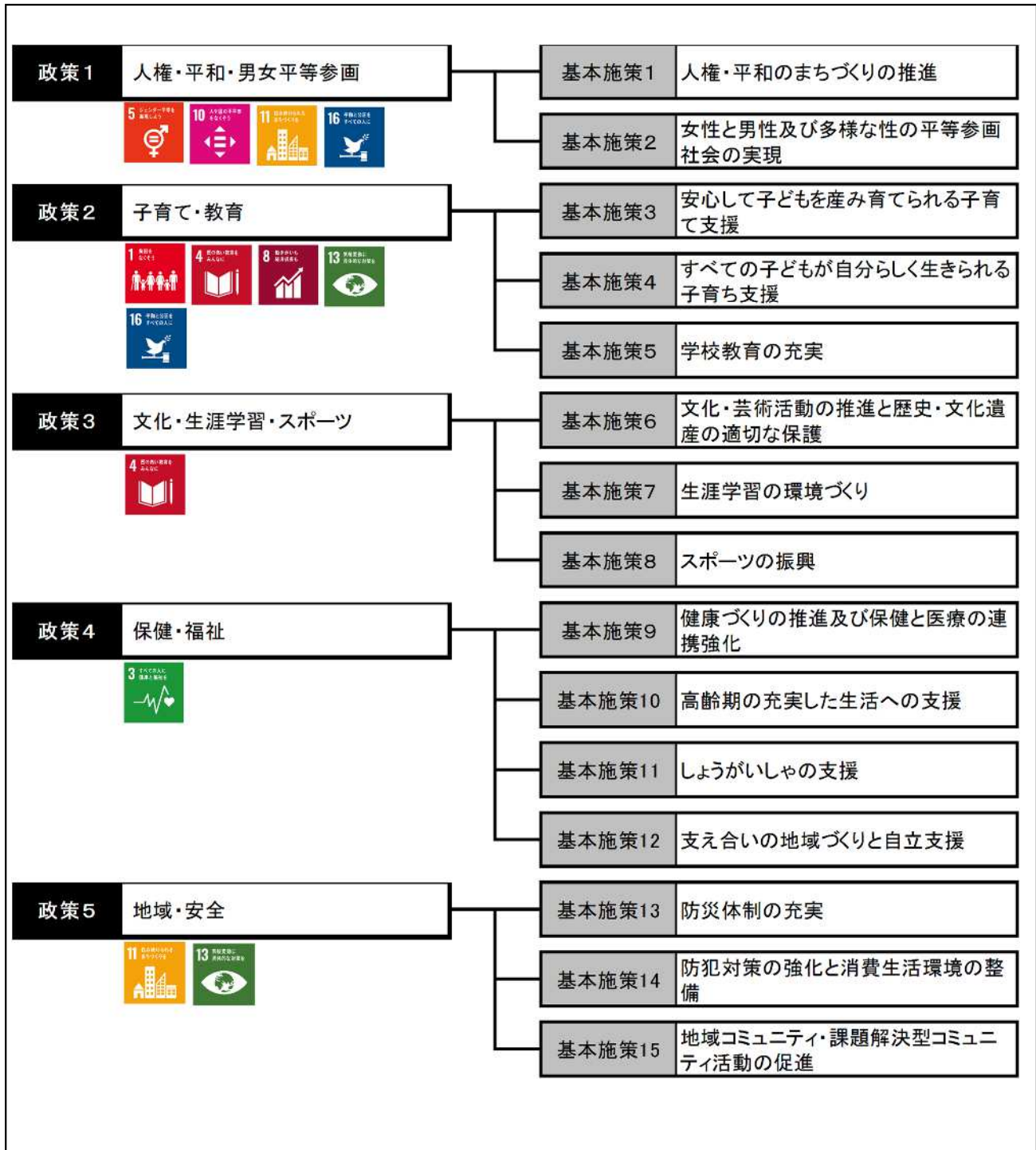
また、新型コロナウイルス感染症の収束をある程度見通すことができた際には、意識・行動様式の変化や社会状況の変化などをしっかりと捉えながら、さらなる魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。現時点においても、市内の活力を増進させていくための伴走型の中小企業支援、デジタル化による市民サービスの向上と行政の効率化、テレワークの推進による良好な住環境を備えたまちへの定住意向を捉えた人口増加といった課題が挙げられます。さらに、非対面・非接触化が進んだことによる「つながり」の希薄化によって、子どもの発達や高齢者をはじめとする市民の健康に影響を与えている可能性があるほか、テレワークの普及によって職場へ通勤していた方の自宅や地域で過ごす時間が増えているといった状況変化もあります。

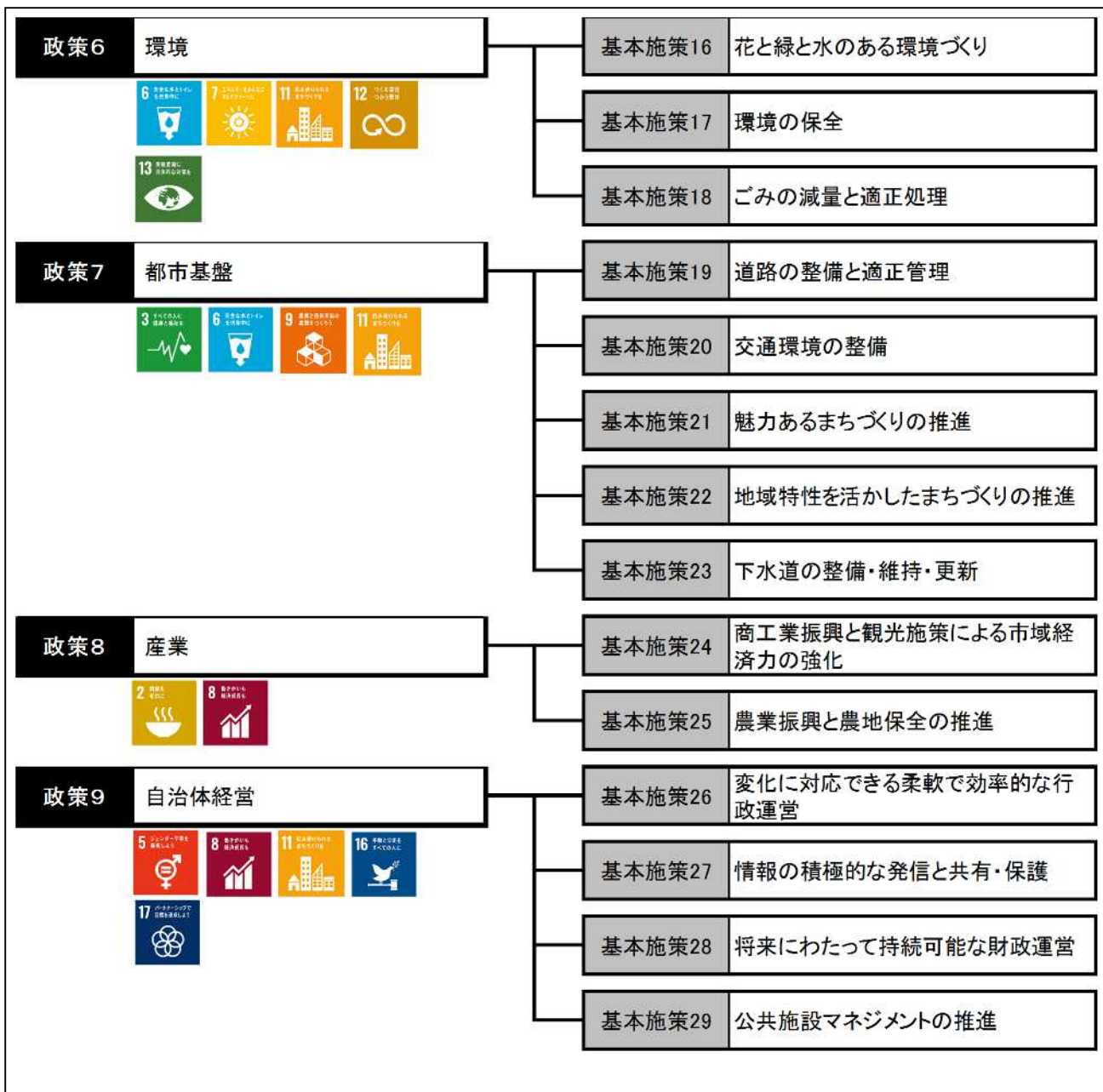
○デジタル技術を活用しつつも、「つながり」のある地域社会を再構築するとともに、新たな課題への対応を推進することでポストコロナにおけるまちづくりを進めていきます。一例としては、コロナ禍において顕在化した食の貧困や疲弊する市内飲食店の活性化などの課題解決を「つながり」の視点も含めて「食のまちづくり」として総合的に推進するため、計画を策定して事業を推進していきます。

基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表8 基本施策の体系





基本施策

< 施策別計画の見方 >

施策に関わる近年の社会経済情勢や国・東京都の政策動向、国立市の現状等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

施策の統括課と、主な関係課を示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。

【1】人権・平和・男女平等参画

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

< 現状と課題 >

- 平成 28(2016) 年に差別解消三法（略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。被差別部落やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT¹、外国人などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。
- 平成 31(2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組みが求められています。
- 国立市では、平成 29(2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向(基本的取組)の体系を示しています。

< 施策の目的及び体系 >

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

展開方向 1 人権意識の醸成と普及啓発

展開方向 2 時代を見据えた平和意識の創造

<展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発>

【目的】

ソーシャル・インクルージョン³の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のなく暮らしやすくなる社会を目指します。

【手段】

- ◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。
- ◆市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、取組の目的を示しています。

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、目的の実現に向けた具体的な手段を示しています。

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、事業の実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%	市民意識調査	50.1 (2020年)	53.0	57.0
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	91.3 (2018年)	95.0	95.0

指標値の設定について

指標値は、事業実施の成果を把握することを目的に設定しています。各施策の効果や目的の達成度は、数値では捉えられない面もありますが、できるだけ各施策の一側面を測定できる指標を選択しています。

【政策 1】人権・平和・男女平等参画

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

平成 28(2016)年に差別解消三法(略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。被差別部落やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT¹、外国人などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。

平成 31(2019)年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組みが求められています。

国立市では、平成 29(2017)年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。

これまでの行政において人権とは、公(行政)に対する個人の権利の保障という側面で捉えられてきました。しかし、市民等からは、私人間における人権侵害や差別の事案への行政としての働きかけを求める声が増えつつあり、従来の考え方からの転換が求められています。また、インターネット上の人権侵害への対処も課題の一つとなっています。

令和元(2019)年 12 月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つかりにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。

平和への強い意思を世界に向けて発信するため、平成 12(2000)年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その 10 年後にあたる平成 22(2010)年には、「平和首長会議²」に加盟し、令和元(2019)年 10 月には、「第 9 回平和首長会議国内加盟都市会議総会」を国立市で開催しています。今後も、広島市、長崎市とともに国内外の自治体と連携を図り、核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて取り組む必要があります。

「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6 月 21 日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後 75 年が経過し、戦争体験者が少なくなる中、平和の尊さや戦争の悲惨さ、日常と平和について市民と共に考える機会を創出する必要があります。

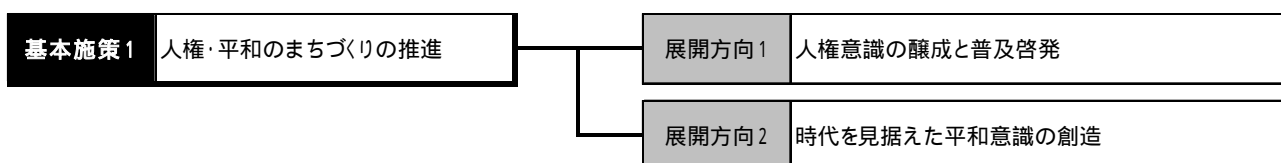
¹ LGBT(エル・ジー・ピー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語。

² 昭和 57(1982)年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 7,700 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、医療従事者などのエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や不当な差別が社会問題となっています。また、ワクチン接種に関して、持病により接種できない方や本人の意思により接種しない方が差別や不利益な取扱いを受けることのないよう、行政の正確な情報発信と不当な差別への対応は、コロナ禍における新たな人権問題として取り組む必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。



< 展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発 >

【目的】

ソーシャル・インクルージョン³の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

【手段】

基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。

市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。

オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。

市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI ⁴)	
				2023年	2027年
市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.7 (2020年)	36.8	39.6
ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%	事務事業マネジメントシート	97.3 (2018年)	98.8	100

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

⁴ 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator) の略称。

<展開方向2：時代を見据えた平和意識の創造>

【目的】

平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。

【手段】

「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。

平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、平和活動の推進を図ります。学校や公民館等において、平和教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%	市民意識調査	50.1 (2020年)	53.0	57.0
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	91.3 (2018年)	95.0	95.0

<現状と課題>

世界経済フォーラムが発表する「ジェンダー・ギャップ指数」において、近年、日本は「教育」と「健康」の分野では高いスコアを出していますが、「政治」と「経済」分野は低く、総合的に低い水準の状況が続いています。

東京都では、平成 29(2017)年度から 5 か年計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の形成を目指しています。

国立市では、平成 30(2018)年 4 月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、市の男女平等参画の実現に向けた制度面での体系が整備されました。同年 5 月には、条例推進の拠点施設として「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」を開設しています。また、取り組むべき課題や社会情勢の変化等から生じた課題に対応するため、条例に基づく推進計画として、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画(計画期間:平成 28(2016)年度から令和 5(2023)年度)」を策定し、男女平等参画の意識醸成、防災分野における推進、多様な性の理解促進、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援対策、計画の推進体制構築など、各所管において個別の事業が展開されています。

今後も女性・男性・LGBT¹等を含む多様な性など、あらゆる性別に関わらず、だれもが自由に生き方を選択できる男女平等参画社会の実現に向けた施策展開が必要です。

市では、当事者からの要望を受け、セクシュアルマイノリティと事実婚の方を対象としたパートナーシップ制度を令和 3(2021)年 4 月から開始しました。今後、一層の制度の実行性や周知を図るため、市民や市内外の事業者への働きかけ、自治体間連携を行う必要があります。

女性に対する差別や暴力、離婚問題、子育ての相談、ひとり親家庭の貧困、性と生殖に関する健康と権利に関するケアなど、一人ひとりの生き方や家族形態の多様化への対応が求められています。

DV 被害者支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村の基本計画策定に関して努力義務が課されています。国立市では、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画」に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」盛り込み、DV 被害者支援に関する施策を進めています。

DV 被害者支援に関する施策の推進に当たっては、DV 被害者の個人情報等の管理等を徹底した上で、庁内の関連部署が情報を共有し連携すること、特に児童虐待対応部署との連携強化が重要になります。また、庁内だけでなく、民間支援団体等の外部の関係機関とも連携し、きめ細かな支援(エンパワーメント²)を行うことが必要です。さらに、被害者の多くが女性であることから、女性が安心して相談できる相談体制づくりの構築と共に、近年、被害が顕在化してきている男性や LGBT 当事者に対しても支援(エンパワーメント)を行う必要があります。

女性の中には、貧困や配偶者等からの暴力に加えて、しょうがいがあることや外国にルーツを持っていること等の複合的な要因により、困難な状況におかれている方もおり、このような方

¹ LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語(頭文字をつづり合わせて作った言葉)。

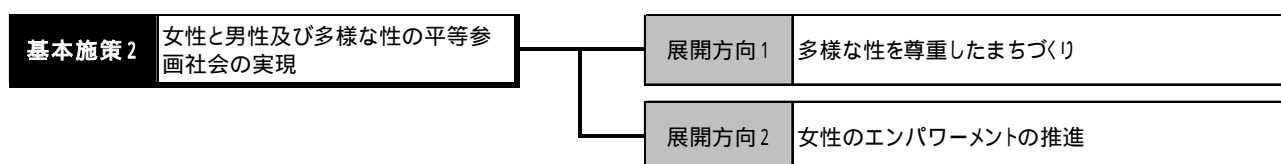
² エンパワーメント(Empowerment)とは、その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。

に対し、外部の関係機関や民間支援団体等と連携しながら支援（エンパワーメント）していくことが求められています。

コロナ禍において、在宅勤務や外出自粛、経済的貧困や孤立により、DV が表面化、深刻化し、行政や民間女性支援団体への相談件数が飛躍的に増加しています。制度の狭間におかれた女性に対し、新たな支援策を構築するなど、現状に応じた対応が求められます。

< 施策の目的及び体系 >

性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択でき、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。また、女性のエンパワーメントを図るための環境を整えると共に、DV やセクシュアル・ハラスメント等の防止に向け、地域と連携した取り組みの充実を図ります。



< 展開方向 1 : 多様な性を尊重したまちづくり >

【目的】

性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。

【手段】

男女平等意識の醸成を図るため、市民や事業者に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います。学校教育・社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画に関する教職員等への研修、啓発等を行うと共に、児童・生徒への意識の醸成を図ります。

家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和のとれた生活が送れるよう、ワークライフバランスを推進します。

SOGI とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称であり、すべての人の性のあり方に当てはまる、LGBT より広い概念です。性的指向と性自認は、すべての人に関わる人権の問題であり、SOGI により差別や偏見等が生じている状態を解消するための啓発や相談支援の充実を図ります。

婚姻、通院、就職等の LGBT 当事者が抱える生活上の課題について、当事者と共に解決策や制度等を検討します。また、アウティングを防止するための取り組みを行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市の施策に女性の視点が十分に反映されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	13.3 (2020年)	16.0	28.0
男性が家事、育児、介護等に十分に参加していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	25.4 (2020年)	28.0	32.0
「LGBT」あるいは「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	82.2 (2020年)	86.0	90.0

<展開方向2：女性のエンパワーメントの推進>

【目的】

女性が自分らしい生き方を選択するとともに、家族や学校、会社、政治、地域などにおける様々な意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること（女性のエンパワーメント）を可能とするため、ライフステージにおける様々な問題の解決や、DV等の困難な状況の改善を図ります。

【手段】

女性に対する不当な差別や暴力を防止するため、地域の関係機関や民間支援団体と連携しながら、DV被害者等の安全確保と自立に向けた伴走型のパーソナルサポートを実施します。

全ての女性のエンパワーメントを図るため、性と生殖に関する健康と権利、仕事と子育て、DV、ハラスメントなど、女性のライフステージに関する必要な情報提供を積極的に行い、各種相談事業等を実施します。

くにたち男女平等参画ステーションを拠点施設として、様々な手法を活用し啓発事業に取り組みます。特に若年層に対して、男女平等参画やDV等に関する理解を促すため、学校等と連携した啓発事業を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
女性が様々な意思決定過程に参画していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	19.3 (2020年)	22.0	26.0
女性相談件数	件	国立市における延べ女性相談件数	328 (2018年)	380	420
DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかった）市民の割合	%	多様な性と人権に関する市民意識調査	50.7 (2019年)	38.0	26.0

【政策2】子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、施策推進担当】

<現状と課題>

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人に上っていましたが、昭和50(1975)年に200万人、昭和59(1984)年に150万人をともに割り込み、その後、平成3(1991)年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向で推移し、平成30年(2018)年には約92万人となっています。

このような背景の下、少子化対策は国を挙げて取り組むべき極めて重要な政策課題となっています。国は、平成24(2012)年8月に公布した「子ども・子育て関連3法¹」に基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、認定こども園・幼稚園・保育所等の整備を総合的に進めることとしています。

国立市においても、「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消のため保育の量的拡大・確保を行うとともに、教育・保育の質の向上を目指していくこととしています。特に、女性の社会参画が進んだことにより保育ニーズは高まっており、平成28(2016)年以降、4園の保育園新設、2園の認証保育所の認可保育園化などを行い、保育定員の拡大に努めてきました。しかしながら、依然として待機児童ゼロには至っていません。

国の政策により令和元(2019)年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始されています。これにより保育ニーズが喚起された側面もあると推測されます。平成31(2019)年4月1日時点では、待機児童は0~1歳児に集中しており、ニーズに応じた保育園整備や幼稚園への入園促進のためのPRなど、多様な手段を組み合わせるライフスタイルに合った待機児童対策の推進が必要となります。

1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、平成27(2015)年から平成30(2018)年までの推移をみると、国立市では1.24~1.30で推移していましたが、令和元(2019)年の国立市の合計特殊出生率は1.06となり、全国の1.36を下回り、人口維持の目安とされる2.08には遠く及ばない状況です。また、多摩地域の市部全体の1.23や、東京都全体の1.15を下回るという状況にあります。

今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。

「児童福祉法」と「母子保健法」が改正され、妊娠期から乳幼児期における継続的かつ包括的な支援を行うため、自治体には「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務として課されました。

国立市では、平成29(2017)年7月に組織改正を実施し、母子保健部門と子育て支援部門の組

¹ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている。

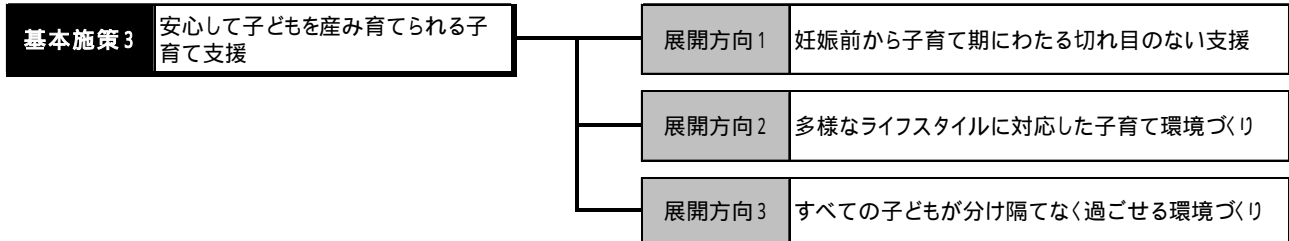
組織的な統合を図るとともに、子ども総合相談窓口「くにたち子育てサポート窓口」を開設しました。「くにたち子育てサポート窓口」では、母子手帳交付の機会を活用した保健師による妊婦全数面接を実施しているほか、子育て支援等の情報や手続きをワンストップで提供する機能を備えています。今後、相談に関する機能を強化し、母子保健機能と子育て支援機能のさらなる連携強化を図る必要があります。

また、近年の児童虐待事件の増加を受けて、保護者による体罰の禁止を規定した「改正児童虐待防止法」、「改正児童福祉法」、「東京都子供への児童虐待の防止に関する条例」が制定され、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている「民法」の「懲戒権」についても、その在り方が検討されることとなりました。今後は、児童相談所と子ども家庭支援センターを中心に、児童相談支援機関が連携・協力しながら、「体罰等によらない子育て」の普及啓発及び推進を図っていくことが求められています。

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応しながら、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てをしっかりと見守り・支える環境の充実を図る必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的に厳しい状態にあるひとり親家庭等の子育て世帯に対する支援の拡充が求められています。

< 施策の目的及び体系 >

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



< 展開方向1：妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援 >

【目的】

家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期の切れ目のない支援により、子育てしやすい環境を整えます。

【手段】

子育て世代包括支援センター事業を推進し、産後ケアなどの母子保健施策を充実させながら、妊産婦及び乳幼児の健康を守り、子育て支援施策と一体的に展開していくことによって、子どもが健やかに成長・発達出来るよう継続的・包括的に支援します。

これから子どもを産み育てようとする市民の、子育てに関する制度への疑問や不安を解消できるよう、積極的な情報提供と相談支援を行います。

親としての学び・成長への支援として、子育て講座や両親学級などの充実を図ります。

子どもへの虐待予防対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
合計特殊出生率	-	人口動態統計(東京都福祉保健局)における国立市の値	1.25 (2017年)	1.35	1.45
子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査(18歳以下の子どもがいると回答した市民を対象)	55.6 (2017年)	60.6	65.6
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査問診票	96.6 (2017年)	97.6	98.6

<展開方向2：多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり>

【目的】

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

【手段】

ニーズに対応した保育施設の拡充に努め待機児童解消を進めます。

幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。

国立駅南口複合公共施設整備基本計画及び矢川公共用地(都有地)の活用計画に基づき、交流とにぎわいのある良好な子育て・子育て環境の整備に向けて取り組みます。

子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
待機児童数(保育必要量)	人	各年4月1日現在、認可保育所入所希望者のうち、利用不可となった児童の人数(新定義)	46 (2019年)	0	0

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり>

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

基本施策 4

すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援

【施策統括課：施策推進担当】

主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、オンブズマン事務局】

<現状と課題>

近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。

国は、平成 22(2010)年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、これを受けて全ての子ども・若者の成長、発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族の支援を目的とした「子ども・若者ビジョン」を同年 7 月に策定しました。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 26 (2014)年 1 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な支援策等を示しています。

国立市では、平成 28(2016)年度から 8 年間の計画として、「第三次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画では、子どもを育てる大人や家庭への支援である「子育て支援」だけでなく、子ども自身を中心に据え、子ども自身が自らの力で心身共に成長することを支援する「子育て支援」という考え方を大切に、そのさらなる充実を目指しています。

この「子育て支援」の考え方に立って、「子どもの最善の利益」を実現するため、いじめ・虐待・不登校・性の問題・しょうがい・外国籍など多様な背景を持つ子どもたちが、1 人の例外もなく、自分らしく健やかに、主体性や社会性を身に付け生きていけるよう手立てを打つことを掲げています。

その中で、子どもの命・存在・成長発達を、家庭・学校・施設・地域が全体で支えることにより、子ども自身が支えられているという実感が持てる環境づくりが求められています。そのためには、子ども自身からの相談を受け入れる体制の充実と子ども参画の仕組みづくりを推進する必要があります。

平成 29(2017)年 4 月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を開始しました。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。

平成 27(2015)年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となり、地域の実情に応じた子ども・子育ての支援の充実を図ることが求められています。共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材の育成を目的に、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」が打ち出されています。

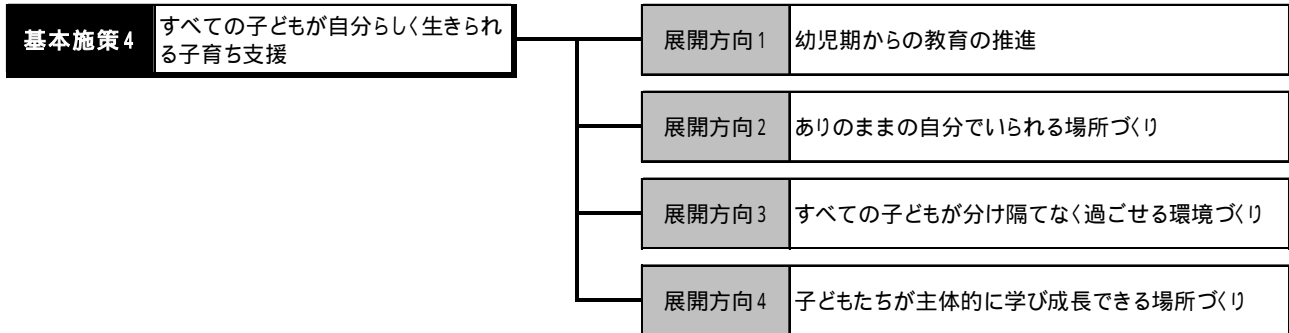
国立市においても、学童保育所と放課後子ども教室の一体型整備を基本とする、放課後子ども総合プランの行動計画を策定しました。今後、様々な体験活動や地域との交流を通して、子どもたちが主体的に学び成長できる機会と場所づくりを進める必要があります。

平成 30(2018) 年 4 月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら 3 つの要領等では、3 歳児以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0 歳からの幼児教育の重要性が記載されました。

国立市では、平成 30(2018) 年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「ここすき！」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進しています。幼児教育は、試行錯誤を繰り返しながら効果的な事業手法を確立させる必要があり、また、効果が表れるまでに時間がかかることから、今後、「幼児教育推進プロジェクト」を継続・発展させていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 幼児期からの教育の推進 >

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。

【手段】

幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進します。

市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化します。

幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。

新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
幼児教育推進事業への参加者数	人	同左	349 (2018年)	600	800

<展開方向2：ありのままの自分でいられる場所づくり>

【目的】

相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。

【手段】

誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、(仮称)子ども基本条例を策定します。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。

子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。

子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。

子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。

ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
子どもが市政やまちづくりなどの事業等に参加した参加者数	人	市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	197 (2018年)	250	290
子ども自身からの相談の受付件数	件	子ども人権オンブズマン、子ども家庭支援センター、教育相談室及び児童館・学童保育所にあった、子ども自身からの相談の件数	171 (2018年)	218	265

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり> 再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への

相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

<展開方向4：子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり>

【目的】

子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

(仮称)矢川プラス兼矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。

放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。

子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育ていけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。

国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。

子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	アンケート調査で把握	93.7 (2018年)	毎年度90%以上	

基本施策 5 学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課

主な関係課：指導担当、教育総務課、教育施設担当、学校給食センター、建築営繕課】

<現状と課題>

国立市立学校は、児童・生徒が主体的に学習に取り組み、学習習慣の定着を進める中で、確かな学力の定着が図られています。今後は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、学び合う中で互いの多様性を認め支え合う教育活動を推進していく必要があります。

国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後は、教育大綱の実現に向けて、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。

平成 31(2019)年 4 月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人一人を大切にしたい学校教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校内外における感染防止と学びの保障を両立させる必要があります。

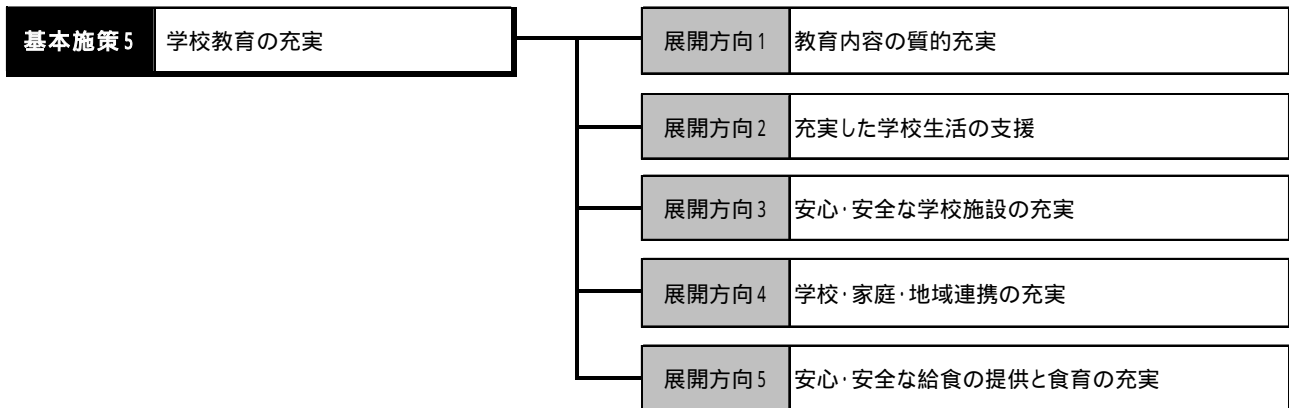
校舎等の学校施設については、安全性の観点から非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校及び第五小学校は、校舎等の更新時期が迫ってきており、他の学校においても順次更新時期を迎えることとなります。また、昨今の猛暑への対策が必要となっていることや学校施設は災害時に避難所となることから、体育館への空調機設置が求められているほか、トイレの洋式化等の教育環境の向上が求められています。今後は、平成 29(2017)年に策定した国立市学校施設整備基本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づき、上記教育環境の維持向上も念頭におきつつ、学校施設の長寿命化や適正な配置も視野に入れながら、計画的に取り組む必要があります。

学校評議員会制度や地域人材を学校教育に登用し、地域との連携を強化する中で、子どもたちの「生まれ育ったまち・くにたち」を愛する心や大切に思う気持ちの醸成、さらには「文教都市くにたち」を標榜するにふさわしい、教育の質の向上に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

- 学校給食については、引き続き充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、出前授業等の諸事業の積極的な実施と地産地消の取組を強化する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

学校と家庭、地域の連携により、児童・生徒が自ら考える力を身につけ、社会的な自立に向けた豊かな人間性を培う教育力の高いまちを目指します。



< 展開方向1：教育内容の質的充実 >

【目的】

「文教都市くにたち」の確立に向け、教職員の指導力向上を図るとともに、個に応じた指導の充実を図ることで、全ての子どもが生き生きと学校生活を送り、確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体などの生きる力を養います。

【手段】

児童・生徒に確かな学力を定着させるため、これまでの教育実践の蓄積にGIGAスクール構想の具現化を加えた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、主体的に参加する学習指導を推進します。

児童・生徒の自己肯定感を高めるため、他者との関わりの中で自分自身を価値ある存在として捉える教育活動を推進します。

児童・生徒が人間のあらゆる活動の源である体力を身に付け、健全な身体を育てるため、積極的に運動やスポーツに親しむ教育活動を推進します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新たな生活様式を実践するための力の育成を図る教育活動を推進します。

児童・生徒の教育的ニーズを把握し、個々の事情に応じた教育体制の整備・充実を図ります。発達支援事業との連携により、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、切れ目ない支援を行います。

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための幼・保・小連携や小・中学校連携の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
都の学力調査において下位層(C・D層) ¹ となった国立市の児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、下位層(C・D層)に区分された国立市の児童生徒の割合(各年8月現在)	42.7 44.1 (2018年)	42.0 44.0	41.0 43.0
全国体力調査における国立市の児童・生徒の体力合計点の平均点数 (上段：小学校、下段：中学校)	点	同左	46.8 46.9 (2018年)	47.5 47.5	48.5 48.5
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感の有無に肯定的に回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

<展開方向2：充実した学校生活の支援>

【目的】

児童・生徒が主体的に課題を解決しながら、充実した学校生活を送ることができるようにします。

【手段】

しょうがいや外国にルーツのある子ども等を含めた全ての児童・生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、個に応じた適切な支援を推進します。

児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚し実践できるよう、いじめについて深く考え理解するため、道徳の授業や、生徒会等による主体的な取組を推進します。

児童・生徒にとって学校が「魅力ある場所」と感じることができるようにするため、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応を推進します。

児童・生徒が、多様な人々と協働しながら**新型コロナウイルス感染症感染拡大などの**様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開ける持続可能な社会の創り手となれる教育を推進します。

「働き方改革関連法案」や都や国のガイドラインに基づき、校務を支援する人材や校務支援システムを導入し、教育活動向上のために教員の働き方改革を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
特別支援教室の利用割合 (小学校/中学校)	%	特別支援教室を利用する児童・生徒の全児童・生徒に対する割合	3.58 3.30 (2018年)	3.70 3.40	3.80 3.50
不登校児童・生徒の出現率 (小学校/中学校)	%	問題行動等調査における不登校者数【年間30日以上】の割合	0.90 5.21 (2018年)	0.80 4.50	0.80 4.50

¹ 同調査の全対象者について、得点分布により4等分した層のうち、平均点を下回った層(C・D層)を下位層と呼ぶ。各層は東京都全体の平均正答率の得点分布により区切られるため、国立市の児童・生徒の学力が全体的に向上することにより、下位層の割合を下げるができる。

いじめの解消割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	学校生活において発生した いじめのうち、年度内に一 定の解消をみた案件の割合 (教育委員会調査)	95.1	95.5	96.0
			96.5 (2018年)	95.5	96.0

<展開方向3：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

非構造部材の耐震補強や大規模改修など、学校設備の改善・充実を図ります。

老朽化が進んでいる、第二小学校、第五小学校について、学校、保護者及び地域住民等の関係者の意見を聴きながら建替えに向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合	%	小・中学校の校舎非構造部材(天井材、照明器具)の耐震化の割合	22.7 (2018年)	54.5	81.8
洋式トイレの割合	%	小・中学校の児童・生徒用トイレ(個室)における洋式トイレの割合	56.0 (2018年)	80.0	80.0
小中学校の屋内運動場空調設備設置率	%	小中学校10校中(二小除く)屋内運動場に空調設備を設置した割合	0 (2018年)	100.0	100.0

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

地域と共に歩む学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携し共に支えあう教育と、地域の核となる学校の実現を目指します。

【手段】

学校が地域に開かれた教育を進めるため、週休日等の学校公開を推進します。

学校が地域住民等の協力を得た教育活動を進めるため、学校活動協力者や部活動外部指導員、TA等の人材活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
保護者・地域に公開するために週休日等を実施した学校公開の回数	回	国立市立小・中学校の週休日等を実施した学校公開の回数	75 (2018年)	85	95
学校の教育活動に招聘した地域協力者の人数	人	授業等に招聘した、地域活動協力員、部活動外部指導員、TA等の人数	306 (2018年)	310	330

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させ、子どもの健やかな身体を育む食育の充実を図ります。

【手段】

現在、老朽化の進んでいる給食提供施設については、PFI手法により民間のノウハウを活用して新たな給食センターの建設を進め、アレルギー対応食の提供を開始するなどアレルギー対応を強化し、より安心・安全な給食を提供します。

給食を通じた食教育を向上させるため、出前授業等の諸事業の実施を推進します。

食育の一環として、給食センターにおける地産地消の取組を強化するため、地元農家との連絡協力を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
学校及び給食センターにおける保護者試食会にて満足した人数の割合	%	試食会における保護者アンケート	98.4 (2018年)	100	100
食育事業実施回数	回	同左	11 (2018年)	22	22
給食センターにおける食材の地産地消割合	%	同左	12.5 (2018年)	18.0	20.0

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：公民館】

<現状と課題>

国においては、平成 29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。

平成 30(2018)年には「文化財保護法」が改正され、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことや地方文化財保護行政の推進力の強化について規定されました。

都では、平成 27(2015)年に「東京文化ビジョン」を策定しました。本ビジョンは、「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤の構築」「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」などをはじめとする8つの文化戦略に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れながらも、本大会のレガシー¹として東京を世界のどこにもない文化都市にするための施策展開が図られています。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、文化面での取組として、これまでに「Tokyo Tokyo FESTIVAL(旧東京文化プログラム)」として多彩なジャンルの文化事業が開催されており、都内区市町村との連携が図られるなど、伝統と現代の共存をはじめとした独自性・多様性を持つ東京の文化を発信していくための取組が展開されています。

国立市では、より多くの市民に優れた芸術文化にふれてもらうことを目的とした各種講演会を開催しているほか、市民の芸術文化の普及振興を図り、もって地域文化の創造と向上に寄与するため、昭和 62(1987)年に「くにたち市民芸術小ホール」を整備し、多くの市民の利用に供されています。

国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。現在くにたち市民芸術小ホールでの文化芸術事業や「青少年音楽フェスティバル」などの文化芸術施策を推進する事業が展開されているほか、平成 30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。

「国立市文化芸術条例」では、「文化は市民社会の大切な基礎をつくり、芸術は人々に活力と新たな感性もたらす」ものとしています。国立市に暮らし、集うすべての人々が、文化や芸術に

¹ 東京 2020 大会をきっかけにした成果を未来につなげるため、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」の5本の柱ごとに取り組みを進めることとされている。

親しみ、心豊かに過ごせる「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現を目指して、「文化芸術活動の支援と活性化」「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」「文化芸術によるつながりの創出と交流の促進」「文化芸術を楽しむ環境の創造と次世代への継承」をキーワードに事業を展開していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症は、特に音楽・観劇などの活動に大きな影響を及ぼしました。くにたち市民芸術小ホールでは利用定員を制限する一方、経済的に厳しい状況下において文化・芸術活動を支援する目的で利用料の減額を実施しました。コンサート等は、対面による開催を基本としつつ、ウィズコロナという側面からは、オンラインによる配信等も検討する必要があります。

文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。国立市では平成10(1998)年に国立市文化財保護条例を改正し、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度を導入しました。平成31(2019)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定3、市指定22の計28の指定文化財と、国登録6、市登録87の計93の登録文化財があります。

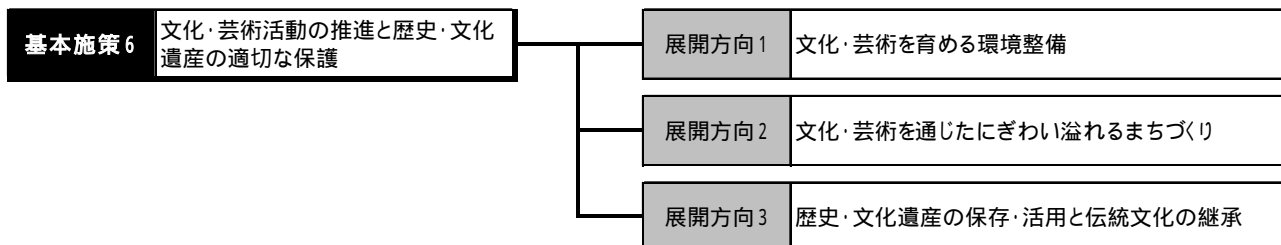
市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、旧本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化的遺産が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。

旧国立駅舎は、令和2(2020)年にほぼ元の場所に再築され、新たなまちのシンボルとして活用していくこととなります。再築後の旧国立駅舎には、まちの魅力発信の拠点としての機能を持つとともに、文化財として市の歴史を伝える機能が期待されています。また、寄贈を受けた旧本田家住宅については、保存されていた数多くの資料とともに後世に受け継いでいくため「本田家住宅保存活用計画」を策定しました。なお、旧本田家住宅は、令和2(2020)年3月に「東京都指定有形文化財（建造物）」に指定されました。

これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 文化・芸術を育める環境整備 >

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、新たな支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、未来を担う子どもたちへ文化・芸術、地域の伝統文化に触れる機会を提供し、その環境の確保を図ることで、感受性と創造性を豊かにするとともに、地域への愛着が育まれるまちを目指します。

【手段】

市民が文化・芸術に関心を持つことができるよう、積極的に情報発信します。

くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、ギャラリー等を含む芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。

市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい場・機会を提供します。

子どもや青少年に向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
過去1年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	国立市市民意識調査	50.4 (2018年)	59.0	60.0
くにたち市民芸術小ホールの利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	57,758 (2018年)	70,000	71,000
過去1年間に文化・芸術活動を行った市民の割合	%	国立市市民意識調査	22.1 (2018年)	27.0	28.0

<展開方向2：文化・芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり>

【目的】

魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成していきます。また、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、市全体で「にぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

くにたち文化・スポーツ振興財団との共催による文化芸術事業など、まちを活かした芸術活動の場を提供します。

アウトリーチ事業によるアーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。

他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。

だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	国立市政世論調査	67.4 (2018年)	69.0	71.0
市または教育委員会の後援を受けて実施された文化・芸術イベントの数	件	同左	46 (2018年)	59	59

<展開方向3：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承>

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

継承すべき文化財を指定・登録するとともに適切に保存します。

文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。

歴史・文化遺産の活用においては、再築される旧国立駅舎や寄贈を受けた旧本田家住宅など面的に活用し、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与するとともに、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じられるよう、方法を工夫します。

くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事で、獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能を実演(披露)し、継承に向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
過去1年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	国立市市民意識調査	59.8 (2018年)	66.0	67.0
市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	28.2 (2018年)	37.0	38.0

基本施策 7 生涯学習の環境づくり

【施策統括課：公民館 主な関係課：くにたち中央図書館、生涯学習課】

<現状と課題>

国は、平成 30(2018)年 6 月「第 3 期教育振興基本計画」において、5 つの基本方針のうち「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」を掲げ、その教育政策として「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」等を目標としています。

平成 31(2019)年 2 月の第 10 期東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」では、「学校内に地域交流拠点を設けることにより、地域の多世代交流が活性化され、子供と地域住民、地域住民同士のつながりを深め、その地域のソーシャルキャピタルを向上することができる」「今後の都立学校公開講座の在り方も、趣味・教養的な講座から社会参加の促進を企図した内容への転換」等を掲げ、アクティブ・シニア（元気高齢者）を取り込んだ地域と学校の協働推進を図っています。

国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援し、図書館や公民館等の生涯学習施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。

図書館の貸出冊数は、減少傾向にあり、平成 30(2018)年度では 49.8 万冊、平成 27(2015)年度の 53.7 万冊と比べ 7.2%(3.9 万冊)減少しています。

国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの成長に良い影響を及ぼし、様々な機会に本と出会えるよう、市全体として読書機会を増やすための環境整備に取り組んできました。現在、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度を計画期間とする「第三次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。

図書館とともに、地域住民に最も身近な学習拠点である公民館の利用者数は、平成 30(2018)年度では 70,896 人であり、ここ数年は利用者数が 70,000 人を超える状況が続いています。

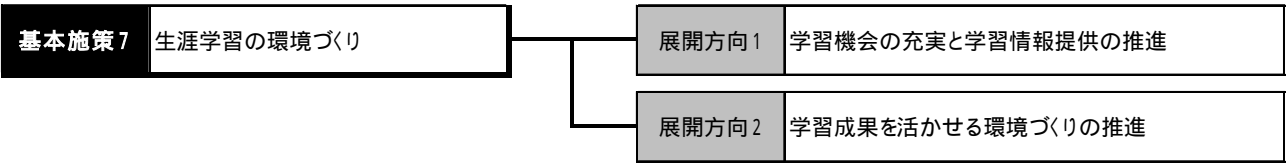
令和元(2019)年 5 月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。

本計画では、国立市の生涯学習をめぐる課題として、「学習情報の収集・発信」、「学習機会の充実」、「学習の成果を活かせるサポートの充実」、「施設や場の拡充、職員の専門性の確保」、「適切な事業評価方法の検討」の 5 つの面から多様な課題があげられています。

今後は、市の生涯学習情報を集約し、多様な手段での情報発信、多様な学習機会の提供、学習者の利用しやすい施設運営等に努めることが必要です。また、学習成果を活かせる機会が市民の学習意欲を高めることからそのサポートが必要です。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、様々な局面で学ぶことができるとともに、様々な学びを通して、学習の成果を様々な場面で活かすことができるまちを目指します。



< 展開方向1：学習機会の充実と学習情報提供の推進 >

【目的】

日常的に様々な生涯学習に取り組む市民を増やすとともに、学習を通じて生きがいを得ている市民を増やします。

【手段】

- 市の生涯学習情報を集約し、多様な手段で情報を提供します。
- ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。
- しょうがいのある方々が生涯を通じて、多様な学習・交流機会に親しむことができるよう支援します。
- 公民館・図書館等の公共施設や教育施設等を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。
- 市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	61.2 (2018年)	65.0	70.0
市が主催する生涯学習事業の参加者数	人	公民館における生涯学習事業の参加者数	9,228 (2018年)	11,000	12,500
図書貸出冊数	万冊	同左	49.8 (2018年)	50.0	50.2
公民館使用者数	人	公民館施設利用者及び同主催事業への参加者数	70,896 (2018年)	73,000	75,000

<展開方向2：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の学習成果を学校・家庭・地域等の様々な場面で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

学習の成果を活かすことを前提とした講座等を開催します。

図書館協力ボランティアなど、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。

市民が学習の成果を活かせるサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
学習活動に取り組んでいる市民の中で、学習を通じて身につけた知識や技術を地域社会に活かしている市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.0 (2018年)	32.2	32.4

基本施策 8 スポーツの振興

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：環境政策課、健康づくり担当】

<現状と課題>

国では、平成 23(2011)年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念が示されたとともに、平成 24(2012)年には「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、「スポーツ基本計画」が制定されました。

本計画では、「子どものスポーツ機会の充実」から「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」まで7つの政策課題を掲げ、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すとしています。

令和元(2019)年にはラグビーワールドカップが開催され、令和 3(2021)年には 1年延期となった オリンピック・パラリンピックが東京で開催される 予定となっております、スポーツの注目度が高まっています。

都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成 30(2018)年 3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、60歳以上のスポーツ実施率を令和 2(2020)年までに 75%にするなど3つの目標と 30の政策指針を掲げています。

国立市では、スポーツ推進委員¹を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。

市内における主要なスポーツ施設のうち、「くにたち市民総合体育館」の利用者数について、個人利用者数は平成 28(2016)年度から 3年連続で対前年度比プラスとなっています。平成 30(2018)年度の利用者数は、個人が 124,813人、団体が 85,165人であり、平成 29(2017)年度と比べそれぞれ 3.1%(3,702人)、2.2%(1,796人)増加しています。

一方、テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、平成 30(2018)年度における利用件数の合計は 35,936時間、平成 29(2017)年度の 36,056時間と比べ 0.3%(120時間)減少しています。

利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。

今後は、高齢者の健康寿命の延伸をはじめ、誰もが共に楽しめるよう、公園にユニバーサルデザインに配慮した健康器具、インクルーシブ遊具等を設置し、より多くの市民が気軽に運動できる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。

市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、地域スポーツクラブの設立や、くにたち文化・スポーツ振興財団や体育協

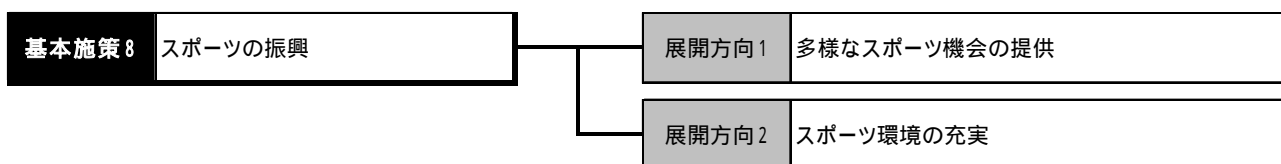
¹ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、平成 26(2014)年 4月 1日現在、国立市では 12名が委嘱されている。

会等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、施設の利用定員制限等によるスポーツ・レクリエーションの機会の喪失が高齢者のフレイル増加につながっている状況があります。自宅などで気軽に取り組むことができる運動の動画などにより対応することが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。



< 展開方向1：多様なスポーツ機会の提供 >

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

地域におけるスポーツ機会の提供において中心的な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会の活動を支援します。

関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、体育協会、市内の大学等と協力しながら、年齢・体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

地域スポーツクラブの設置・運営を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	53.5 (2018年)	62.0	64.0
市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	27,742 (2018年)	28,000	29,000

<展開方向2：スポーツ環境の充実>

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

市民総合体育館や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。

学校開放施設の設備・備品等の整備を行います。

公園にユニバーサルデザインに配慮した健康器具、インクルーシブ遊具等を設置し、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市民総合体育館の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	206,067 (2018年)	230,000	235,000
公園スポーツ施設の利用数	1面 1時間	テニスコート・野球場・サッカー場の利用数の合計(くにたち文化スポーツ振興財団事業報告書より)	35,936 (2018年)	42,900	42,900
学校開放施設の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	96,740 (2018年)	98,000	98,000

【政策4】保健・福祉

基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康づくり担当

主な関係課：高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、健康増進課】

<現状と課題>

内閣府の「平成30年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和47(2065)年には男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれています。

目前に迫った課題としては、団塊の世代が75歳以上になり超高齢社会を迎える2025年問題、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題への対応が求められています。

健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A(東京都保健所長会方式)¹を用いています。「平成29年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.37歳、女性は85.97歳で、東京都の男性82.68歳、女性85.79歳という値よりやや上回っています。平均寿命は今後も伸びていくと見込まれていることから、この健康寿命をいかに伸ばしていくかということが課題となっています。

東京都では、平成30(2018)年度に「東京都健康推進プラン21(第二次)」の中間評価を行い、生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容に向けて都民のヘルスリテラシーの向上を支援することとしています。ライフステージやターゲットの特性に応じた施策の展開及び生涯を通じて健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備に取り組むとしています。

国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で、この2つの死因で全体の約44%を占めています。また、食生活の欧米化等により糖尿病の方が増えています。これらの生活習慣病を予防するには、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。

がん検診については、今後の市におけるがん検診を取り巻く環境的要因の変化に対応しつつ、受診率の向上と精度管理をはじめとする総合的ながん対策について検討していく必要があります。また、国民健康保険加入者の特定健康診査について未受診者対策を進めた結果、受診率は徐々に伸びており、平成25(2013)年度の45.5%から平成29(2017)年度には47.8%となりました。今後も引き続き受診率の向上を図り、重症化を防ぐ支援体制の確立をしていく必要があります。

より多くの市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の改善や健康の増進に取り組むことで、健康寿命の延伸にもつながることは明らかであり、常日頃からの健康管理の重要性に対する意識を高めていく必要があります。

そのために胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点でとらえ、健康に対し無関心である方に対しても日常生活に健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことも重要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、多様な方法で多くの市民が健康に関する意識を高めら

¹ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

れるように、工夫した健康づくりを推進していく必要があります。「フェリーチェくにたち健康づくり推進員」として市民ボランティアの養成及び市民による健康情報の普及啓発、「健康コラボくにたち」として民間事業者との健康づくり連携事業など、行政以外の力を活用しながら地域のヘルスアップを図っています。

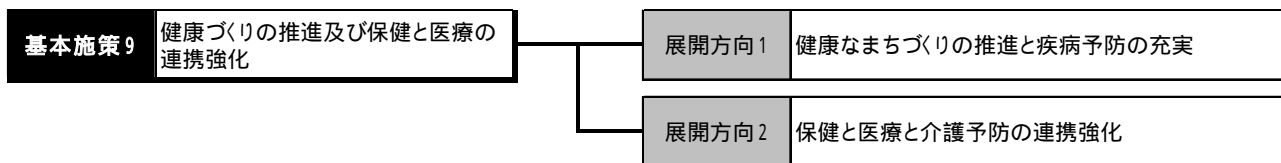
○だれもが住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続するために、地域包括ケアの取り組みを推進しているところです。その中で、今後の地域医療については、単に医療体制を整備するだけでなく「治す医療」から「支える医療」へのさらなる転換・推進が期待されています。また、地域コミュニティによる支えや、さまざまな生活課題を解決するための「社会的処方」²としてかかりつけ医が地域とのつながりをサポートすることで、健康を維持・改善できるような仕組みづくりが求められています。

令和 2(2020)年 3 月、新型コロナウイルスワクチンについて WHO（世界保健機構）によるパンデミックの表明がなされました。この間、社会全体に多大な影響を及ぼし、特に健康面では感染症による生命の危機及び後遺症、外出・運動機会の減少による心身へのリスク、精神衛生上の負担など様々な悪影響が懸念されています。感染の拡大を抑えるとともに、将来を見据えた健康づくりを推進していく必要があります。

² 薬物処方のみならず、地域とのつながりや活動等を紹介し、つなげる取組。疾病の管理のみならず、楽しみや喜びを含む活動と参加等にお働きかける、セルフマネジメントに対する意欲の向上や、非薬物療法的な効果を期待するもの。（国立市地域医療計画より）

< 施策の目的及び体系 >

市民が健やかに暮らせる健康なまちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



< 展開方向 1 : 健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実 >

【目的】

市民が積極的に健康づくりに取り組むこと及び日常生活の中に無意識に健康づくりを取り入れ、コロナ禍を乗り越えて笑顔で健やかに暮らせるように、健康づくりや環境づくりを地域で支援する健康なまちづくりを推進します。また、妊娠期から高齢期までのあらゆる世代に対し健康増進、病気の発症、発症後の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

各種関連計画に基づき、健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。

健康づくり推進員の育成を図るとともに、保健師や栄養士等が地域活動を積極的に実施し、市民、学校、自治会及び事業者と連携し、生涯を通じた健康づくり活動を推進します。

第2次国立市健康増進計画に基づき、妊娠期から高齢期までのライフサイクルに対し市内の関係各課と横断的に連携し、健康づくり施策を総合的及び計画的に推進します。特に、高齢社会の健康課題を乗り越えるために、生活習慣病の重症化予防、介護予防を一体的に実施し、それによる医療費の適正化、人材活用を図っていきます。

市民が自らの判断により、適切な医療サービスを選択できるよう、情報提供の充実を図ります。(仮)ヘルスアップ戦略として、エビデンスや知見を参考にしたあらゆる世代の健康づくり及び介護予防の推進に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
65歳健康寿命A(東京保健所長会方式) (上段:男性、下段:女性)	歳	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課算出の国立市の値	83.37 85.97 (2017年)	83.7 86.4	84.0 86.7
主観的健康感を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合	%	国立市市民意識調査	65.2 (2018年)	67.2	69.2

<展開方向2：保健と医療と介護予防の連携強化>

【目的】

保健と医療の連携を進め、市民の保健予防活動の充実と病気の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の流行のような健康危機の状況において、市民生活への影響を最小限に抑えるため、感染症対策についても取り組んでいきます。

【手段】

健康・医療・介護予防に関わる部署の連携を強化し、情報の共有、事業の一体化を積極的に推進します。

地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。

生活習慣病等の発症予防・重症化予防や健康・生きがいづくりの観点から、市民一人ひとりが「かかりつけ医」を持ち、適正な医療機関の受診と専門的な健康管理のアドバイスのみならず、社会的処方が受けられるよう、情報提供や啓発を行います。

市民に向けて健康情報等の医療情報を広く周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合	%	国立市市民意識調査	73.3 (2018年)	75.3	77.3

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：地域包括ケア推進担当、健康づくり担当、福祉総務課】

<現状と課題>

高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

これにより、各市区町村では令和 7(2025)年に向けて、3 年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

日本の総人口は減少を続けているにもかかわらず、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、令和 7(2025)年時点での高齢化率は 30.3%になると推計されています。東京都においても、上昇は緩やかであるものの同様に傾向にあり、令和 7(2025)年には高齢化率が 25.2%まで上昇すると推計されています。また、必要な社会サービス基盤が整わない地方からの高齢者の流入も考慮する必要性も指摘されています。

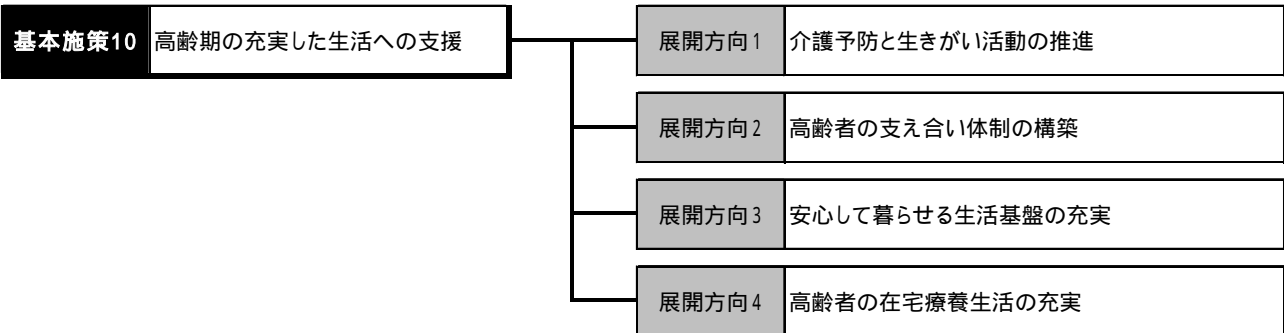
国立市における高齢者人口は、平成 23(2011)年 1 月 1 日で 1 万 4,178 人であったものが令和元(2017)年 7 月 1 日現在では 1 万 7,590 人となり、令和 8(2026)年 1 月 1 日時点での推計は 1 万 8,434 人と推計されています。

今後、高齢になっても、地域活動への参加や生きがい就労を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。そのためには、シルバー人材センターをはじめとする関係機関との連携を強化しつつ、住民主体の取組を支援することで社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

また、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、病気や認知症になっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

高齢者が生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮せるまちを目指します。



< 展開方向1：介護予防と生きがい活動の推進 >

【目的】

高齢者が自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、いきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

元気な高齢者も対象とした生きがい活動ともなる事業を中心に、介護予防事業を推進します。

高齢期の生活や健康の保持について学びあうことができる環境を整えます。

高齢者のサロン活動や生きがい就労を支援します。

高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、フレイル（虚弱）を防止します。

地域の集いの場の創出を支援し、高齢者の社会参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
75歳以上の要介護認定率	%	75歳以上の要支援・要介護認定者数 / 75歳以上高齢者数	34.0 (2018年)	33.5	33.1
自主活動グループ数(活動場所)	箇所	市が把握する高齢者の自主活動グループ数	122 (2018年)	127	131

<展開方向2：高齢者の支え合い体制の構築>

【目的】

高齢者の孤立を防止し、社会参加を通じて、つながりのある支え合い体制を構築します。

【手段】

高齢者の見守り活動等により、元気な高齢者が、周り的高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

生活支援の基盤としてのシルバー人材センターとの連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
高齢者の就労率	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(収入のある就労者/調査回答者数)	21.3 (2016年)	24.3 (2022)	25.8 (2025)
高齢者の社会参加率	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(見守り支援活動参加者数/調査回答者数)	7.6 (2014年)	15.6 (2022)	17.6 (2025)
孤立化のリスクが高い高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(閉じこもりリスクのある高齢者数/調査回答者数)	6.5 (2014年)	5.7 (2022)	5.4 (2025)

<展開方向3：安心して暮らせる生活基盤の充実>

【目的】

高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

生活、介護、医療等の相談を総合的に受け、きちんと支援につながるようきめ細やかに対応します。

高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
高齢者からの新規相談対応件数	件	同左	3,987 (2018年)	4,087	4,167
市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	25.5 (2018年)	30.5	34.5

<展開方向4：高齢者の在宅療養生活の充実>

【目的】

加齢に伴い、病気や認知症になっても、安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。

認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行うとともに、地域を巻き込んで日常生活を支える取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	施設未利用の要介護認定被保険者数 / 要介護認定被保険者数	82.3 (2018年)	84.8	86.8

<現状と課題>

平成 25(2013)年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

本法律の施行によって、平成 25(2013)年 4 月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26(2014)年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。

平成 24(2012)年には、しょうがい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また同年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営及び休日夜間は委託)しました。

障害者権利条約が平成 26(2014)年に批准されたことを背景として、平成 25(2013)年には障害者優先調達推進法の施行、障害者の法定雇用率の引き上げ、平成 27(2015)年には法定雇用率未達の場合の納付金対象企業の拡大、平成 28(2016)年には障害者差別解消法の施行、平成 30(2018)年には難病法の改正など障害福祉行政に関わる大きな制度改正が相次いでいます。

国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成 26(2014)年以降、横ばいの状況にあり、平成 30(2018)年では 1,937 人、平成 26(2014)年の 1,952 人と比べ 0.8%(15 人)微減しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、平成 30(2018)年では 525 人、平成 26(2014)年の 493 人と比べて 6.5%(32 人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成 23(2011)年以降は 1,000 人を超えており、平成 29(2017)年では 1,340 人、平成 25(2013)年の 1,129 人と比べて 18.7%(211 人)増加しています。

平成 17(2005)年 4 月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で共に出会い、共に育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成 27(2015)年 9 月に制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しました。

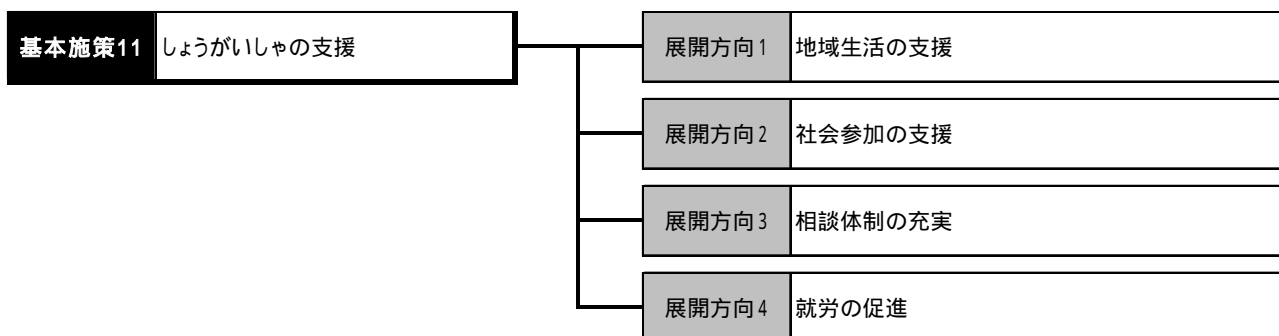
国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりまえに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。また、しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが引き続き求められています。

福祉行政の対象となるしょうがいしゃは、めまぐるしい制度改正を理解し必要な手続きをしなければならぬ状況に置かれています。平成 24(2012)年以降に導入された計画相談(個別給

付)に基づき、相談支援事業所としょうがいしゃがパートナーシップをとって、円滑にサービス利用をしていくことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



< 展開方向1：地域生活の支援 >

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。

社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。

しょうがいしゃの高齢化や生活入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数 (平成29(2017)年10月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	1 (2018年)	3	4
1年以上の長期入院患者数	人	東京都福祉保健局調査における国立市の値	88 (2018年)	73	68

<展開方向2：社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。

地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがいしゃの外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	6,215 (2018年)	6,320	6,330
障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援の支給決定者数	428 (2018年)	500	510
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	224 (2018年)	270	280

<展開方向3：相談体制の充実>

【目的】

当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。

しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。

相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。

研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。

地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
しょうがい福祉サービス支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	895 (2018年)	1,160	1,170
自立支援協議会 ¹ の開催回数	回	実績	28 (2018年)	毎年度30回	

¹ 障害者総合支援法に基づき、支援の充実の方策について協議を行う場として各自治体に設置され、関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と「くらし」「つどい」「しごと」「あんしん」の4専門部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

<展開方向4：就労の促進>

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

個別の就労支援事業を継続します。

しょうがいしゃや企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。

取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	6 (2018年)	8	10
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	9 (2018年)	10	11
市主催の企業向け研修に参加した企業数	社	同左	10 (2018年)	12	15

基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援

【施策統括課：福祉総務課 主な関係課：生活福祉担当】

<現状と課題>

社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー。略称 CSW¹)及び生活支援コーディネーター²事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。

全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成 27(2015)年 4 月 1 日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体を実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。

全国の生活保護受給者数は、平成 27(2015)年 3 月をピークに、緩やかに減少に転じており、平成 31(2019)年 3 月時点(概数)では、被保護者数が 2,090,578 人、被保護世帯数が 1,636,334 世帯となっています。一方、国立市の生活保護受給者数は、依然として増加傾向が続いており、同年同月時点の被保護者数は 1,145 人、被保護世帯数は 911 世帯です。平成 27(2015)年 3 月における被保護世帯数 822 世帯と比べ、約 1.1 倍の増加です。

コロナ禍において福祉総合相談窓口での相談が大幅に増加し、制度改革等により対象者が拡大されたことで住居確保給付金の支給件数は、急増しています。今後も経済活動等への制限が続く場合、生活困窮者等からの相談が増加することが見込まれるため、適切に自立支援施策の取組を行っていく必要があります。

生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。世帯類型別にみると、全国的な傾向は、高齢世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市に同様の傾向はなく、稼働能力があるとされる年齢層が多く分類される「その他の世帯」も増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

また、様々な課題を抱えている方の困難が社会的に顕らかになっている中で、庁内の様々な部署、人材と連携するとともに、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員等の関係機関と連携、協働を通じた、多職種連携による受給者の生活をトータルで支援していくことが求められています。

また、国立市の生活福祉行政においては、平成 30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかとなりました。その振り返り、反省を真摯に行うとともに、第三者委員会となる「国立市生活保護適正化に関する調査検証委員会」での検証、議論をもとに、国立市の生活福祉行

¹ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

² 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

政がよりよいものとなるよう、組織として取り組んでいく必要があります。

平成 29(2017)年 4 月に住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保に配慮が必要な方（高齢者、しょうがいしゃ等）への民間賃貸住宅への入居支援が求められています。

平成 28(2016)年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29(2017)年 3 月には、国により「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村においては、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの設立と円滑な運営に積極的な役割を果たすこととされています。

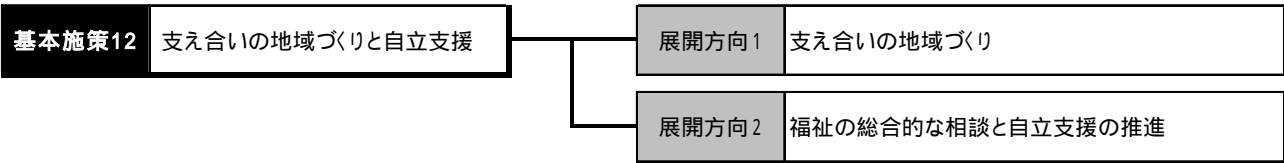
平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、市町村においても「再犯防止推進計画」の策定に努め、地域の状況に応じて施策を実施することが求められています。

平成 28(2016)年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。また、令和 2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国での自殺者が令和元(2019)年に比べて 756 人、3.7%増加し、11 年ぶりの増加となりました。さらに男性の自殺者は減少した一方、女性の自殺者は令和元(2019)年と比べて 885 人、14.5%と大幅に増加しました。国立市においては同様の傾向は見られないものの、「自殺対策計画」を策定するとともに、全庁的な取組として自殺対策を推進する必要があります。

令和元(2019)年 12 月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つけにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。

< 施策の目的及び体系 >

ソーシャルインクルージョン³の考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



< 展開方向1：支え合いの地域づくり >

【目的】

支え合いの地域づくりを進めることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちを目指します。

【手段】

地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。

コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。

災害時要援護者支援事業を通じて、災害時に一人では逃げられない要援護者(要配慮者)を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。

多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズを捉えた地域福祉⁴団体の活動を支援します。

地域の力を活用して、再犯防止の取組を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。

不動産事業者等との連携を強化し、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	12.7 (2018年)	16.0	18.0
グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	国立市市民意識調査	58.3 (2018年)	55.0	53.0

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

⁴ それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向2：福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。

生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。

住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、適切な支援を提供します。

全庁的に様々な機会を捉え、生きることの包括的な支援として自殺防止の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	26.2 (2018年)	55.0	58.0
生活に困窮している市民から相談を受け、就労支援によって就職につながった割合	%	同左	52.6 (2018年)	73.0	75.0

基本施策 13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課

主な関係課：総務課、福祉総務課、都市計画課、教育総務課】

<現状と課題>

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、災害対策基本法の改正が毎年のように行われ、災害対策の強化が求められています。国民が重点を置くべきだと考えている防災対策は、「公助に重点をおくべき」から「自助・共助・公助のバランスを取るべき」に変化しています。また、近年は、風水害、土砂災害による被害が発生しており、避難勧告等の早期発令や住民自身の命を守る行動等が求められています。

東京都では、平成 28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画地震編」を令和元(2019)年 7 月に修正しました。

東京都が平成 24(2012)年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8m / 秒)の発生による国立市の人的被害は死者が 46 人、負傷者が 468 人に上ると推計されています。

国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、平成 27(2015)年 11 月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。

さらに、平成 21(2009)年度～25(2013)年度にかけては、大規模災害が発生した場合に避難所として開設する全ての市立小・中学校を対象に、避難所の円滑な運営を目的として、地域の団体や住民、学校や市職員で構成される避難所運営委員会の体制や活動内容等をまとめた「避難所運営マニュアル」を策定しています。

新型コロナウイルス感染症については、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時に、多くの市民が避難する避難所に人が密集することにより感染が拡大するおそれがあることから、避難所における感染防止対策が重要となるため、令和 2(2020)年 6 月に「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応指針」を策定しました。

平成 24(2012)年度からは災害時要援護者避難支援事業を開始し、地域が協議会を設置して、共助による災害時要援護者に対する避難支援体制をつくり始めており、平成 30(2018)年度現在では 3 つの地区で活動が行われています。

市内には主に自治会、町内会を母体とした 26 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うこととなります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。また、平成 30(2018)年 7 月には北 2 丁目地域において策

定された地区防災計画が国立市防災会議にて承認され、地域が主体となった災害対策が推進されはじめています。

消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うことになります。また、女性消防団員については、防火・防災の啓発活動のほか、市民の要請やイベントでの救命講習や応急手当の指導を実施しており、災害時には各避難所において女性ならではの視点から災害対応を行うことが期待されています。

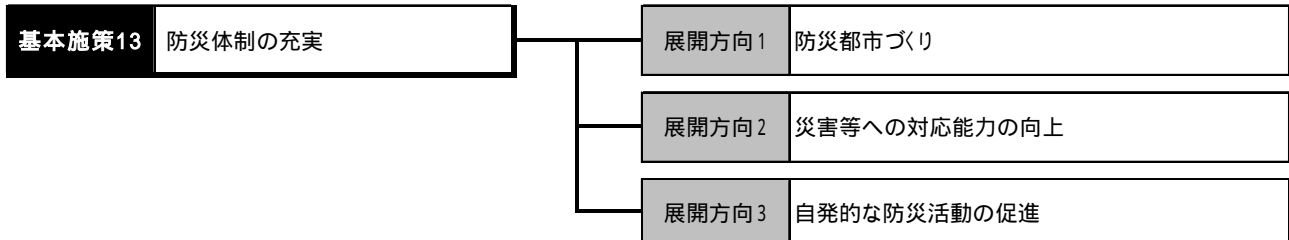
近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。

平成 29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。また、平成 29(2017)年 3 月には国立市耐震改修促進計画を改訂し、令和 2(2020)年度までに市内の木造住宅の耐震化率を 95%とする目標を掲げています。発災時の被害を最小限にとどめ、都市機能の迅速な復旧を図るため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25(2013)年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

< 施策の目的及び体系 >

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



< 展開方向1：防災都市づくり >

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

木造住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。

災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。

災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。

震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	31.5 (2018年)	35.0	40.0
住宅の耐震化率	%	住宅土地統計調査における国立市の値	84.9 (2014年)	95.0	95.5

<展開方向2：災害等への対応能力の向上>

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
備蓄数(食料)	食	市において備蓄している食料の数	75,720 (2018年)	102,052	102,052
市民の防災訓練参加者数	人	防災訓練に参加した市民の数	2,781 (2018年)	3,000	3,200

<展開方向3：自発的な防災活動の促進>

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自主防災組織数	組織	同左	26 (2018年)	30	34
防災対策をしていない市民の割合	%	国立市市民意識調査	23.4 (2018年)	20.0	18.0

<現状と課題>

法務省の「平成 30 年版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8(1996)年から毎年戦後最多を記録し、平成 14(2002)年には 285 万 4,061 件にまで達したが、平成 15(2003)年に減少に転じて以降、15 年連続で減少しており、平成 29(2017)年は 91 万 5,042 件(前年比 8 万 1,078 件(8.1%)減)と戦後最少を更新しました。

近年の認知件数の減少は、例年、刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数が、平成 15(2003)年から大幅に減少し続けたことが大きな要因となっています。一方、窃盗を除く刑法犯については、平成 29(2017)年の認知件数は 25 万 9,544 件となっており、平成 10(1998)年の認知件数(24 万 4,497 件)と比較すると 6.2%多くなっています。

国立市の平成 26(2014)年以降の刑法犯認知件数は、平成 27(2015)年の 857 件から 3 年連続で前年を下回る傾向が続いており、平成 30(2018)年では 531 件となり、38.0%(326 件)減と大きく減少しています。平成 30(2018)年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が 252 件で全体の 47.5%を占め、次いで「万引き」の 45 件(構成比 8.5%)、「詐欺」の 38 件(構成比 7.1%)の順となっています。

国立市では、平成 26(2014)年 5 月に警視庁立川警察署との間で、「市と署との間の相互連携強化」、「市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「犯罪情報等に関して可能な範囲内の市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成 26(2014)年 4 月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。

自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺¹については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。

特に特殊詐欺については、平成 30(2018)年に 26 件の被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。

近年、我が国では社会環境や家族構成、ライフスタイル等の変化に伴い、消費者の「食」に対する関心が多様化するとともに、実際の食材と異なった食品表示等の問題を背景に、安心・安全な「食」を求める消費者の意識が高まっています。全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の推移をみると、総数ベースの相談件数は平成 21(2009)年度から横ばい傾

¹特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む）の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）である。

向にあるものの、このうち「食料品」に関する相談件数は増加傾向にあり、平成 30(2018)年度は平成 22(2010)年度から約 1 万 7 千件の増加となっています。

さらに、情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進むと同時に、情報通信に関連する新しい消費者トラブルが多発傾向にあるほか、高齢者を中心に特殊詐欺による深刻な消費者被害が社会問題化しています。

全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 30(2018)年度の件数は約 29 万 7 千件で消費生活相談全体の約 3 割以上を占めています。

また、民法の改正により、令和 4(2022)年 4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳へと引き下げられることとなりました。これにより 18 歳から契約等が可能となることから、消費生活に関する啓発等の対応が求められています。

現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費生活相談センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

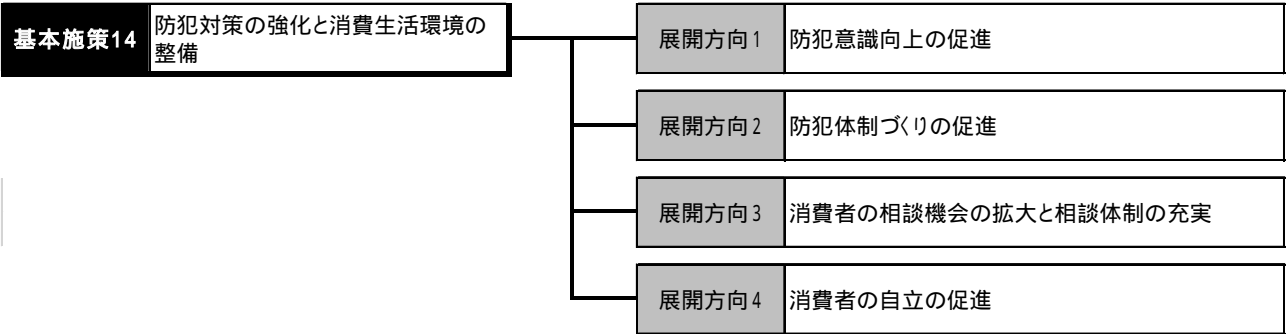
消費生活相談件数は、平成 26(2014)年度に 470 件となった後、横ばいでしたが、平成 30(2018)年度には過去 5 年間で最も多い 595 件となっています。

情報通信に関連する新しい消費者トラブル、高齢者を中心とした特殊詐欺、架空請求はがきなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが大いに懸念されます。

今後は、消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 防犯意識向上の促進 >

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。

高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	83.0 (2018年)	85.0	87.0
特殊詐欺被害件数	件	同左	26 (2018年)	13	10

<展開方向2：防犯体制づくりの促進>

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。

立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。

自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。

特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与や商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。

市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市内の刑法犯発生件数	件	東京都の自治体別刑法犯発生件数(警視庁)	531 (2018年)	500	480
くにたちメール登録者数	人	同左	6,887 (2018年)	7,000	7,500

<展開方向3：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実>

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

消費者からの相談時間等を拡大します。

消費者相談員の相談スキル向上に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
消費生活解決・処理件数	件	国立市の消費生活相談センターが解決・処理した相談件数	595 (2018年)	毎年度600件以上	
過去1年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	国立市市民意識調査	3.0 (2018年)	2.5	2.0

<展開方向4：消費者の自立の促進>

【目的】

市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	国立市市民意識調査	85.5 (2018年)	90.0	95.0
出前講座により消費生活に関する情報を得られた人数	人	同上	216 (2018年)	毎年度200人以上	

【施策統括課：まちの振興課

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、子育て支援課】

<現状と課題>

これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。

しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、平成30(2018)年度では29.2%と依然として低くなっています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。

地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があります。各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。

近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。

このような状況下、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

市・団体・市民の横の連携を生み出すために、広く市民・団体が利用できる情報発信サービスを構築し、ソーシャルメディアを利用した新たな市・団体・市民の交流機会の提供とCSWやボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。

地域課題解決の主体として、NPOに加え、利潤ではなく社会的利益を追求する会社組織ソーシャルビジネスが注目されています。ソーシャルビジネスにおいては、商工業者向けの支援策がそのまま活用でき、地域の課題解決の新たな担い手として支援する必要があります。

今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・NPO・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進し

てくための仕組みを強化することが必要です。

平成 30(2018)年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されました。これに伴い、外国人住民が増加することが予測され、住民間のトラブルの発生や行政サービスが十分行き届かない可能性も懸念されます。日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、日常生活において多岐にわたる支援が求められる可能性があります。

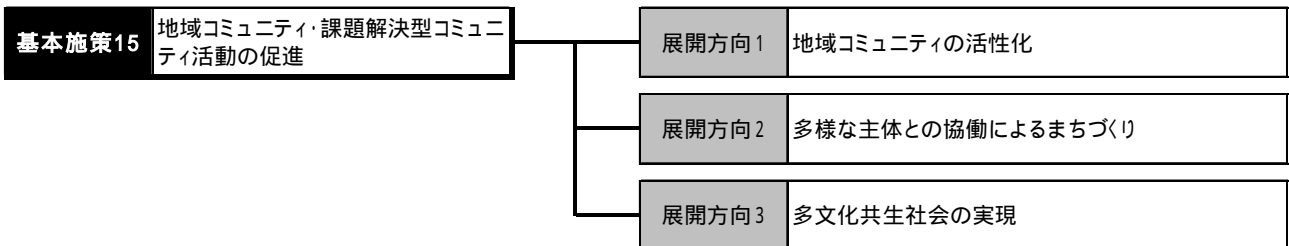
国立市の外国人人口は、平成 27(2015)年の 1,341 人から毎年 100 人前後増加し、平成 31(2019)年 4 月には、1,746 人に達しています。特に東南アジアからの外国人の増加が特徴となっています。

既に外国人住民の割合が高い自治体においては、コミュニケーションや情報伝達を円滑に行うため「やさしい日本語」を導入する取り組みが進んでいます。

日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけではなく、性、年齢、しょうがい、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャル・インクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

地域コミュニティ(自治会・町内会・地域における共同体)や、NPO等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図ります。自治体政策全体を見直す基礎的な観点として多文化共生を位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



< 展開方向1：地域コミュニティの活性化 >

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。

多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。

活動拠点となるコミュニティ施設の機能を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自治会・町内会加入率	%	自治会、町内会加入世帯数 / 全世帯数	29.2 (2018年)	33.0	36.5
コミュニティ施設利用者数	人	地域集会所、地域福祉館、地域防災センターの延べ利用者数	170,871 (2018年)	180,000	190,000

<展開方向2：多様な主体との協働によるまちづくり>

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。

ソーシャルメディアを活用した新たな市・団体・市民の交流機会を提供します。

地域課題解決の主体としてソーシャルビジネスを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
くにたち地域活動支援室の利用者数	人	同左	6,287 (2018年)	6,800	7,500

<展開方向3：多文化共生社会の実現>

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

外国人市民の日常生活におけるニーズを把握・共有するため、外国人を含めた市民と行政による意見交換の場を設けます。

地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。

地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくります。

多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
言語間・国際文化間の違いにより不便を感じている市民の割合	%	国立市市民意識調査	4.2 (2019年)	3.6	3.2

【政策6】環境

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり

【施策統括課：環境政策課 主な関係課：下水道課】

<現状と課題>

平成 28(2016)年 5 月、国土交通省は、ストック効果をより高めること、民との連携を加速すること、都市公園を一層柔軟に使いこなすことを重視する「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を取りまとめました。

平成 29(2017)年 5 月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布し、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市の農地の保全・活用について推進されることになりました。

東京都は、より実効性の高い新たな緑施策を構築するため、平成 24(2012)年 5 月に緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化すべき将来的な施策の方向性をとりまとめた「緑施策の新展開」を策定・推進することになりました。

令和 4(2022)年に生産緑地法施行から 20 年を迎え、行為制限が解除となることから転用が可能となり、宅地化される農地が増加することや市への買取り申出の増加が予想されています。

これまで国立市では、一橋大学、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。そのため、国立市の貴重な自然資源であるハケや水田等を保全し、「農の営みが残る市の原風景」として後世に引き継いでいくことが求められています。

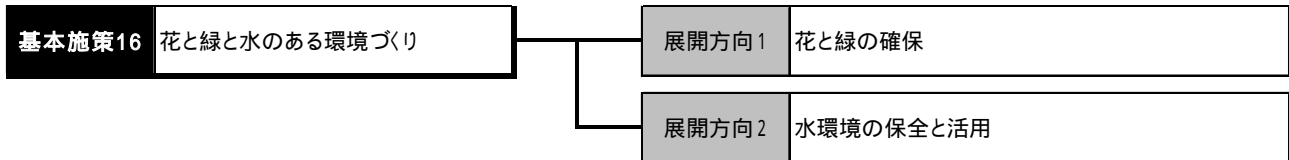
行政主導でまとまった緑地空間を増やすことは困難さを増していくと予測される中、国立市では住宅地等への生垣助成制度を設け、市域の約 6 割を占める民有地の緑化を進める体制を構築するなど、市民と行政が一体となって緑の保護と緑化を推進しています。

国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持・創出については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。

市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働の下、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市内外に国立の魅力を印象づける重要な地域資源として、より多くの緑を保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



< 展開方向 1 : 花と緑の確保 >

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、花と緑を大切に守り育て活かします。

【手段】

屋上緑化、緑のカーテン(壁面緑化)、生垣の形成を促進し、公共施設や民間建築物の敷地内及び屋上、壁面等の緑化を推進します。

立川崖線、青柳崖線や東京都の歴史環境保全地域である「谷保の城山」などの市内に残された貴重な緑の保全を推進します。

崖線の適正な維持管理を進めるとともに、「農の営みが残る原風景」の保全を推進します。

花と緑のまちづくり協議会の活動を促進し、花と緑を充実させていきます。

市民の身近な緑である公園を適正に維持、管理します。

大学通り緑地帯の快適な空間づくりを推進します。

矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園の拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
緑が十分にあるまちであると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	46.8 (2018年)	50.0	55.0

<展開方向 2 : 水環境の保全と活用>

【目的】

矢川や湧水等の水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

地下浸透機能を持つ緑地等の保全や雨水浸透ますの設置を促進し、地下水のかん養に取り組みます。

地下水及び湧水の定期的な調査・監視を行い、その結果を踏まえ良好な水質を維持するために必要な対策を講じます。

市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
雨水浸透ますの設置数(累計)	基	市の助成及び窓口指導によって設置された雨水浸透ますの基数(各年度末)	17,117 (2018年)	22,400	26,400
湧水の測定地点における環境基準の達成率	%	同左	100 (2018年)	毎年度 100%	

<現状と課題>

環境省・文科省・農水省・国交省・気象庁が平成 30(2018)年に公表した「気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」によると、日本の平均気温は世界より速いペースで気温が上昇しており、強い雨が增加している一方で降水日が減少、真夏日・猛暑日の日数が増加するなど、全国的に気候変動の影響が深刻化しつつあります。また、プラスチックごみが海に流れ込み生態系などへの重大な悪影響を及ぼす海洋プラスチック問題についても、世界的な取組が始まっています。

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故をきっかけとした火力発電所の稼働率の上昇等により、近年、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が増加傾向にあります。また、再生可能エネルギーの利用に対する人々の関心が飛躍的に高まっていることから、行政が先導役を果たし、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要があります。

国は 2050 年にカーボンニュートラルを目指すことを表明し、2030 年度目標も 2013 年度比で 46%削減に引き上げました。また、東京都では、平成 28(2016)年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、都内から排出される温室効果ガスを 2030 年までに 2000 年度比で 30%削減することを目標としていましたが、ゼロエミッション東京戦略の中で、2030 カーボンハーフとして 2000 年度比で 50%削減に目標を強化しています。

国立市では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成 25(2013)年 7 月に「国立市環境基本計画」を策定しました。同計画では、行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指しています。

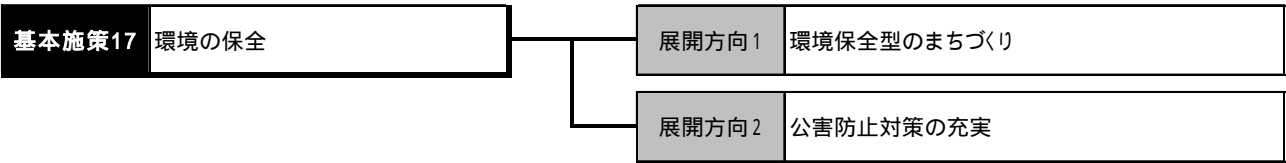
また、令和元(2019)年 5 月には「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。同アクションプランでは、令和 12(2030)年までに二酸化炭素排出量を市域全体で平成 25(2013)年度比で 20%削減するという具体的な目標を定めました。また、令和 3(2021)年 2 月に「第 5 期国立市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和 12(2030)年度までに市役所が行う事業から排出される温室効果ガスを平成 25(2013)年度比で 39.8%削減する目標を定め、2050 年にはゼロカーボンシティを目指していくとしました。

引き続き、身近な問題として地球環境問題に対するより多くの市民の関心や理解を深めることで、問題の解決に向けた自主的・自発的な活動の実践を促進するとともに、市域全体から排出される温室効果ガス排出量の的確な把握とこれに応じた対策を迅速かつ柔軟に講じていく必要があります。

公害防止については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の各種環境調査における 令和元(2019)年度の環境基準達成率が 97%となっており、今後も引き続き、環境基準の達成に向けて取り組む必要があるとともに、市民からの連絡があった場合には迅速な対応を行っていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



< 展開方向1：環境保全型のまちづくり >

【目的】

衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

環境問題に対する市民の理解や関心の醸成に結びつく情報の提供を行います。

行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。

典型7公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。

苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等の確認を行った後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
環境基準達成率	%	各種環境調査結果の内、 <u>環境基準を達成した項目の割合</u>	<u>98.0</u> (2018年)	<u>毎年度 100%</u>	
公害苦情処理割合	%	<u>処理件数 / 受付件数 × 100</u>	<u>100.0</u> (2017年)	<u>毎年度 100%</u>	

<展開方向 2 : ゼロカーボンシティに向けたまちづくり>

【目的】

全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進し、自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指します。

【手段】

地球温暖化対策として、市民、事業者及び行政が一丸となり、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、エコライフスタイルの推奨等により温室効果ガスの削減を目指します。市では地球温暖化対策に向けて率先して行動することを約束し、市の施設・設備で省エネ化を進めるとともに、クリーンエネルギーの導入促進、森林保全による温室効果ガスの削減等を推進していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
<u>市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減割合</u>	<u>%</u>	<u>平成 25 (2013) 年度の実績値 4,770 t CO₂を基準とする温室効果ガス排出量の削減率</u>	<u>-6.8 (2019 年)</u>	<u>-15.6</u>	<u>-24.4</u>
<u>国立市域の温室効果ガス排出量削減割合</u>	<u>%</u>	<u>国立市域から排出される温室効果ガス排出量の削減割合 (H25 (2013) 年度比)</u>	<u>-7.0 (2016 年)</u>	<u>-8.5</u>	<u>-15.3</u>

<現状と課題>

日本を含む経済先進国は、長きにわたり大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済構造のもとで経済規模を拡大してきており、近年では新興国の経済成長と人口増加も加わり世界的に資源消費量・廃棄物排出量が増加しています。国連で採択された「持続的な開発目標(SDGs)」では、持続可能な生産消費形態を確保するために、2030年までに廃棄物の発生防止や削減、再生利用および再利用により廃棄物の発生を大幅抑制することが盛り込まれており、国や東京都においても廃棄物の資源化・循環利用に着目した施策を進めていくこととしています。

国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。

国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、また平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。

しかし、家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、新しい生活様式が推奨され、テレワークの推進等により在宅時間が増えたことで家庭から排出されるごみの量が増加しました。また、近年、国内各地で地震や豪雨等の大規模災害に伴う災害ごみも大量に発生していることから、このような非常時や災害時においてもごみ処理を適正に行うことができるよう平時から備えておく必要があります。

現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動(エコアクション)を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)¹の普及拡大に取り組んでいます。

平成30(2018)年度に実施した「第16回国立市政世論調査」によると、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととして、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法等を指導する」(37.4%)「ごみの分別などに対する指導を徹底する」(35.4%)、「市報やホームページなどにおいてごみ(廃棄物等)に関する情報をより詳しく提供する」

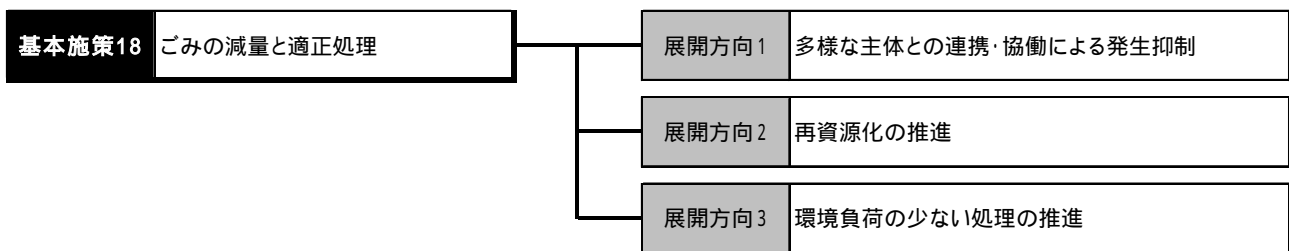
¹ 「Reduce(リデュース):ごみになるものを減らす」、「Reuse(リユース):使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair(リペア):修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return(リターン):使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle(リサイクル):原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

(27.3%)が上位にあげられており、販売事業者等のごみ減量への協力推進や、ごみ分別や不適正排出に関する指導・広報の推進についての要望が多く挙げられています。

今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、EPR(拡大生産者責任)²を柱とした5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行い、より多くの市民や事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指します。



< 展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制 >

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働の下、5Rの推進に取り組みます。

事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。

EPRを推進するため、販売事業者の店頭資源回収への取り組みを支援するとともに、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。

食品ロスを削減し、資源有効活用・可燃ごみ削減を促進するため、啓発活動を推進し、事業者の取り組みを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
1人1日当たりのごみ排出量	g	年間の総ごみ排出量 ³ / 人口 / 年間日数	746.2 (2018年)	708.9	693.7

² Extended Producer Responsibilityの略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

³ 総ごみ排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(集団回収を含む)、粗大ごみ、有害ごみの合計量である。

<展開方向2：再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。

再資源化を促進するため、適正な分別作業および再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
総資源化率	%	(資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量) / (総ごみ量+集団回収量) × 100	36.9 (2018年)	42.2	44.2

<展開方向3：環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。

し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く100%の水洗化を目指します。公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
焼却残灰排出量	t	同左	1,676 (2018年)	1,148	1,084

<現状と課題>

現在、全国の地方公共団体では 1950 年代半ば(昭和 30 年頃)から 1970 年代初頭(昭和 47 年頃)の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。

このような状況の下、国では、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化計画¹」を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。

一方、かつては、自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化等の時代背景の変化に伴い、だれもが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、道路に求められる役割が変化してきています。

今後、国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、平成 30(2018)年 5 月に策定した「国立市道路等長期修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが安全で快適に使いやすい道路となるように、いかにより効果的・効率的に維持管理していくのかが極めて重要な課題となっています。

都市計画道路は、人、自転車及び自動車のほか、公共交通などの移動を支える交通機能をはじめ、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。

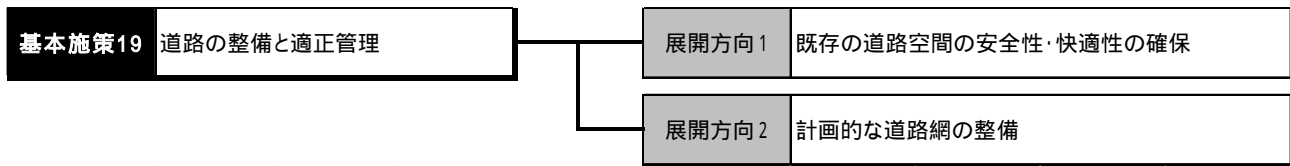
平成 28(2016)年 3 月には、東京都と特別区及び 26 市 2 町が連携・協力の下、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」が策定され、これに基づき、国立市でも優先整備路線の事業化及び見直し候補路線の廃止に向けた取り組みを行っています。

しかし、市内の都市計画道路の整備率は約 38%にとどまっており、生活道路に通過車両が流入するなどの課題解決をはじめ、地域の特性や将来需要に応じた道路網を整備していく必要があります。

¹ 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

< 施策の目的及び体系 >

だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めます。



< 展開方向 1 : 既存の道路空間の安全性・快適性の確保 >

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用する全ての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。

さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
歩道の改良率	%	規格改良済(バリアフリー化)の歩道延長 / 歩道総延長 × 100	20.6 (2018年)	27.0	32.8
道路施設に起因する事故件数	件	道路管理瑕疵による損害賠償の件数	1 (2018年)	毎年度0件	

<展開方向 2 : 計画的な道路網の整備>

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

優先度の高い路線を抽出した上、沿道の地域住民の理解と協力のもと、その着実な整備を推進します。

都及び関係区市町で連携・協力の下、都が策定した「東京における都市計画道路の整備方針」の第四次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。

優先整備路線以外の都市計画道路は、広域的なネットワークとして機能することを前提に、改めて計画について検証し、必要に応じて段階的な整備を進めます。また、一部の未整備の都市計画道路については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
都市計画道路の整備率	%	同左	38.2 (2018年)	38.7	40.0

<現状と課題>

現在、全国的に人口の急激な減少や高齢化の進展等を背景として、通勤や通学のために鉄道・バス等の公共交通機関を利用する人が減少し、特に路線バスを中心とした公共交通事業の規模の縮小やサービス水準の低下が大いに懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として関係者の合意をもとに持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成25(2013)年12月施行「交通政策基本法」の基本理念に基づき、平成26(2014)年5月に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

都では、平成28(2016)年4月に第10次「東京都交通安全計画」を策定し、死傷者ゼロ、究極的には交通事故のない安全安心な都市東京の実現を目指しているほか、平成29(2017)年5月に「自転車活用推進法」が施行されたことに伴い、平成30(2018)年3月に「東京都自転車活用推進計画」を策定し、自転車を安全で安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを進めることとしています。

このような流れを受け、国立市では平成26(2014)年3月に「国立市地域交通計画」を策定し、だれもが安全で円滑に市内を移動するための交通(地域交通)の基本方針を定め、その実現に向けて徒歩、自転車、公共交通といった各交通モードを対象とした具体的な施策(アクションプラン)の推進を図ることとしています。

令和元(2019)年11月には「国立市交通安全計画」及び「国立市自転車安全利用促進計画」を策定しました。また、令和元(2019)年7月に国土交通省、鉄道事業者、学識経験者、視覚しょうがいしゃ団体、消費者団体などが参画する「ホームドア整備に関するWG」において「ホームドアの更なる整備促進に向けた提言」が取りまとめられました。今後は、道路や鉄道の交通安全に関する具体的な施策を検討・実施するとともに、自転車の通行環境整備や自転車活用推進を図る必要があります。

また、平成29(2017)年7月には、多摩26市町村が参加する福祉有償運送運営協議会を脱退し、国立市単独の福祉有償運送運営協議会を設置し、市独自の福祉的交通の検討を進めています。平成30(2018)年度からは、高齢者の移動手段の確保のため、一橋大学と提携し、需要調査・分析を行い、福祉的な交通について検討・協議を行っています。

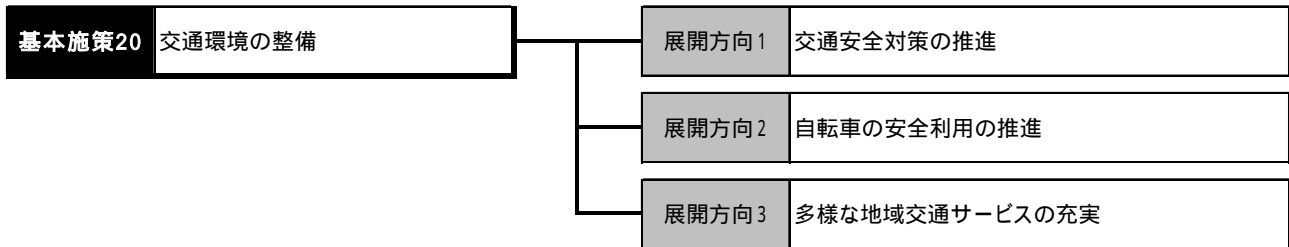
近年ではコミュニティサイクルの活用が注目されており、自転車ポートの設置が増加しています。国立市においても、平成30(2018)年度に民間事業者との実証実験を行いました。その検証結果を踏まえ、平成31(2019)年4月から民間事業者が実施するコミュニティサイクル事業支援を行っています。

今後、国立市においても急速に高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、高齢者が安心して外出したり、安全に移動したりできるとともに、子どもたちを交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。

また、公共交通をはじめとする地域交通の充実とともに、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援のための具体的な施策を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

だれもが安全で安心して移動できるとともに、超高齢社会を支え、利用しやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



< 展開方向1：交通安全対策の推進 >

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない安心で安全なまちを目指して整備を進めます。

【手段】

小学校・中学校の児童・生徒から高齢者まで交通安全の意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうため、交通安全意識の啓発を強化します。

市民が安心して外出できるようにするため、道路・交通環境の整備を推進します。

円滑な交通の流れを確保し、交通事故を防止するため、地域の実情や交通量等を勘案した上で、警察と連携して取り締まりや交通規制を強化します。

事故の発生を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、道路・交通環境の点検を定期的に行い、点検結果に基づいた事故防止対策を進めていきます。

高齢者、しょうがいしゃを含む多くの駅利用者が安全に鉄道利用できるよう、鉄道事業者と協力してホームドア整備等のバリアフリー化や安全対策を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
交通人身事故の発生件数	件	国立市内の事故発生件数の報告	247 (2018年)	195	165

<展開方向2：自転車の安全利用の推進>

【目的】

子どもから高齢者まで、だれもが安全で、安心して自転車を利用できる環境を整備します。

【手段】

歩行者、自転車、自動車が道路を安全に通行するため、自転車通行環境を整備します。

自転車利用者へ利用ルールの周知徹底を図るとともに、自転車とすれ違う歩行者、自動車などの道路利用者へも、関係機関等と連携し、啓発活動を行い自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を図ります。

自転車の安全性、快適性の向上や健康・環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自転車通行環境整備延長	km	整備実績	1.1 (2018年)	9.5	-
自転車乗用中の事故数	人	同左	111 (2018年)	82	58

<展開方向3：多様な地域交通サービスの充実>

【目的】

公共交通をはじめとするだれもが使いやすい多様な地域交通の充実を目指します。

【手段】

公共交通を便利に利用できるようにするため、駅や駅周辺地域へのアクセスを強化します。

移動制約者や移動困難者など超高齢社会を支えるため、安全で安心して移動できるモビリティ確保に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
コミュニティバス「くにっこ」の年間乗車人員	人	同左	283,957 (2018年)	293,000	300,000
コミュニティワゴン「あおやぎっこ」の年間乗車人員	人	同左	19,875 (2018年)	21,000	22,000
福祉的な交通施策に満足している市民の割合	%	国立市市民意識調査	61.6 (2018年)	66.3	70.0
公共交通に満足している市民の割合と回答した市民の割合	%	国立市市民意識調査	65.6 (2018年)	73.6	80.0

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進

【施策統括課：国立駅周辺整備課

主な関係課：富士見台地域まちづくり担当、南部地域まちづくり課、まちの振興課、
道路交通課、都市計画課、環境政策課】

<現状と課題>

1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地(「国立大学町」)は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ国立駅周辺地域は、平成25(2013)年に中央線連続立体交差事業が完了し、大きく環境が変化しました。

国立市では、平成21(2009)年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。同計画に基づき、着実に事業を進めた結果、平成30(2018)年5月には国立駅前に「くにたち・こくぶんじ市民プラザ」が開設され、平成31(2019)年2月には国立駅北口駅前広場が再整備されました。

令和2(2020)年2月には文化財でもある旧国立駅舎が再築されました。旧国立駅舎は「まちづくりの駅」として活用し、国立大学町のまちづくりの歴史を後世に伝え、市への愛着を醸成するとともに、まちの回遊性を高め、まちの魅力を発信する役割を担う拠点としていく必要があります。

また、国立駅周辺は、回遊性を高めるため、引き続き国立駅南口広場の再整備や周辺道路の整備のほか、再築される旧国立駅舎周辺の空間をより魅力あるものとなるよう、関係団体等と協力しながら引き続き整備していく必要があります。

富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団(現在の独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構))が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められました。それに伴い、農地が広がっていた土地に、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。

国立富士見台団地は、1965(昭和40)年に完成し、創設から50年が経過しており、現在は日本各地にある多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇等の課題が生じています。

また、東京都により、矢川駅近くにある都営矢川北アパートの建て替え事業が進んでいます。居住者の高齢化率は高く、建て替え後の団地で安心して暮らすことのできる環境の整備をどのようにするのが問われています。

これらの課題に対し、平成30(2018)年2月には、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を策定し、今後のまちづくりの方向性を地域住民及び関係団体と共有しました。今後は、具体的なまちの姿を示し、このビジョンの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

都営矢川北アパートの建て替え事業において生じる空地に、少子高齢化を始めとする地域課題に対応した、まちのにぎわい拠点を整備するため、市では、平成30(2018)年3月に「矢川公共用地(公有地)の活用計画」を策定しました。同計画に基づき、令和4(2022)年度に複合公共施設を整備するよう取組を進めています。

また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策29で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進ん

でいます。「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を実現する過程において、それら施設の再編計画及び新たな施設配置を検討していく必要が生じています。

市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史ある文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。

昭和 59(1984)年 3 月に策定した「国立市南部地域開発整備基本計画」により、幹線道路の整備や土地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。

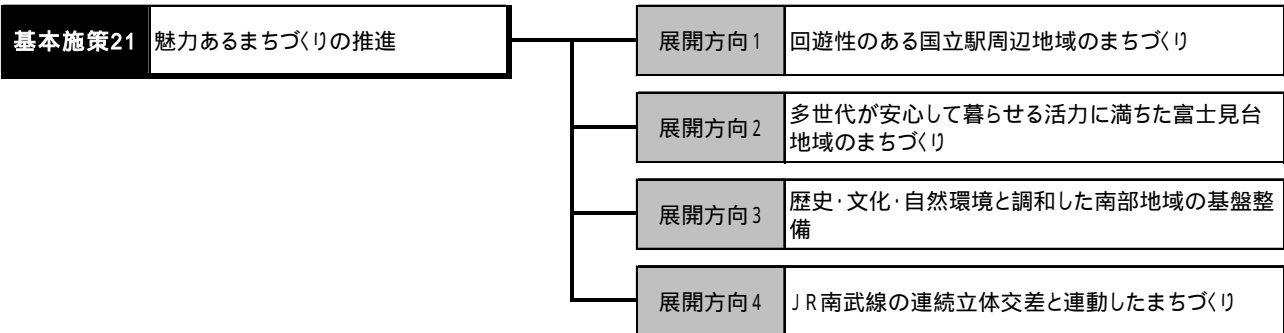
平成 26(2014)年 8 月には、市民の新たなニーズや時代の要請に的確に対応したまちづくりを進めていくため、「国立市南部地域整備基本計画」を策定し、南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指して整備を推進しています。

また、各事業の進捗等の調査、市民意見交換会などを実施し、令和元(2019)年度に計画の中間見直しを行っています。

平成 30(2018)年度に J R 南武線矢川駅～立川駅付近連続立体交差事業の新規着工準備採択を受け、東京都を中心に事業化に向け調査・検討が進められています。国立市においても、平成 30(2018)年 6 月に改訂された都市計画マスタープランで「J R 南武線と道路との立体交差化等による踏切の解消と、南部地域と北部地域をつなぐ道路の整備が必要」としており、少子高齢社会における安全で快適な歩行空間を確保するために、J R 南武線連続立体交差事業にあわせて事業を推進することとしています。

< 施策の目的及び体系 >

それぞれの地域の特性や魅力を活かした都市機能の整備が行われ、恵まれた自然と歴史ある文化遺産と調和しつつ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えたまちづくりを進めます。



< 展開方向1：回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり >

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

国立駅南口の駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備等を進めることにより、だれもが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。

市民に必要な機能を有する公共施設整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。

再築された旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立駅周辺まちづくり事業の進捗率	%	総事業費に対する当該年度までの事業費執行額の割合	64.1 (2018年)	80.6	100
旧国立駅舎及びその周辺で活動に参加した人数	人	旧国立駅舎の来館者数及びイベント等に参加した人数	<u>378,456</u> (2020年)	<u>380,000</u>	<u>420,000</u>

<展開方向2：多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり>

【目的】

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、だれもが暮らしやすい理想的な住空間とし、多世代が安心して暮らせる地域とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

地域住民、UR都市機構、東京都と協働して、まちづくりの方向性を示した「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」の実現に向けて取り組みます。

富士見台地域における、公共施設の再配置の検討を行います。

矢川公共用地（所有地）を活用して複合公共施設を整備し、施設を拠点に、周辺地域を巻き込んだまちのにぎわい創出に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
富士見台地域の居住人口	人	富士見台地域まちづくり事業区域内の人口 (各年1月1日現在)	17,742 (2019年)	18,000	19,000

<展開方向3：歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備>

【目的】

市街地整備の事業化に向けた調査・検討を行うとともに、区画道路における歩行者・自転車通行の安全性確保や消火活動の円滑化などを目指して、既存道路の拡幅整備により狭あい道路を解消します。

また、南部地域の特徴である歴史・文化・自然環境を保全することで、魅力あるまちづくりを推進します。

【手段】

南部地域を形成する大きな要素である歴史・文化、環境、農地等の自然環境の保全に配慮した南部地域のまちづくりを計画的に推進していきます。

市街地を整備するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を推進するとともに、市の財政負担や関係市民の経済的負担を考慮して、整備手法の見直しや地区計画等の制度を活用したまちづくりも検討します。

「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき対象路線の拡幅整備を進めるとともに、地権者からの用地寄付等にかかる諸費用に対して市が支援することにより、南部地域における計画幅員4m以上道路の整備を計画的に推進します。

平成26(2014)年4月に改正した「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、分かりにくい町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立市南部地域整備基本計画における南部市街地整備の進捗率	%	「国立市南部地域整備基本計画」に掲げた市街地整備計画の事業進捗率	85.7 (2018年)	94.6	100
狭あい道路拡幅整備の申請件数	件	狭あい道路整備方針、要項に基づく整備の申請	2 (2018年)	22	38
南部地域における町名地番整備率	%	実施面積÷南部地域面積(市街化調整区域を除く)×100	59.3 (2018年)	70.0	75.2
南部地域が魅力的だと思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	45.4 (2018年)	55.4	63.4

<展開方向4：JR南武線の連続立体交差と運動したまちづくり>

【目的】

JR南武線連続立体交差事業により、安全な歩行・交通環境の整備、防災機能の向上を図るとともに、駅周辺地域のまちづくりやJR南武線と交差する都市計画道路及び都市計画公園の整備を進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

【手段】

踏切渋滞や踏切事故、鉄道による地域の分断などを解消し、人にやさしいまちづくりを実現するため、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して、JR南武線連続立体交差事業による鉄道と道路との立体交差化を促進します。

JR南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。

谷保駅及び矢川駅の周辺地域は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を検討するとともに、谷保駅周辺では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の整備など、矢川駅周辺ではJR南武線と道路との立体交差化等に伴う安全で快適な歩行・交通環境の整備などを進めます。

JR南武線連続立体交差事業にあわせて、都市計画道路3・3・15号線、3・4・5号線及び3・4・14号線の整備を推進します。

また、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園の拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
JR南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	%	「国立市南部地域整備基本計画（中間見直し）」における南武線連立事業に関連する市街地整備計画の事業化までの進捗率	0 (2019年)	46.2	81.5

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進

【施策統括課：都市計画課 主な関係課：まちの振興課】

<現状と課題>

全国的に少子高齢化、人口減少が進展し、さらに災害対策、環境対策、財政不足等の要因により、コンパクトシティの考え方によるまちづくりが進められるようになってきました。また、地方分権が進み、自治体が主体となってまちづくりを進められるようになってきた結果、地域特性に応じてまちづくりも行われるようになってきています。

都では、平成 29(2017)年に「都市のグランドデザイン」を公表し、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿として「活力とゆとりのある高度成熟都市」を掲げ、その実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を明らかにしました。都内の市区町村は、今後この方針を踏まえたまちづくりを進めていく必要があります。

国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる 2 つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。

このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、旭通り、富士見通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。

平成 10(1998)年 4 月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区¹」に指定しています。

このように、国立市は地域ごとに歴史や発展の経緯が異なり、それぞれ個性的なまちなみを形成しています。地域ごとの課題も異なるため、地域特性に応じたまちなみの誘導が必要となっています。富士見台地域は、公共施設を中心に大規模な施設の老朽化が目立ってきたことから、今後の在り方を検討する必要がありますが、再生にあたっては地域への影響の大きさを踏まえ模範となることが求められます。また、南部地域では、生産緑地地区の減少やミニ開発の増加により、緑の減少や景観を損なう状況となっていることから、開発の際には敷地内の緑化や周囲との調和を促す必要があります。

平成 28(2016)年には、まちづくり条例が施行され、市民が主体となったまちづくりとして地区まちづくり計画の策定が可能となるとともに、一定規模以上の開発案件は条例手続きを通して事業者と市が協議できるようになりました。また、策定から 20 年以上が経過した「国立市都市景観形成基本計画」は令和 2(2020)年 3 月に改訂し、名称を「国立市景観づくり基本計画」に変更しました。今後は、この計画に基づき重点地区の指定についても推進を図る必要があります。

¹ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第 26 条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第 15 条に基づき、市への届出が必要となっている。

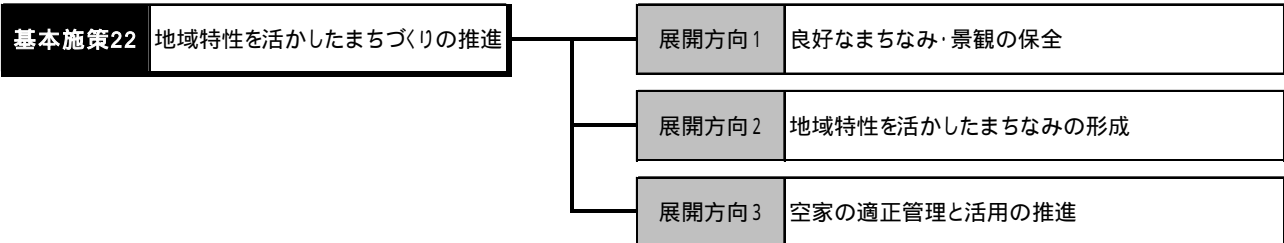
都市のスポンジ化や空き家の増加等の問題を受け、政府は、新築住宅の供給から中古住宅の質の向上へと舵を切り、中古住宅市場の活性化をはかるための法整備を進めており、宅地建物取引業法改正によりインスペクション制度(建物状況調査)が制定されるなどの動きがあります。また東京都においても、これらの複合的な問題を一体に取り扱うため、住宅政策本部を局級設置しました。

国立市では、平成 28(2016)年度に空き家等実態調査を実施し、空き家であると判断できる特定空き家候補及び空き家候補が 186 棟確認できました。その後も継続的に空き家の状況の把握に努めており、平成 30(2018)年度末における空き家は 210 棟となっています。

国立市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法を効果的に活用するため平成 31(2019)年 3 月に国立市空家等対策審議会条例を制定し、特定空家等への対応及び空家等対策計画の検討に着手しています。法律に規定されている市の役割や権限に沿って、地域の課題である空き家の適正管理と活用について具体的な取組を検討し、事業を展開していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



< 展開方向1：良好なまちなみ・景観の保全 >

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。

国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。

今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求めるとともに、景観形成の考え方を具体的に示すため、ガイドラインの策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立市全体が美しいまちなみを保全・形成していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	79.3 (2016年)	81.0	83.0

<展開方向2：地域特性を活かしたまちなみの形成>

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。

各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。

景観上重要な建築物等については、その維持・保全及び継承を行うために、重要景観資源の指定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	地区	同左	0 (2018年)	1	2
都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区	同左	2 (2018年)	3	4
重要景観資源に指定した件数(累計)	件	同左	0 (2018年)	1	2

<展開方向3：空き家の適正管理と活用の推進>

【目的】

地域における空き家化の未然防止、空き家の解消、空き家の適正管理を実現するとともに、空き家の有効活用を目指します。

【手段】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。

市内の空き家の状況を把握し、有効に活用できる仕組みづくりを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
空き家数	戸	空き家実態調査	210 (2018年)	210	210
空き家率	%	住宅土地統計調査	14.8 (2018年)	14.8	14.8
特定空き家候補件数	件	空き家実態調査	104 (2018年)	100	95

<現状と課題>

我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば(昭和30年頃)から1970年代初頭(昭和47年頃)の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。

国立市の公共下水道は、昭和45(1970)年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前(昭和36年～昭和44年)に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約219kmになります。標準的な耐用年数は50年とされていて、すでに耐用年数を超えている管きょが出てきています。

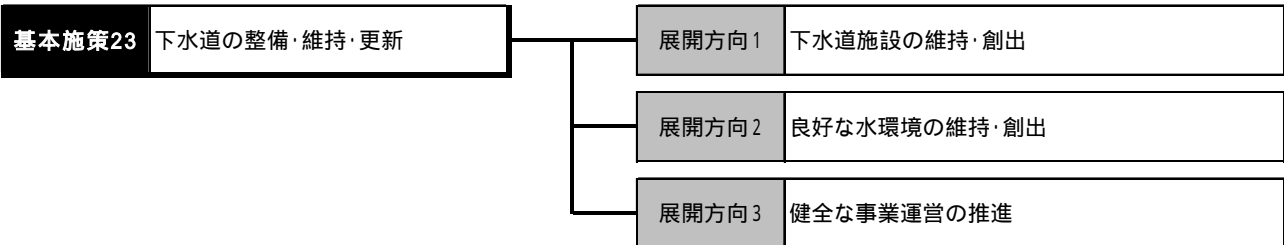
こうした状況を受け、平成29(2017)年に「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、管きょの整備時期の古いものから順次、管きょ内調査を実施し、更新・改築等に着手しています。今後も計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。

下水道法が平成27(2015)年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

地方公共団体の財政状況が厳しさを増している中、下水道事業への基準外繰入等により地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっています。このことにより、下水道事業の経営の健全性や計画性・透明性を図るため、平成27(2015)年1月に総務省から公営企業会計の適用の推進が要請され、令和2(2020)年4月に公営企業会計を適用しました。今後は、令和3(2021)年3月に策定した下水道事業経営戦略に基づき、透明性が高く効率的な事業運営を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



< 展開方向1：下水道施設の維持・創出 >

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や、施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。

下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント基本計画により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進します。

ミニ開発が進行(スプロール化)している南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
南部地域(分流区域 ¹)における雨水管整備率	%	雨水管整備面積 / 分流区域面積 (95.66ha) × 100	56.6 (2018年)	62.0	68.0
公共下水道管の改築・更新率	%	改築・更新延長 / 公共下水道管総延長 (218.76km) × 100	0 (2018年)	1.1	26.9

¹ 国立市の公共下水道は、汚水及び雨水を同一の管きよで排除する合流式と汚水と雨水を別々の管きよで排除する分流式で整備されている。この分流式で整備されている区域を分流区域という。

<展開方向 2 : 良好な水環境の維持・創出>

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。

雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。

循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
未処理放流水のBOD値 ²	mg /	放流水に含まれるBOD値 / 放流水の総量	43.0 (2018年)	毎年度 25.0 以下	
雨水浸透ますの設置数(累計)(再掲)	基	市の助成及び窓口指導を受けて設置された雨水浸透ますの数	17,117 (2018年)	22,400	26,400

<展開方向 3 : 健全な事業運営の推進>

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

地方公営企業法の適用により透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営の推進を図ります。

持続的な下水道事業を実施していくため、下水道事業の経費回収率の向上を図るとともに歳出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
下水道事業の経費回収率	%	下水道使用料収入 / 汚水処理経費 × 100	99.3 (2018年)	100.0	100.0

² Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、河川の水質汚濁の程度を示す代表的な指標である。この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示す。下水道法施行令第6条第2項では「放流水に含まれるBOD値 / 放流水の総量」を処理区単位で40mg / 以下にするよう定められている。

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

【施策統括課：まちの振興課 主な関係課：南部地域まちづくり課】

<現状と課題>

現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。

国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)は、その 17 の国際目標のうち、「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」などの目標において、そのターゲットにイノベーションの促進、中小零細企業の設立や成長の奨励などが掲げられています。これらの目標を達成するための取り組みを推進することにより、中小企業や地域の活性化に資する可能性があります。

平成 28(2016)年 6 月 1 日現在、国立市の小売業 1 事業所当たりの年間商品販売額は 1 億 7,026 万円、売場面積は 115 m²であり、それぞれ多摩地域 26 市の中では年間商品販売額は小さいほうから 5 番目、売場面積は同 3 番目と経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。

令和 7(2025)年には、6 割以上の経営者が 70 歳を超えるにもかかわらず、多くの中小企業では後継者が不在の状況で、廃業が相次ぐ恐れがあるとの指摘がされています。今後も事業承継に関する相談のニーズが続くものと考えられます。

国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「企業誘致促進条例」を制定するとともに、企業立地の促進及び土地建物の有効活用の支援を行うことを目的に、「企業立地あっせん事業」に取り組んでいますが、平成 31(2019)年 4 月 1 日までに誘致した事業所は 11 事業所で、目標値(14 事業所)には届いていない状況にあります。

今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店・商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成や様々な地域資源の魅力を高めていく必要があります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、外国人観光客の増加が予想されます。平成 29(2017)年度には、東京都市長会の附属機関として多摩地域市町村観光地域づくり課長会が発足し、地域の観光マネジメントを行う「多摩地域版 DMO」¹の検討を進めています。

国立市では、国立市観光まちづくり協会と連携して、シティプロモーションサイトを運営するとともに、フィルムコミッション事業を展開しています。その結果、市内におけるロケ件数が増加し、国立市をメインロケ地とする映画が撮影されるなど、ロケ地としての認知が進んでいます。また、令和 2(2020)年度に開設した旧国立駅舎には、観光案内機能を有する「まちの案

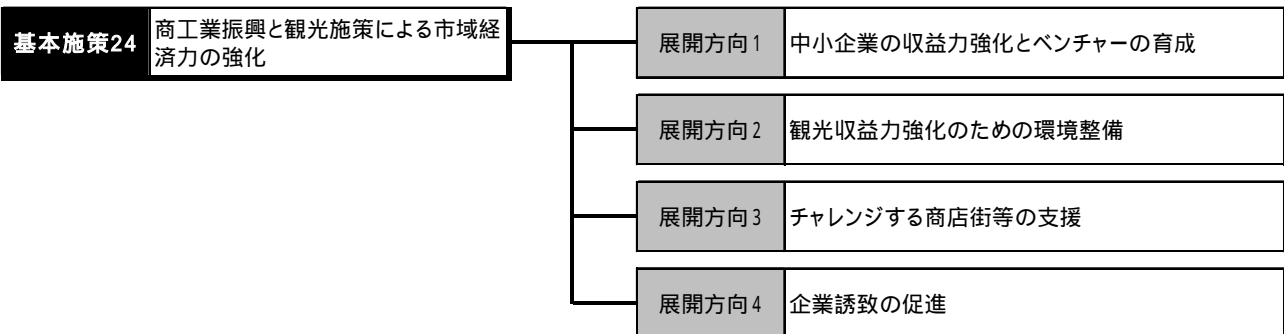
¹ DMO(ディー・エム・オー)とは、Destination Management/Marketing Organization の略称であり、「多摩地域版 DMO」とは、マーケティング調査やそれを踏まえた広域的な戦略策定、関係者との合意形成、自治体を含む関係主体への各種支援等の非営利活動を行い、地域の稼ぐ力を引き出す組織のこと。自立的・継続的な運営に向けた資金獲得のための収益事業に重点をおく一般的な DMO とは異なる。

内所」が設置され**ました**。

今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができるにぎわいあるまちを目指していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

人口が減少し経済が縮小する環境において、観光手法を駆使して市外からもより多くの消費を引き込むとともに、個々の商工業者・創業者が活気をもってチャレンジできる環境を創出し、市域経済力を活性化し、訪れ・住み・働く場として選ばれるまちを目指します。



< 展開方向1：中小企業の収益力強化とベンチャーの育成 >

【目的】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた地域経済の収益力を強化するとともに、市内での起業・創業を促進し、まちに活力を与えるため、経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

個人商店を中心とした中小企業への伴走型支援として、全国展開されている Biz モデルによる売上向上のためのコンサルティングをワンストップで行います。

中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度²の利用促進などに取り組んでいきます。

中小企業で働く従業員の確保・定着に結びつくよう、勤労市民共済会³の活動を支援します。

市内での新たな起業・創業を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
小売吸引力指数	-	国立市の人口1人当たり年間商品販売額 / <u>多摩地域</u> の人口1人当たり年間商品販売額	0.87 (2016年)	0.94	0.98

² 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及びNPO法人に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

³ 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生の向上・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

市内小売業者の年間商品販売額	億円	経済センサス	619 (2016年)	637	643
市内の事業者数	社	経済センサス	2,891 (2016年)	2,891	2,891
創業支援者数	者	各機関で支援した創業者の数	149 (2018年)	149	149

<展開方向2：観光収益力強化のための環境整備>

【目的】

多様な主体との連携・協力の下、様々な地域資源を活用してまちのブランド力を高めるとともに、観光資源を効果的に発信し、にぎわいを創出します。

【手段】

市民まつり、さくらフェスティバル、朝顔市、LINK くにたち、くにたちアートビエンナーレなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。

国立市の魅力を市内外に伝えるため、観光情報やイベント情報等の発信やフィルムコミッションを通じたシティプロモーションを積極的に進めます。

「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、にぎわいを創出するため、国立市観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。

再築した旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
休日の滞在人口	人	地域経済分析システム(RESAS)	54,205 (2018年)	56,263	57,279
3年前と比較してにぎわいがあると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	11.1 (2018年)	13.0	15.0
小売吸引力指数(再掲)	-	国立市の人口1人当たり年間商品販売額 / 多摩地域の人口1人当たり年間商品販売額	0.87 (2016年)	0.94	0.98

<展開方向3：チャレンジする商店街等の支援>

【目的】

地域のやる気と創意工夫の下、既存商店街の集客力を向上させるとともに、商店街の枠を超えた店舗による連携によりさらなるにぎわいを創出し、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。

商店会との連携の下、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組みづくりを進めます。事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
商店街によるイベントの数	件	商店街補助金の対象イベント数	34 (2018年)	34	34
小売吸引力指数(再掲)	-	国立市の人口1人当たり年間商品販売額 / <u>多摩地域</u> の人口1人当たり年間商品販売額	0.87 (2016年)	0.94	0.98

< 展開方向 4 : 企業誘致の促進 >

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域⁴への移転を促進するための支援に取り組みます。

文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
企業誘致の指定件数	件	同左	15 (2018年)	20	24

⁴ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。

<現状と課題>

日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況にあります。

平成 27(2015)年に都市農業振興基本法が成立し、平成 28(2016)年 5 月には都市農業振興基本計画が国において策定され、宅地化すべきものとされていた市街化区域内農地が、あるべきものと明記されるなど、制度上の大きな転換を迎えました。

これらの動きを受け、平成 29(2017)年 4 月に生産緑地法の一部改正を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の緩和や特定生産緑地制度が創設されました。平成 30(2018)年には都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能となり、農地を保全する制度が整いました。

国立市では、平成 30(2018)年 4 月に生産緑地指定の下限面積の条例を制定し、300 m²まで引き下げることが可能となりました。

「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2(1990)年の 102ha から平成 27(2015)年の 38ha、農家数が平成 2(1990)年の 210 戸から平成 27(2015)年の 109 戸へと大きく減少しているとともに、平成 22(2010)年では農業従事者の 8 割が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。

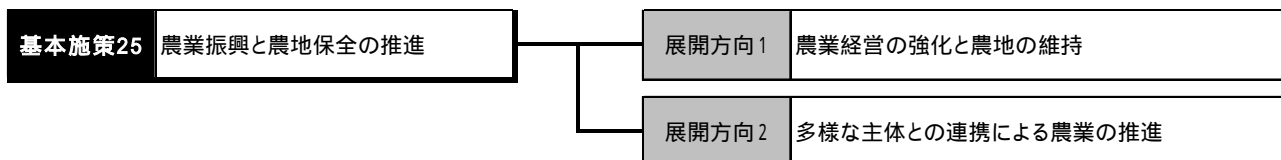
市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。

農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力の下、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。

毎年生産緑地の追加指定を行っているものの、生産緑地の面積は減少傾向にあります。また、新法指定の生産緑地地区のほとんどは指定から 30 年を経過する時期が迫ってきており、農地を減らさないよう特定生産緑地の指定に向けて周知に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



< 展開方向1：農業経営の強化と農地の維持 >

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を増加させるとともに、経営体の収入増を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。

市内農業者の販路を拡大させるため、地産地消の対策と機会の創出を推進します。

農地の保全及び有効利用を促進するため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の移行を進めます。

くにたち独自の景観的魅力である「農の営みが残る原風景」を保全していくため、各種の農地保全に関わる制度を周知してその活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
農地面積の減少率	%	同左 (各年4月1日現在)	2.60 (2018年)	2.25	1.97
市域面積に占める水田面積の割合	%	同左 (各年4月1日現在)	1.35 (2018年)	1.25	1.16
認定農業者 ¹ の人数	人	同左 (各年4月1日現在)	23 (2018年)	27	30

¹ 自らの農業経営の改善を図り、効率的で安定的な農業経営を目的とした農業経営改善計画を作成し、その計画が市の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。認定を受けると金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

<展開方向2：多様な主体との連携による農業の推進>

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地産地消を促進するなど、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

農業・農地を有する環境の意義を市民に広めるため、農業体験及び農業の情報発信の拠点として整備した「城山さとのいえ」を中心に、農業のPRと市民と農業者を繋ぐ事業を推進します。くにたち野菜を引き続きPRするとともに、くにたち野菜の販路拡大のため、飲食店との連携等新たな施策を展開します。

都市農地が有する環境保全機能や景観形成機能について市民に理解を広め、災害時の一時避難や農作物の調達をすることを目的とした防災協力農地を拡大していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
農産物の推定生産額	千円	作付面積より南部地域まちづくり課で算定	172,486 (2018年)	182,956	191,332
城山さとのいえ体験事業等に満足した参加者数	人	城山さとのいえ体験事業等のアンケートにおいて満足と回答した参加者の数	724 (2018年)	900	900

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：総務課、情報管理課、法務担当、職員課、市民課】

<現状と課題>

国立市の人口は令和 3(2021)年 1 月 1 日現在で 76,423 人となり、コロナ禍においても微増傾向が続いています。住民基本台帳人口に基づき実施した市独自の人口推計では、令和 7(2025)年までは横ばいで推移し、その後、人口減少の局面を迎えることとなります。一方、市内には民間開発等による人口増加の余地が残されています。

しかしながら、短期・中期的に人口が増加したとしても、人口構成としては、高齢化率が上昇し、生産年齢人口の比率は減少を続けます。特に令和 7(2025)年には団塊世代が後期高齢者となることもあり、医療・介護等の社会保障費がさらに増加することが懸念されます。また、長期的には生産年齢人口が減少し、税収の減が見込まれることも懸念されます。

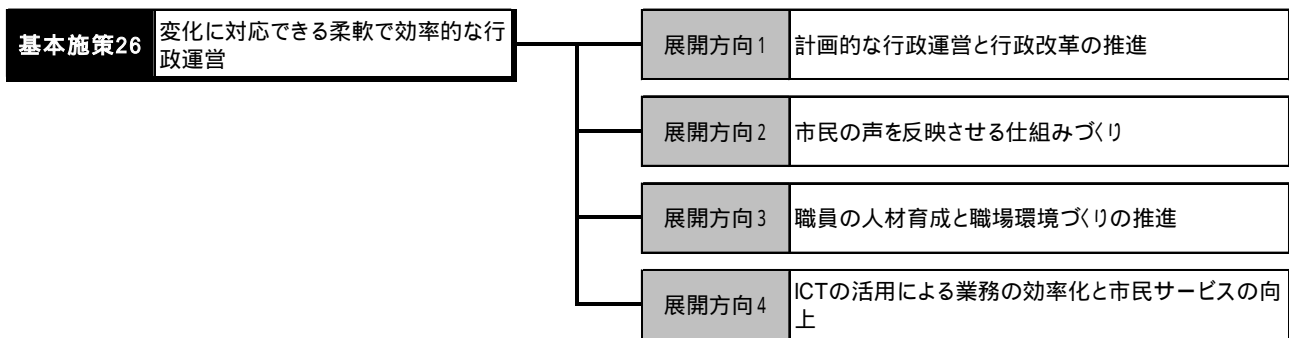
今後も引き続き、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げ、将来の人口減少や税収の減少に対応できるようにするためには、選択と集中の下、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、行政運営に尽力する必要があります。

- また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化・高度化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。
- 具体的には、常に職員一人ひとりの能力向上を図りながら、単純な業務を減らし、ヒトが対応しなればできない業務に人員を振り向けていかなければなりません。人口減少の流れを受け、全国的には自治体においても AI や RPA の実証実験が活発に行われています。新たな技術や民間事業者の活用等により適切な人員配置を行うとともに、「国立市人材育成基本方針」に基づく人材育成や令和 2(2020)年度より導入された会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要となっています。
- こうした状況のなか、財源及び人的資源を確保するための具体的な計画として、第 5 期基本構想第 2 次基本計画と同じ令和 2(2020)年度から令和 9(2027)年度までを計画期間とする「国立市行財政改革プラン 2027」を策定しました。
- 平成 28(2016)年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍とワークライフバランス推進のための働き方改革が求められています。これに関連し、国立市においても、女性管理職比率の向上、職員の年次有給休暇日数の向上、男性の育児休業取得率の向上、職場における代替人員の確保、職場環境の整備などの課題に対応していくため、令和 2(2020)年度から令和 7(2025)年度までを計画期間とする「特定事業主行動計画」を策定しました。
- 国立市では、ICT を利用したサービスが充実していると思う市民の割合(「思う」及び「わりと思う」の合計)は、第 11 回市民意識調査(平成 31 年 2 月)が 17.8%であり、第 10 回市民意識調査(平成 30 年 1 月)の 11.9%と比べると 5.9%増加しています。しかしながら、割合は未だ低水準であり、市民サービスに直結するような ICT の活用が十分でないと思えられます。ICT を活用したサービスに対する市民ニーズは、高まっていくことが見込まれます。

コロナ禍において、感染拡大防止のための非接触化が求められているとともに、行政のデジタル化の遅れが指摘されています。国や東京都では、DX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進しており、国立市においても、市民の利便性の向上及び業務の効率化に向けて、デジタルディバイドへの配慮を十分行った上で、行政手続や公共施設の利用について積極的にICT-E-C-Tを活用していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



< 展開方向1：計画的な行政運営と行政改革の推進 >

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。

【手段】

施策横断的な課題に対して、様々な側面から課題を捉えることでより効果的に事業を推進します。具体的には、生活の根幹である「食」をテーマとして取り上げて検討し、計画的に事業を進めます。

様々な地域課題を迅速に解決できるよう、庁内関係部署間の連携強化を図ります。

業務プロセスごとに適切な担い手を検討するとともに、民間活力の導入やRPA等を含めたさらなるICTの活用などにより、市民サービスの向上及び事務量の削減を目指します。

将来的な事務量を的確に見極めながら、適正な定員管理を推進します。

今後も引き続き、法律や条例等を遵守し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。

選択と集中の下、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan(計画) Do(実施) Check(点検・評価) Act(改善改革)」からなるPDCAサイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
第2次基本計画に掲げた展開方向ごとの目標達成率	%	第2次基本計画に掲げた展開方向のうち、目標値に達した展開方向の数 / 全ての展開方向の数 × 100	43.8 (2017年)	100.0	100.0

<展開方向2：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

行政に対する住民の意見・要望を収集し、住民の声を政策に反映することで、相互理解を深め市民の市政への主体的な参画を促します。

【手段】

ハード・ソフトの両面から、より多くの主体が市政やまちづくりに参画できる仕組みづくりを推進します。

まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機能の充実に取り組みます。

テーマ型をはじめとするタウンミーティングの開催やパブリックコメントの適切な実施等により、住民の多様な意見を市政に反映させます。また、次世代を担う若い世代の市政参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市政に参画した市民の人数 (市政参画の機会1回ごとの平均参加人数)	人	附属機関、タウンミーティング、ワークショップ、説明会等の平均参加人数	17.3 (2018年)	19.0	20.9
市民からの意見・相談・要望件数	件	「くにたちメールボックス」、「くにたち市民の声」等に寄せられた意見・相談・要望等の件数	555 (2018年)	610	650

<展開方向3：職員の人材育成と職場環境づくりの推進>

【目的】

良質な市民サービスを提供し続けるため、市政の担い手としての職員のモチベーションや能力・資質を向上させるとともに、能力を発揮しやすい職場環境整備を進めることで職員の生産性を高めます。

【手段】

人材育成基本方針に沿って任用方法及び研修体系を見直すとともに、自学を支援する仕組みや環境を整え、職員の能力向上と組織の活性化を推進します。

人事評価制度を活用し、組織目標達成に向けた職員のモチベーションの向上と人材育成を図るとともに、より幅広い見識や知識を身につけることができるよう、東京都や他の自治体、民間企業等への職員の派遣・視察を推進します。

育児休業に対する代替人員の確保やワークライフバランスの向上等により働きやすい職場環境の整備を進め、職員の健康・意欲の維持向上を図るとともに、生産性の低下を防ぎます。

適材適所による人事配置を基本としつつ、職場における意思決定の多様性を確保するため、管理職における女性の比率向上を図ります。

多様性を尊重できる職場づくりを進めるため、職場におけるコミュニケーションを促進するとともに、職場におけるハラスメント防止対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市の組織運営や職員の仕事ぶりに不満を持っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	11.8 (2018年)	9.8	8.8
<u>管理職に就いている職員に占める女性の割合</u>	%	<u>同左</u>	<u>8.78</u> <u>(2018年)</u>	<u>16.0</u>	<u>24.0</u>
役職（係長職以上）に就いている職員に占める女性の割合	%	同左	20.81 (2018年)	<u>23.0</u>	<u>31.0</u>
市の人材育成に対する職員満足度	%	正規職員に対するアンケート調査	68.0 (2018年)	75.0	80.0

展開方向4：ICTの活用による市民サービス・事業者の利便性向上と業務の効率化>

【目的】

ICT¹を活用し、質の高い市民サービスの提供や事業者の利便性向上を効果的・効率的に推進します。

【手段】

費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続のオンライン化や証明書等のコンビニ交付の推進、情報通信基盤の整備充実を図ります。

マイナンバー制度の運用により、各種行政手続の簡素化を推進します。

外部のデータセンターを活用した複数の自治体による情報システムの集約と共同運用を推進することにより、システムの運用経費の削減や業務の継続性の確保を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典 元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
ICTを活用して窓口以外で発行した証明書等の割合	%	同左	2.6 (2018年)	9.5	10.5
インターネットを利用して届出、申請、申込み等ができる手続の数(民間のシステムを利用している場合を含む)	件	同左	5 (2018年)	7	9
ICTを利用したサービスが充実していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	17.8 (2018年)	37.8	53.8

¹情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。一般的なIT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

<現状と課題>

国立市では、市報「くにたち」を月2回発行しており、全戸に配布するほか、ホームページへの掲載、市内の鉄道2駅(谷保駅、矢川駅)に設置してある配布用ラックによる配布等、行政情報や地域の情報を市民へ広く発信しています。情報発信にあたっては単に情報を発信するのではなく、より見やすく分かりやすい形で発信する工夫を行っています。

近年、飛躍的に普及拡大しているインターネットや情報通信ネットワーク化の進展により、個人における情報入手や発信する自由度は高まってきています。一般的な情報発信の方法として、スマートフォンやタブレット等の普及により、Twitter や LINE、Facebook や Instagram といった SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)が注目を集めています。国立市でも、情報発信手段として、市報のほかに、ホームページ、メール配信、Twitter、LINE 等を活用し、市政情報や市の魅力を市内外に向けて広く積極的に発信しています。

今後、市報等の紙媒体をさらに工夫し、市民の生活の充実、利便性の向上となるような情報発信を行うとともに、ホームページについても、主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実を図りつつ、高齢者やしょうがいのある方などだれもが利用できるものにするため、ホームページのアクセシビリティの向上を図る必要があります。また、社会における情報通信手段の発展に伴い、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築し、Twitter、LINE 等のさらなる活用を図る必要があります。

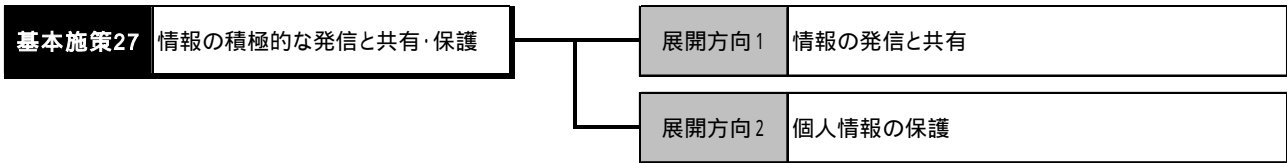
マイナンバー(社会保障・税番号)制度により、平成28(2016)年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用を開始しています。また、情報提供等記録用開示システム(マイナポータル)では、サービスを受けることができるワンストップサービスの利用範囲が拡大しています。

平成28(2016)年12月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、同法において基本施策の一事項として、「国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等」(オープンデータの推進)が定められました。オープンデータは、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット等を通じて公開することにより、自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、共に解決していくことや、企業等が効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうとするものです。東京都では、オープンデータの標準フォーマットを定義し、都内の市区町村で共通したオープンデータを公開する環境を整備しています。国立市においても、オープンデータの公開・拡充への取組を推進し、有益な市民サービスや地域課題の解決につなげていく必要があります。

このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担の下、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

個人情報適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 情報の発信と共有 >

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。

【手段】

社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実とともに、ホームページやTwitter、LINE等のSNSの活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし、利用することができる環境を整備します。

国立市をより多くの方に知ってもらうため、市内だけでなく、市外へ向けて積極的に市の政策・まちの魅力・国立ブランド等を発信していきます。

市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。

行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	21.2 (2018年)	23.5	25.5
オープンデータとして公開したファイルの数(種類)	種類	ホームページ上にオープンデータとして公開したファイルの延べ数(種類)	0 (2018年)	4	8

<展開方向2：個人情報の保護>

【目的】

市民の個人情報を適切に保護します。

【手段】

先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。

職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。

社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.3 (2018年)	37.8	42.2

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：課税課、収納課、健康増進課、会計課】

<現状と課題>

人口減少社会における東京一極集中を是正することの一環として、税制面においても、清算基準の見直しに伴い地方消費税交付金が減少するとともに、ふるさと納税制度により、都市部の税収が地方へと流出し続けています。今後も、都市部や地方公共団体に不利となる税制改正が行われた場合には、さらなる財源の流出が懸念されます。

国立市の歳入のうち、自主財源の約 9 割、歳入全体の約 6 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、税制改正の影響を受けつつも、平成 26(2014)年度以降微増傾向となっています。特に市税全体の約 5 割を占めている個人市民税は、ここ数年、景気回復による給与所得の伸び等により増加傾向がみられました。しかし、新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、市税収入は減少し、厳しい財政状況となることが予想されます。

また、国立市は平成 30(2018)年度に平成 27(2015)年度以来の地方交付税の交付団体となりました。以前より交付団体と不交付団体との境界線上に位置していることから、地方交付税は歳入面において不安定な要素となっています。

一方、歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費が平成 12(2000)年度から連続して対前年度比プラスで推移しており、平成 26(2014)年度以降も子育て・障害・生活保護分野を中心に毎年度 2~4 億円ずつ増加するなど大きな伸びを示しています。近年では、各分野の対象者数が増加していることに加え、待機児童対策のための保育定員増加によるものがその要因と考えられます。

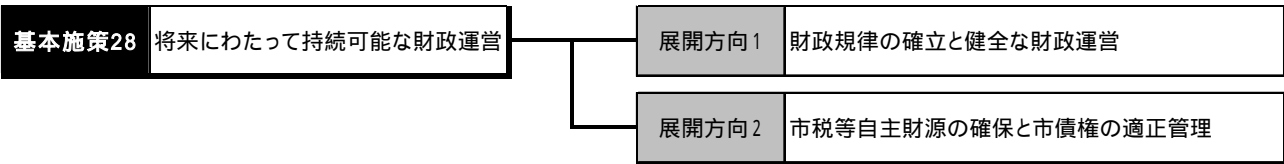
平成 26(2014)年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、職員人件費の見直し、国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮、家庭ごみ有料化の実施、事務事業の見直し、保育園の民営化など不断の財政改革に取り組んできました。また、平成 28(2016)年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、健全で規律のある財政運営に取り組んできました。その結果、平成 25(2013)年度以降、臨時財政対策債¹の借入に頼らずに自律性の高い財政運営が可能な状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3(2021)年度当初予算では臨時財政対策債の借入を計上するなど、国立市の財政状況を取り巻く環境は悪化しています。

こうした厳しい財政状況においても健全な財政運営を行うため、歳出抑制や事業の見直しなどの取り組みがこれまで以上に求められています。また、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、さらに財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営の確保に向け、使用料・手数料等の自主財源の安定的な確保や高い市税収納率の維持、市債権(市税等以外の市の債権)の収納率の向上等に向けた取組を強化することが極めて重要となっています。

¹ 地方交付税の代替として(地方交付税の原資である国税が不足しているため)、各自治体において発行する特例的な地方債のこと。

< 施策の目的及び体系 >

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



< 展開方向1：財政規律の確立と健全な財政運営 >

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

高い実効力を伴った財政規律(予算編成方針、予算執行方針等)の下で、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。

適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。

市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。

新たな地方公会計制度²を活用し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。

財政環境に急激な変化が生じ、一時的に健全性が悪化した場合には、早期に安定的で健全な財政運営を確立できるよう、計画している事業の先送りなど柔軟な予算編成と執行管理を行います。

²行政の会計制度である官庁会計は、国、地方ともに明治時代以降、1世紀にわたり単式簿記・現金主義会計による処理が行われてきた。新たな地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
特定目的基金を含めた実質単年度収支	千円	普通会計の単年度収支 + 繰上償還額 + 基金積立額 - 基金取崩額	53,227 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	
経常収支比率	%	経常経費充当一般財源の額 / 経常一般財源 × 100	96.4 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	
義務的経費比率	%	普通会計の義務的経費(人件費・扶助費・公債費) / 標準財政規模 × 100	57.6 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	
人口1人当たりの基金現在高	万円	普通会計の当該年度末の基金現在高 / 当該年度1月1日の人口	7.8 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	
人口1人当たりの地方債現在高	万円	普通会計の当該年度末の地方債残高 / 当該年度1月1日の人口	17.9 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	
債務償還可能年数	年	普通会計の地方債残高 / (経常的収支額 - 地方債発行額 - 基金取崩額)	6.3 (2018年)	前年度決算の 25市平均値	

< 展開方向2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理 >

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力の下、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及びPRを推進します。

納税義務者及び課税客体(土地・家屋・償却資産(事業用資産))の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。

納付機会の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。

各所管課との連携の下、市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市税収納率	%	収入済額 / 調定額 × 100	99.6 (2018年)	99.6	99.6
消滅時効による債権放棄の件数	件	消滅時効期間経過を理由として放棄した私債権の数(徴収停止中の消滅時効件数を除く)	0 (2018年)	0	0

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進

【施策統括課：資産活用担当

主な関係課：政策経営課、建築営繕課、環境政策課、工事担当、下水道課、教育総務課】

<現状と課題>

現在、全国的に高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模で維持・更新することは極めて困難と考えられています。

このような状況下、国では、速やかに公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、平成 26(2014)年 4 月、全国の自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

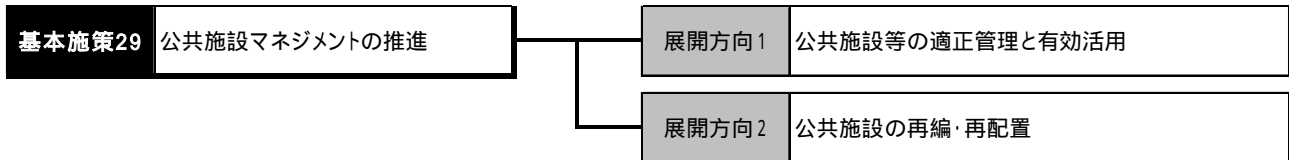
全国的な傾向と同様に、国立市においても既存の公共施設の全てを現状と同一の規模で維持・更新していくのは難しいと見込まれます。国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図ることで、最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤に基づくまちづくりが推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」に取り組む必要があります。

こうした状況を受け、国立市では、平成 29(2017)年 3 月に「国立市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、個別施設計画である「国立市道路等長期修繕計画」及び「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを行っています。また、公共建築物の最適な配置を行うための個別計画として令和 2(2020)年度に「公共施設再編計画」を策定し、公園施設の適切な整備、保全のための「(仮称)公園施設長寿命化計画」については、令和 4(2022)年度の策定に向けて取り組みを進めています。

今後、それぞれの個別施設計画が実効性を伴って展開されるよう事業を進めていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

公平かつ効果的・効率的な施設配置を達成し、必要な行政サービスの継続的かつ安定的な提供を推進します。



< 展開方向1：公共施設等の適正管理と有効活用 >

【目的】

人々の暮らしや市内の経済活動を支える重要な都市基盤として、既存の公共施設等の機能を適切に保つとともに、経営資源と捉え最大限の効果が発揮できるよう有効活用していきます。

【手段】

「国立市公共施設保全計画(平成 27(2015)年 5 月策定)」に基づき、既存施設の計画的な保全を推進します。

道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。

市が保有する財産のうち、利用計画が定まっていないものについて、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。

土地や建物といった市有財産を経営資源として捉え、有効活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市有財産を活用した財源の創出額	千円	同左	-	37,000	37,000
施設管理者による施設点検の実施率	%	国立市公共施設調査実施マニュアルに基づく実施数/公共施設数	-	100	100
公共施設等の管理不良による損害賠償件数	件	同左	1 (2018 年)	毎年度 0 件	

<展開方向2：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります。

【手段】

「公共施設再編計画」に基づき、公共施設の再編・再配置を推進します。

学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建て替えの機会を捉え、周辺の既存施設との集約化や複合化・多機能化を推進します。

再編・再配置後においても、行政サービスの質の維持・向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
公共施設(公共建築物)延床面積	m ²	同左	124,863 (2018年)	126,145	124,548

基本施策の担当課一覧

= 施策統括課 = 主な関係課

基本 施策 の 体系	課 名	オンブズマン 事務局	政策経営部					行政管理部					
			市長室	政策経営課	資産活用担当	課税課	収納課	総務課	建築営繕課	情報管理課	法務担当	職員課	防災安全課
1	人権・平和のまちづくりの推進												
2	女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現												
3	安心して子どもを産み育てられる子育て支援												
4	すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援												
5	学校教育の充実												
6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護												
7	生涯学習の環境づくり												
8	スポーツの振興												
9	健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化												
10	高齢期の充実した生活への支援												
11	しょうがいしゃの支援												
12	支え合いの地域づくりと自立支援												
13	防災体制の充実												
14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備												
15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進												
16	花と緑と水のある環境づくり												
17	環境の保全												
18	ごみの減量と適正処理												
19	道路の整備と適正管理												
20	交通環境の整備												
21	魅力あるまちづくりの推進												
22	地域特性を活かしたまちづくりの推進												
23	下水道の整備・維持・更新												
24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化												
25	農業振興と農地保全の推進												
26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営												
27	情報の積極的な発信と共有・保護												
28	将来にわたって持続可能な財政運営												
29	公共施設マネジメントの推進												

健康福祉部					子ども家庭部			生活環境部			都市整備部						教育委員会						基本施策の体系 くにたち中央図書館							
福祉総務課	生活福祉担当	しょうがいしゃ支援課	高齢者支援課	地域包括ケア推進担当	健康増進課	健康づくり担当	児童青少年課	施策推進担当	子育て支援課	まちの振興課	環境政策課	ごみ減量課	都市計画課	道路交通課	工事担当	下水道課	国立駅周辺整備課	富士見台地域まちづくり担当	南部地域まちづくり課	都市農業振興担当	会計課	教育総務課		教育施設担当	教育指導支援課	指導担当	生涯学習課	給食センター	公民館	
																													1	
																														2
																														3
																														4
																														5
																														6
																														7
																														8
																														9
																														10
																														11
																														12
																														13
																														14
																														15
																														16
																														17
																														18
																														19
																														20
																														21
																														22
																														23
																														24
																														25
																														26
																														27
																														28
																														29

進捗状況を測定するための指標一覧

【政策1】人権・平和・男女平等参画

基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進		単位	実績値	目標値	
展開方向名	上段：指標名			2023	2027
	下段：目標値の説明				
1 人権意識の醸成と普及啓発	市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合 令和2年度の実績値を基準とし、市民の意識を着実に向上させることを目指し、毎年度0.7ポイント上昇させることを目標としました。	%	34.7 (2020)	36.8	39.6
	ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合 毎年度の事務事業の振り返りにおいて、平成30年度の実績値を基準に令和9年度に実績値が100%となることを目標に設定しました（「評価になじまない」を除いた割合）。	%	97.3 (2018)	98.8	100
2 時代を見据えた平和意識の創造	市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合 令和2年度の実績値を基準に毎年度1ポイントを上昇させることを目標としました。	%	50.1 (2020)	53.0	57.0
	市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合 令和9年に事業の参加者からの回答が半数となることを目指し目標値を設定しました。	%	91.3 (2018)	95.0	95.0

基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 多様な性を尊重し まちづくり	市の施策に女性の視点が十分に反映されていると思う市民の割合 <u>令和2年度の実績値を基準に毎年度1ポイントを上昇させることを目標としました。</u>	%	13.3 (2020)	16.0	20.0
	男性が家事、育児、介護等に十分に参加していると思う市民の割合 <u>令和2年度の実績値を基準に毎年度1ポイントを上昇させることを目標としました。</u>	%	25.4 (2020)	28.0	32.0
	「LGBT」あるいは「SOGI」という言葉を知っている市民の割合 <u>令和2年度の実績値を基準に毎年度1ポイントを上昇させることを目標としました。</u>	%	82.2 (2020)	86.0	90.0
2 女性のエンパワーメントの推進	女性が様々な意思決定過程に参画していると思う市民の割合 <u>令和2年度の実績値を基準に毎年度1ポイントを上昇させることを目標としました。</u>	%	19.3 (2020)	22.0	26.0
	女性相談件数 市の女性相談窓口で受けた相談について、今後も増加していくことを見込み、目標値を設定しました。	件	328 (2018)	380	420
	DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合 対象の方をどの程度の割合で捕捉できているかを示す指標について、年3ポイントの割合で減少させることを目標としました。	%	50.7 (2019)	38.0	26.0

【政策2】子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援	合計特殊出生率 平成 29 (2017) 年の全国平均 1.43 を令和 9 (2027) 年度までに上回るように目標値を設定しました。	-	1.25 (2017)	1.35	1.45
	子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合 実績値が低下している現状を踏まえ、今後の子育て支援施策の展開により、子育て世帯の定住や他市からの流入を図っていくことにより、割合が増えることを期待して、平成 29 年の意識調査クロス集計結果を上回るよう目標値を設定しました。	%	55.6 (2017)	60.6	65.6
	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合 現状において高い評価を得られているため、今後も更なる子育て支援施策を展開していくことによって、割合を維持していくことを目指して、微増となるよう目標値を設定しました。	%	96.6 (2017)	97.6	98.6
2 多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり	待機児童数(保育必要量) 0~2歳の小規模保育園の整備などにより、令和3年度までに新定義による待機児童解消を目指します。	人	46 (2019)	0	0
3 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり	自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校) 子どもの生き抜く力や生活する力を伸ばすための支援を通じて数値の向上を目指します。	%	85.8 73.6 (2018)	87.0 74.5	88.5 76.0

基本施策 4		すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援				
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値		
	下段：目標値の説明			2023	2027	
1 幼児期からの教育の推進	幼児教育推進事業への参加者数	人	349 (2018)	600	800	
	今後、幼児教育センター事業を展開していくことから、子育てひろばや幼児教育講演会、幼児教育に関する研修会などに参加する人の数を増やすことを目標とします。					
2 ありのままの自分でいられる場所づくり	子どもが市政やまちづくりなどの事業等に準備段階から参加した参加者数	人	197 (2018)	250	290	
	子どもがする参画の機会を増やすことにより年10人増加させることを目標とします。					
	子ども自身からの相談の受付件数	件	171 (2018)	218	265	
子ども自身が相談しやすい環境づくり、年5%増加させることを目標とします。						
3 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり	自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	85.8 73.6 (2018)	87.0	88.5	
	子どもの生き抜く力や生活する力を伸ばすための支援を通じて数値の向上を目指します。			74.5	76.0	
4 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	93.7 (2018)	毎年度90%以上		
	現状を維持・向上させるため、毎年度90%以上を目標としました。					

基本施策 5		学校教育の充実				
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値		
	下段：目標値の説明			2023	2027	
1 教育内容の質的充実	都学力調査で下位層(C・D層)に区分された国立市の児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	42.7 44.1 (2018)	42.0	41.0	
	下位層の児童・生徒の割合を下げること、市全体の学力の向上を目指します。			44.0	43.0	
	全国体力調査における国立市の児童・生徒の体力合計点の平均 (上段：小学校、下段：中学校)	点	46.8 46.9 (2018)	47.5	48.5	
	各学校等で体力向上の取組を進め、体力合計点の数値を上げ、体力の向上を目指します。			47.5	48.5	
	自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	85.8 73.6 (2018)	87.0	88.5	
	各学校等で自他を大切にする教育を推進し、自尊感情の向上を目指します。			74.5	76.0	

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
2 充実した学校生活の支援	特別支援教室の利用割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	3.58	3.70	3.80
	発達しょうがいのある児童・生徒に対して、個に応じた支援を進めます。		3.30 (2018)	3.40	3.50
	不登校児童・生徒の出現率 (上段：小学校、下段：中学校)	%	0.90	0.80	0.70
	不登校、登校しぶりの見られる児童・生徒への支援を進め、学校に登校できない児童・生徒数の減少を目指します。		5.21 (2018)	4.50	4.20
	いじめの解消割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	95.1	95.5	96.0
	学校等で発生したいじめに対し、早期対応を組織的に進め、早期の解消を進めます。		96.5 (2018)	95.5	96.0
3 安心・安全な学校施設の充実	小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合 令和5年度までに校舎建て替えを含め6校分整備することを目指し、目標値を54.5%(11分の6)としました。令和9年度の目標値は、さらに3校分整備することを目指し、81.8%(11分の9)としました。	%	22.7 (2018)	54.5	81.8
	洋式トイレの割合 小・中学校の校舎内トイレを利用するにあたり、快適性を向上させるため、洋式トイレの割合80%を目指します。	%	56.0 (2018)	80.0	80.0
	小中学校の屋内運動場空調設備設置率 第二小学校を除く小中学校10校の屋内運動場に空調設備を令和5年度までに整備することを目指します。	%	0 (2018)	100.0	100.0
	保護者・地域に公開するために週休日等に実施した学校公開の回数 学校が地域に開かれた教育を進めるため、週休日等の学校公開を進めます。	回	75 (2018)	85	95
4 学校・家庭・地域連携の充実	学校の教育活動に招聘した地域協力者の人数 学校が地域住民等の協力を得た教育活動のため、学校活動協力者や部活動外部指導員、TA等の人材活用を進める。	人	306 (2018)	310	330
	学校及び給食センターにおける保護者試食会にて満足した人数の割合 より多くの方に満足いただける給食の提供を目指し、100%を目標としました。	%	98.4 (2018)	100	100
5 安心・安全な給食の提供と食育の充実	食育事業実施回数 小・中学校全校にて実施できるよう目指しました。	回	11 (2018)	22	22
	給食センターにおける食材の地産地消割合 国の目標値は30%ですが、東京都特有の地域性を鑑み、目標値を20%に設定しました。	%	12.5 (2018)	18.0	20.0

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6		文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護			
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 文化・芸術を育める環境整備	過去1年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	50.4 (2018)	59.0	60.0
	現状半数の市民が文化・芸術活動の鑑賞をしているが、今後は国立市文化芸術条例及び文化芸術推進基本計画の施策により、様々なイベントが展開し、60%以上の割合となるように目標値を設定しました。				
	くにたち市民芸術小ホールの利用者数	人	57,758 (2018)	70,000	71,000
2 文化・芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり	国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	67.4 (2018)	69.0	71.0
	まちぐるみでのイベント等を実施することで既に高い水準にある数値をさらに増加させ、70%以上の目標値となるように設定しました。				
	市または教育委員会の後援を受けて実施された文化・芸術イベントの数	件	46 (2018)	59	69
3 歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承	過去1年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	59.8 (2018)	66.0	67.0
	旧国立駅舎の再築や本田家住宅など国立市の文化財が周知・活用を行うことにより現状の約10%増となるように目標値を設定しました。				
	市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	28.2 (2018)	37.0	38.0

基本施策 7 生涯学習の環境づくり

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 学習機会の充実と学習情報提供の推進	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	61.2 (2018)	65.0	70.0
	近年の推移をみると微減傾向にあり、市民の生涯学習の環境づくりを一層推進するため、目標値を設定しました。				
	市が主催する生涯学習事業の参加者数	人	9,228 (2018)	11,000	12,500
	近年、公民館主催事業の参加者数が増加傾向にあり、さらに多くの市民の学習ニーズに対応できるよう、目標値を設定しました。				
	図書貸出冊数	万冊	49.8 (2018)	50.0	50.2
	近年、貸出冊数はわずかながら減少していますが、各年代層へ広く学習情報を提供し読書活動を推進するため、目標値を設定しました。				
公民館使用者数	人	70,896 (2018)	73,000	75,000	
公民館の施設利用者、事業参加者ともに増加傾向にあり、さらに多くの市民の学習機会を保障するため、目標値を設定しました。					
2 学習成果を活かせる環境づくりの推進	学習活動に取り組んでいる市民の中で、学習を通じて身につけた知識や技術を地域社会に活かしている市民の割合	%	32.0 (2018)	32.2	32.4
	近年の推移をみると、ボランティア活動、地域活動の面で微増傾向にあることから、学習成果を活かせる環境づくりを一層推進するため、目標値を設定しました。				

基本施策 8		スポーツの振興			
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 多様なスポーツ機 会の提供	日常スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	53.5 (2018)	62.0	64.0
	国立市民意識調査の過去の動向を踏まえ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や地域スポーツクラブ設立等に伴うスポーツ環境の充実等の施策により現状より約 10% 増の目標値を設定しました。				
	市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	27,742 (2018)	28,000	29,000
地域スポーツクラブとの連携や市民のニーズに対応したスポーツの環境づくり及び市民の健康増進を一層推進するため、約 10% 増の目標値を設定しました。					
2 スポーツ環境の充 実	市民総合体育館の利用者数	人	206,067 (2018)	230,000	235,000
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や地域スポーツクラブ設立等に伴うスポーツ環境の充実等の施策により現状より約 15% 増の目標値を設定しました。				
	公園スポーツ施設の利用数	1 面 1 時間	35,936 (2018)	42,900	42,900
公園スポーツ施設の予約システム導入により、利用者の利便性の向上を図ることで、実績値の向上を目指すこととしました。					
	学校開放施設の利用者数	人	96,740 (2018)	98,000	98,000
	利用者数の動向を踏まえ、学校開放事業、三中夜間照明施設の利用者増等、今後の学校建て替え等の展開を加味しながら 98,000 人以下にならないように目標値を設定しました。				

【政策4】保健・福祉

基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実	65歳健康寿命A(東京保健所長会方式)(上段：男性、下段：女性)	歳	83.37	83.7	84.0
	平均寿命は今後も延びると推計されているので、令和9年度までに男性は0.6歳、女性は0.7歳を延ばすことを目標としました。		85.97 (2017)	86.4	86.7
	主観的健康感を持つ人(自分を健康だと思ふ人)の割合	%	65.2 (2018)	67.2	69.2
2 保健と医療と介護予防の連携強化	地域の協力を得ながら健康づくりを推進し、生活習慣病予防・重症化予防を徹底することで、令和9年度までに4%増を目指します。	%	73.3 (2018)	75.3	77.3
	近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合				
	医療機関や関係機関との連携を推進し、市民への情報提供を強化することで、令和9年度までに4%増を目指します。				

基本施策10 高齢期の充実した生活への支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 介護予防と生きがい活動の推進	75歳以上の要介護認定率	%	34.0 (2018)	33.5	33.1
	1年につき0.1ポイントずつの引き下げを目指しました。				
	自主活動グループ数(活動場所)(箇所)	箇所	122 (2018)	127	131
	活発に行われている自主活動をさらに拡大させるため、毎年1団体ずつ増やすことを目標に設定しました。				
2 高齢者の支え合い体制の構築	高齢者の就労率	%	21.3 (2016)	24.3 (2022)	25.8 (2025)
	3年間で1.5ポイントずつの増加を目指しました。				
	高齢者の社会参加率	%	7.6 (2014)	15.6 (2022)	17.6 (2025)
	3年間で3ポイントずつの増加を目指しました。	%	6.5 (2014)	5.7 (2022)	5.4 (2025)
	孤立化のリスクが高い高齢者の割合				
3 安心して暮らせる生活基盤の充実	高齢者からの新規相談対応件数	件	3,987 (2018)	4,087	4,167
	毎年20件の相談件数を増加させることを目標としました。				
	市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	25.5 (2018)	30.5	34.5
4 高齢者の在宅療養生活の充実	毎年1ポイントずつ増加させることを目標としました。	%	82.3 (2018)	84.8	86.8
	要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合				
	毎年0.5ポイントずつ増加させることを目標としました。				

基本施策 11 しょうがいしゃの支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 地域生活の支援	施設入所から地域移行したしょうがい者数 (平成 29 年 4 月からの累計)	人	1 (2018)	3	4
	グループホーム等での居宅生活への移行を支援し、数値を増加させることを目標としました。				
	1年以上の長期入院者数	人	88 (2018)	73	68
	自宅療養等の地域生活への移行を図り、平成 30 年度から減少させるよう目標設定しました。				
2 社会参加の促進	地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	6,215 (2018)	6,320	6,330
	福祉就労以外の外出先・地域交流の場の利用者数を目標値とし、福祉就労があるため大幅な増を目標とはせず、安定した場の提供を目指します。				
	障害者総合支援法に基づく通所(福祉就労)の支給決定者数				
	企業などへの就職支援及び企業などでの就労が困難な人に働く場の提供や知識・能力向上のための訓練を行い、支給決定者数の増加を目標としました。	人	428 (2018)	500	510
	児童福祉法に基づく通所の支給決定者数				
	発達支援を充実させるため支給決定者数を増加させるよう目標を設定しました。	人	224 (2018)	270	280
3 相談体制の充実	しょうがい福祉サービス支給決定者数	人	895 (2018)	1,160	1,170
	相談体制の充実を図り、生活のしづらさや困難を軽減するために必要な障害福祉サービスの提供につなげるために支給決定者数を増加させるよう目標を設定しました。				
	自立支援協議会の開催回数	回	28 (2018)	毎年度 30 回	
	当協議会の構成員である当事者・関係者・関係機関職員等の連携の緊密化を図り、しょうがい者(児)の支援環境を充実させるため 4 部会が各々年 7 回、全体会が年 2 回開催されることを目指します。				
4 就労の促進	市就労支援事業により一般就労したしょうがい者数	人	6 (2018)	8	10
	雇用状況等により大幅な増加は難しいものの、毎年安定して一般就労の場へつなぐことを目指します。				
	福祉就労から一般就労へ移行した人数				
	雇用状況等により大幅な増加は難しいものの、毎年安定して一般就労の場へつなぐことを目指します。	人	9 (2018)	10	11
	市主催の企業向け研修に参加した企業数				
	企業向け研修を実施することで、しょうがい者への理解促進と雇用する企業の増加を目標としました。	社	10 (2018)	12	15

基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 支え合いの地域づくり	福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	12.7 (2018)	16.0	18.0
	市民自らが地域で福祉活動に取り組める地域づくりを目指すこととし数値を増加させることを目標としました。				
	グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	58.3 (2018)	55.0	53.0
	市民自らが地域で福祉活動に取り組める地域づくりを目指すこととし数値を減少させることを目標としました。				
2 福祉の総合的な相談と自立支援の推進	市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	26.2 (2018)	55.0	58.0
	市民の生活課題などに適切に対応し、大幅に数値を向上させることを目標としました。				
	生活に困窮している市民から相談を受け、就労支援によって就職に繋がった割合	%	52.6 (2018)	73.0	75.0
	市民が生活困窮から脱する支援を行い、大幅に数値を向上させることを目標としました。				

【政策5】地域・安全

基本施策13 防災体制の充実					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 防災都市づくり	地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	31.5 (2018)	35.0	40.0
	国立市市民意識調査の結果から、40%を目標値としました。				
	住宅の耐震化率	%	84.9 (2014)	95.0	95.5
	国立市耐震改修促進計画の目標に基づき設定しました。				
2 災害等への対応能力の向上	備蓄数(食料)	食	75,720 (2018)	102,052	102,052
	国立市備蓄計画に基づきこの数値としました。				
	市民の防災訓練参加者数	人	2,781 (2018)	3,000	3,200
	H30年度の参加者数が2,781人であったことから、この目標値としました。				
3 自発的な防災活動の促進	自主防災組織数	組織	26 (2018)	30	34
	国立市総合防災計画において、地域防災力の向上を図ることとしているため、この目標値としました。				
	防災対策をしていない市民の割合	%	23.4 (2018)	20.0	18.0
国立市市民意識調査の結果から、さらに割合を下げるため、この目標値としました。					

基本施策14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 防犯意識向上の促進	何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	83.0 (2018)	85.0	87.0
	国立市市民意識調査の結果から、87%を目標値としました。				
	特殊詐欺被害件数	件	26 (2018)	13	9
	自動通話録音機の貸与等により被害を平成30年度の26件から令和5年度までに半減させ、それ以降さらに減少させるよう目標を設定しました。				
2 防犯体制づくりの促進	市内の刑法犯発生件数	件	531 (2018)	500	480
	平成26年度の754件からは減少しているものの、更に刑法犯を減少させるため、この目標値としました。				
	くにたちメール登録者数	人	6,887 (2018)	7,000	7,500
くにたちメール登録者数の更なる増加を目指し、7,500人を目標値としました。					

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
3 消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実	消費生活解決・処理件数	件	595 (2018)	毎年度 600 件以上	
	消費生活相談に対する潜在的な需要を掘り起こし、相談件数を増加させることを目指し、毎年 600 件以上を目指します。				
	過去 1 年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	3.0 (2018)	2.5	2.0
4 消費者の自立の促進	第 11 回国立市市民意識調査において、3.0%であった指標について、さらなる減少を目指します				
	消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	85.5 (2018)	90.0	95.0
	第 11 回国立市市民意識調査において 85.5%であった指標について、さらなる増加を目指します。				
	出前講座により消費生活に関する情報を得られた人数	人	216 (2018)	毎年度 200 人以上	
平成 30 年度と同等規模を維持するため、毎年 200 人以上を目指します。					

基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 地域コミュニティの活性化	自治会・町内会加入率	%	29.2 (2018)	33.0	36.5
	全体としての加入率を令和 5 年度は 33%まで高めることを目標とし、さらなる増加を目指します。				
2 多様な主体との協働によるまちづくり	コミュニティ施設利用者数	人	170,871 (2018)	180,000	190,000
	令和 5 年度は 180,000 人を目標とし、さらなる増加を目指します。				
3 多文化共生社会の実現	くにたち NPO 活動支援室の利用者数	人	6,287 (2018)	6,800	7,500
	今後、さらに利用推進を図る必要があることから、実績値に対し約 10% ずつの増加を目標として設定しました。				
3 多文化共生社会の実現	言語間・国際文化間の違いにより不便を感じている市民の割合	%	4.2 (2019)	3.6	3.2
	令和元年度の目標値を 4.0% と設定し、そこから毎年度 0.1 ポイント減少させることを目標としました。				

【政策6】環境

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 花と緑の確保	緑が十分にあるまちであると思う市民の割合 まとまった緑地空間を増やすことはより困難になることが予測されますが、市の世論調査により、力を入れて欲しい項目の一つであることを考慮し、実績値の向上を目指すこととしました。	%	46.8 (2018)	50.0	55.0
2 水環境の保全と活用	雨水浸透ますの設置数(累計) 過去 10 年間の平均設置数が約 1,000 基であり、良好に推移していることから、これを継続させていくことを目標としました。	基	17,117 (2018)	22,400	26,400
	湧水の測定地点における環境基準の達成率 良好な水環境と保全するため、毎年度 100% を目指すこととしました。	%	100 (2018)	毎年度 100%	

基本施策 17 環境の保全					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 環境保全型のまちづくり	環境基準達成率 衛生的で良好な生活環境を維持・向上させるため、毎年度 100% を目指すとしました。	%	98.0 (2018)	毎年度 100%	
	公害苦情処理割合 衛生的で良好な生活環境を維持・向上させるため、毎年度 100% を目指すとしました。	%	100.0 (2018)	毎年度 100%	
2 ゼロカーボンシティに向けたまちづくり	市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減 第 5 期国立市役所地球温暖化対策実行計画に定める令和 13 (2030) 年までに平成 25 (2013) 年度比 39.8% の削減目標を達成するために目標を設定しました。	%	-6.8 (2019)	-15.6	-24.4
	国立市域の温室効果ガス排出量削減割合 国立市域地球温暖化対策アクションプランに定める令和 13 (2030) 年までに平成 25 (2013) 年度比 20% の削減目標を達成するために目標を設定しました。	%	-7.0 (2016)	-8.5	-15.3

基本施策 18 ごみの減量と適正処理					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 多様な主体との連携・協働による発生抑制	1人1日当たりのごみ排出量	g	746.2 (2018)	708.9	693.7
	多様な主体との連携・協働による発生抑制を目指し、排出されるごみの総量を抑制するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するように設定しました。				
2 再資源化の推進	総資源化率	%	36.9 (2018)	42.2	44.2
	市民等による適正な分別排出と、中間処理における適正な選別を通じ、ごみを可能な限り再資源化するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するように設定した。				
3 環境負荷の少ない処理の推進	焼却残灰排出量	t	1,676 (2018)	1,148	1,084
	可燃ごみの中間処理や焼却残灰のリサイクル等の施設を他自治体に依存している状況であり、これらの施設の延命化や処理過程における環境負荷を低減するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するように設定した。				

【政策7】都市基盤

基本施策 19 道路の整備と適正管理					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 既存の道路空間の安全性・快適性の確保	歩道の改良率	%	20.6 (2018)	27.0	32.8
	さくら通り改修事業や国立駅周辺道路整備事業等の進捗による目標としました。				
	道路施設に起因する事故件数	件	1 (2018)	毎年度 0 件	
	無事故を目指し、毎年度 0 件を目標としました。				
2 計画的な道路網の整備	都市計画道路の整備率	%	38.2 (2018)	38.7	40.0
	都市計画道路の総計画延長に対する完成延長の割合を増加させることを目標としました。				

基本施策 20 交通環境の整備					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 交通安全対策の推進	交通人身事故の発生件数	件	247 (2018)	195	165
	平成 29 年の多摩 26 市の人口 10 万人当たりの事故件数を基に、令和 7 年度までに、多摩地域の事故件数の平均程度となるように、180 件以下を目標として設定しました。				
2 自転車の安全利用の促進	自転車通行環境整備延長	km	1.1 (2018)	9.5	-
	平成 30 年の整備延長を基に、令和 7 年度までに 15.4 km 整備する計画から、令和 7 年度中に新たな整備目標値を設定します。				
	自転車乗用中の事故数	人	111 (2018)	82	58
	令和 7 年度までに、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で最低値である 70 件以下になるように目標値を設定しました。				
3 多様な地域交通サービスの充実	コミュニティバス「くにっこ」の年間乗車人員	人	283,957 (2018)	293,000	300,000
	平成 30 年度の実績値から約 5% 増加させることを目標として設定しました。				
	コミュニティワゴン「あおやぎっこ」の年間乗車人員	人	19,875 (2018)	21,000	22,000
	平成 30 年度の実績値から約 10% 増加させることを目標として設定しました。				
	福祉的な交通施策に満足している市民の割合	%	61.6 (2018)	66.3	70.0
	65 歳以上の高齢者やしょうがいしゃ、要介護者・要支援者・妊産婦などの移動制約者を対象に 7 割の方に便利だと思っただけのことが目標に設定しました。				
	公共交通に満足している市民の割合と回答した市民の割合	%	65.6 (2018)	73.6	80.0
	市外の移動と同様に、市内の移動に対して、市民の 8 割の方に便利だと思っただけのことが目標に設定しました。				

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり	国立駅周辺まちづくり事業の進捗率	%	64.1 (2018)	80.6	100
	「国立駅周辺まちづくり基本計画」でまとめた事業の事業費ベースの進捗率を基に設定しました。				
	旧国立駅舎及びその周辺で活動に参加した人数	人	378,456 (2020)	380,000	420,000
		<u>令和2年度の実績から10%程度増加させることを目標としました。</u>			
2 多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり	富士見台地域の居住人口	人	17,742 (2019)	18,000	19,000
	暮らしの魅力を高めることにより、現在の人口を増やすことを目標としました。				
3 歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備	国立市南部地域整備基本計画における南部市街地整備の進捗率	%	85.7 (2018)	94.6	100
	平成26年に策定した国立市南部地域整備基本計画における市街地整備計画の完了を目指し、目標値を100%としました。				
	狭あい道路拡幅整備の申請件数	件	2 (2018)	22	38
	平成29年度に策定した南部地域狭あい道路整備方針に基づき、年4件の対象路線の整備を目標としました。				
	南部地域における町名地番整備率	%	59.3 (2018)	70.0	75.2
	平成26年に策定した国立市南部地域整備基本計画における町名地番整理事業を推進していくことを目標としました。				
南部地域が魅力的だと思う市民の割合	%	45.4 (2018)	55.4	63.4	
国立市南部地域整備基本計画で掲げる南部地域の将来像の実現を目指し、年2ポイントの上昇を目標としました。					
4 JR南武線の連続立体交差と連動したまちづくり	JR南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	%	0 (2019)	46.2	81.5
	JR南武線連続立体交差事業に連動した市街地整備の事業化を目標としました。				

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 良好なまちなみ・景観の保全	国立市全体が美しいまちなみを保全・形成していると思う市民の割合	%	79.3 (2016)	81.0	83.0
	景観づくりにより、美しいまちなみだと思っただけの市民の割合の増加を目指します。				
2 地域特性を活かしたまちなみの形成	地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	件	0 (2018)	1	2
	地域特性が活かされたまちづくりが推進される地区が、継続的に増加することを目指します。				
	都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計)	件	2 (2018)	3	4
	都市景観形成重点地区の候補地である 2 地区の指定を目指します。				
	重要景観資源に指定した件数(累計)	件	0 (2018)	1	2
	都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等の指定を目指します。				
3 空家の適正管理と活用の推進	空き家数	件	210 (2018)	210	210
	実態調査にて把握した空き家数について、平成 30 年度の水準を維持することを目指します。				
	空き家率	%	14.8 (2018)	14.8	14.8
	住宅・土地統計調査による空き家率について、平成 30 年度の水準を維持することを目指します。				
特定空き家候補件数	件	104 (2018)	100	95	
特定空き家候補の件数について、平成 30 年度より減少させることを目指します。					

基本施策 23 下水道の整備・維持・更新

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 下水道施設の維持・創出	重要路線の地震対策率 国立市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき令和5年度までに対策率100%を目指します。	%	58.5 (2018)	100	-
	南部地域(分流区域)における雨水管整備率 実施計画に基づき将来的な目標設定をしました。	%	56.6 (2018)	62.0	68.0
	公共下水道管の改築・更新率 国立市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき将来的な目標設定をしました。	%	0 (2018)	1.1	26.9
2 良好な水環境の維持・創出	未処理放流水のBOD値 合流式下水道改善後のBOD値を維持することを目指しました。	Mg/	43.0 (2018)	毎年度25.0以下	
	雨水浸透ますの設置数(累計) 過去10年間の平均設置数が約1,000基であり、良好に推移していることから、これを継続させていくことを目標としました。	基	17,117 (2018)	22,400	26,400
3 健全な事業運営の推進	公共下水道事業の経費回収率	%	99.3 (2018)	100.0	100.0
	下水道使用料で補うことを原則とする汚水処理費の不足分を無くすことを目標としました。				

【政策8】産業

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 中小企業の収益力強化とベンチャーの育成	小売吸引力指数 年間 0.01 ポイント増を目指します。	-	0.87 (2016)	0.94	0.98
	市内小売業者の年間商品販売額 令和5年度までは中小企業支援を強化し年3%増を目指します。令和5年から令和9年度はそこから更に1%増を目指します。	億円	619 (2016)	637	643
	市内の事業者数 人口減少や店主の高齢化から市内の事業者数は減少していくことが予想されることから、現状維持を目標としました。	社	2,891 (2016)	2,891	2,891
	創業支援者数 中小企業支援を重点的に取り組むため、創業支援者数は現状維持を目標としました。	者	149 (2018)	149	149
2 観光収益力強化のための環境整備	休日の滞在人口 直前前年度比（平成29年度と平成30年度の差）である+254人を年間増目標としました。	人	54,739 (2018)	56,263	57,279
	3年前と比較してにぎわいがあると思う市民の割合 各基準年度ごとに約2%増を目標としました。	%	11.1 (2018)	13.0	15.0
	小売吸引力指数（再掲） 年間 0.01 ポイント増を目指します。	-	0.87 (2016)	0.94	0.98
	商店街によるイベントの数 各商店会は既に1事業以上イベントを行っており、商店会の状況や補助制度の仕組みを勘案するとこれ以上の増加は難しいと判断できるため、現状維持を目標としました。	件	34 (2018)	34	34
3 にぎわいあふれるまちづくり	小売吸引力指数（再掲） 年間 0.01 ポイント増を目指します。	-	0.87 (2016)	0.94	0.98
	誘致企業数（累計） 毎年、企業誘致件数を1件増加させることを目標にしました。	件	15 (2018)	20	24

基本施策 25 農業振興と農地保全の推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 農業経営の強化と農地の維持	農地面積の減少率	%	2.60 (2018)	2.25	1.97
	東京農業振興プラン(1.97%/年)の減少率を参考に、減少率を毎年0.1%減らし、R9に都の平均になることを目指しました。				
	市域面積に占める水田面積の割合	%	1.35 (2018)	1.25	1.16
	過去3年間(土地区画整理事業によらない)で減少した水田面積の割合を参考に、それを下回らないことを目標としました。				
認定農業者の人数	人	23 (2018)	27	30	
平成30年までは年4人増、以降は市内の農業者戸数を考慮して認定が鈍化することを見込み、4年間で3人増を目標としました。					
2 多様な主体との連携による農業の推進	農産物の推定生産額	千円	172,486 (2018)	182,956	191,332
	過去5年間で上昇した割合と同程度の上昇率となることを目指しました。				
	城山さとのいえ体験事業等に満足した参加者数	人	724 (2018)	900	900
水田体験や野菜栽培体験等の参加者が国立市内の農産物に対する理解を深めることを目指し、体験事業等に満足した参加者を毎年度900人とすることを目標としました。					

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 計画的な行政運営と行政改革の推進	第2次基本計画に掲げた展開方向ごとの目標達成率	%	43.8 (2017)	100.0	100.0
	計画行政推進の立場から、100%の達成を目指します。				
2 市民の声を反映させる仕組みづくり	市政に参画した市民の人数（市政参画の機会1回ごとの平均参加人数）	人	17.3 (2018)	19.0	20.9
	今後、さらに推進を図る必要があることから、実績値に対し約10%ずつの増加を目標として設定しました。				
3 職員の人材育成と職場環境づくりの推進	市民からの意見・相談・要望件数	件	555 (2018)	610	650
	令和5年度は610件を目標とし、さらなる増加を目指します。				
	市の組織運営や職員の仕事ぶりに不満を持っている市民の割合	%	11.8 (2018)	9.8	8.8
	過去5年間で2.5%の割合で改善しており、さらなる接遇の向上や人材育成により、職員の仕事ぶりに不満を持っている市民の割合を10%未満にすることを目標値としました。				
管理職に就いている職員に占める女性の割合	%	8.78 (2018)	16.0	24.0	
第3期特定事業主行動計画における目標値（管理職に就いている職員に占める女性の割合（令和7年度までに20%、令和12年度までに30%）との整合性を考慮した目標値としました。）					
役職（係長職以上）に就いている職員に占める女性の割合	%	20.81 (2018)	23.0	31.0	
第3期特定事業主行動計画における目標値（役職者に占める女性の割合（令和7年度までに25%、令和12年度までに40%）との整合性を考慮した目標値としました。）					
市の人材育成に対する職員満足度	%	68.0 (2018)	75.0	80.0	
概ね職員の8割が満足と感ずることができる制度を目標とします。					
4 ICTの活用による業務の効率化と市民サービスの向上	ICTを活用して窓口以外で発行した証明書等の割合	%	2.6 (2018)	9.5	10.5
	マイナポイント事業によるマイナンバーカードの普及促進により、令和9年度までに実績値から約6,800枚増加させ、窓口以外での発行割合10.5%を目指します。				
	インターネットを利用して届出、申請、申込み等ができるシステムの数（民間のシステムを利用している場合を含む）	件	5 (2018)	7	9
	平成30年度までの実績値の推移と現状を勘案し、令和2年度以降、2年につき1件の増を目標としました。				
ICTを利用したサービスが充実していると思う市民の割合	%	17.8 (2018)	37.8	53.8	
平成28年度から平成30年度までの実績値の推移（平均年3.95ポイント増）を参考とし、1年につき4ポイントの増を目標としました。					

基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 情報の発信と共有	入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%	21.2 (2018)	23.5	25.5
	平成 30 年度の実績値を基準に毎年度 0.5 ポイントを上昇させることを目標としました。				
	オープンデータとして公開したファイルの数(種類)	種類	0 (2018)	4	8
平成 30 年度までの実績値の推移と現状を勘案し、令和 2 年度以降、1 年につき年 1 件の増を目標としました。					
2 個人情報の保護	国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合	%	32.3 (2018)	37.8	42.2
	平成 27 年から平成 30 年度までの実績値の推移(平均年 1.1 ポイント増)を参考とし、1 年につき 1.1 ポイントの増を目標としました。				

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 財政規律の確立と健全な財政運営	特定目的基金を含めた実質単年度収支	千円	53,227 (2018)	前年度決算の 25 市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	経常収支比率	%	96.4 (2018)	前年度決算の 25 市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	義務的経費比率	%	57.6 (2018)	前年度決算の 25 市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	人口 1 人当たりの基金現在高	万円	7.8 (2018)	前年度決算の 25 市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	人口 1 人当たりの地方債現在高	万円	17.9 (2018)	前年度決算の 25 市平均値	
「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。					
債務償還可能年数	年	6.3 (2018)	前年度決算の 25 市平均値		
「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。					
2 市税等自主財源の確保と市債権の適正管理	市税収納率	%	99.6 (2018)	99.6	99.6
	現在の収納・徴収事務体制が維持されることを前提に、滞納繰越調定額が今後も 1 億円前後で推移し、現年課税の収納率が 99.6% 程度と鑑みて 99.6% を目標としました。				
	消滅時効による債権放棄の件数	件	0 (2018)	0	0
市の財産である債権のより一層の適切な管理を目指すため、今後は消滅時効による債権放棄(徴収停止措置を採っているものを除く)を行わないことを目標としました。					

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値	目標値	
	下段：目標値の説明			2023	2027
1 公共施設等の適正管理と有効活用	市有財産を活用した財源の創出額 延べ床面積や維持管理費の削減によっても不足する公共施設の維持管理及び更新のための財源を確保するため設定しました。	千円	-	37,000	37,000
	施設管理者による施設点検の実施率 軽微な不具合などを早期に発見し、適切な維持管理を行うため、すべての施設で点検が行われることを目標としました。	%	-	100	100
	公共施設等の管理不良による損害賠償件数 安心安全は公共施設の必要な要件であることから0件を目標値としました。	件	1 (2018)	毎年度0件	
2 公共施設の再編・再配置	公共施設(公共建築物)延床面積 総合管理計画に定める公共施設の延べ床面積を2066年までに19.3%削減することを目標に、第2次基本計画期間内における段階的な目標として設定しました。	m ²	124,863 (2018)	126,145	124,548

財政計画

将来像の実現のため、着実に基本計画を推進していくには、中長期的な見通しに立った財政計画の策定が重要になります。

財政計画は、基本計画の実効性を担保する歳入・歳出の両面における先行的な見積りであり、今後の経済情勢や財政状況等を勘案し、計画期間における安定的・効率的な財政運営を図るものです。なお、財政見通しにあたっては、現行の税財政制度を踏まえて推計しました。

1 財政計画策定上の条件

(1) 歳入

【市税】

市税については、現行制度をベースに現時点で明らかになっている税制改正を加味し、令和3(2021)年度・6(2024)年度の固定資産税の評価替えのほか、将来の人口展望による人口増加及び民間開発の状況を考慮しつつ、最近の実績等を参考に推計しました。

【地方交付税・譲与税等】

普通交付税は、令和元(2019)年度実績で不交付団体となっています。また、令和2(2020)年度は地方消費税交付金の増等の要素から普通交付税を見込んでいません。しかしながら、令和3(2021)年度以降は、引き続き扶助費を中心とした行政需要の増加が見込まれることから普通交付税が交付されるとして算定しました。

利子割交付金・譲与税等については、東京都の見込みを参考に推計しました。

【分担金・負担金及び使用料・手数料】

分担金・負担金について、令和元(2019)年10月から実施された保育・幼児教育無償化の影響による減額のほか、令和2(2020)年度から改定される使用料・手数料の見直しによる増減を見込んで計上しました。

【国庫支出金・都支出金】

経常歳入については、扶助費等の伸び率を参考に推計し、事業計画の財源を合算して計上しました。

【市債】

現行制度を前提に、事業計画に伴う起債を計上しています。

【その他】

財政調整基金・公共施設整備基金・職員退職手当基金・高齢者福祉基金・母子家庭等の自立及び子育て支援基金・道路及び水路の整備基金・RHグローバル人材育成基金・青少年育英基金・谷保の原風景保全基金、都市計画事業基金・くにたち未来基金の活用を計上しました。

(2)歳出

【人件費】

現行の報酬、給与制度により推計し、定年による退職手当額の増減や定員管理計画による職員数の減等を見込んだほか、令和2(2020)年度から会計年度任用職員制度が始まることから、会計年度任用職員に係る期末手当の増等を見込み、計上しました。

【公債費】

償還計画額に、各年度の事業計画にともなう起債の償還額を加え、過去の実績等を参考に計上しました。

【繰出金】

特別会計の収支の健全化に留意し計上しました。

【普通建設事業費】

特に財政的な負担の大きい第二小学校改築事業、第五小学校改築事業、新給食センター改築事業、国立駅周辺道路・広場整備事業のほか、公共施設・学校施設の維持保全事業、南部地域整備事業、都市計画道路整備事業及び道路維持補修事業などを見込んでいます。

【扶助費、物件費、補助費等、その他】

過去の実績等を参考に推計し、計上しました。

また、下水道事業会計への負担金・補助金の減少が見込まれることから、令和4(2022)年度以降は、都市計画事業基金への積立金を計上しました。

(3)その他

地方財政の枠組みについては、なお先行きに不確定要素があります。今後の動向によっては、計画を大幅に変更せざるを得ない可能性もありますが、令和2(2020)年度に策定した「国立市行財政改革プラン2027」に基づき健全化の取組を継続的に実施するとともに、推移を見ながら柔軟に対応していきます。

2 一般会計の財政計画（収支見込）

(単位:億円)

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	合計	
		(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度	(2024) 年度	(2025) 年度	(2026) 年度	(2027) 年度	金額	構成比
歳入	市 税	151	151	152	153	153	154	155	155	1,224	46.9%
	地方交付税・譲与税等	22	22	22	23	23	24	24	24	184	7.0%
	分担金・負担金	2	2	2	2	2	2	2	2	16	0.6%
	使用料・手数料	8	8	8	8	8	8	8	8	64	2.5%
	国庫支出金	56	57	57	58	58	60	61	59	466	17.8%
	都 支 出 金	51	51	50	51	50	51	51	51	406	15.5%
	市 債	14	23	18	26	16	15	14	10	136	5.2%
	そ の 他	17	19	17	15	15	14	13	11	121	4.6%
	合 計 A	320	332	326	335	325	327	327	320	2,612	100.0%
歳出	人 件 費	57	56	55	56	53	54	53	52	436	16.7%
	扶 助 費	103	106	107	108	110	111	113	114	872	33.4%
	公 債 費	16	18	20	19	19	19	18	17	146	5.6%
	物 件 費	45	43	42	44	45	45	45	45	354	13.6%
	補 助 費 等	38	38	36	35	34	33	32	31	277	10.6%
	繰 出 金	29	30	30	31	32	32	33	34	251	9.6%
	普 通 建 設 事 業 費	28	38	31	37	26	27	26	18	231	8.8%
	そ の 他	3	3	5	5	7	8	8	9	48	1.8%
	合 計 B	320	332	326	335	325	327	327	320	2,612	100.0%
形式収支 A - B	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

歳入の「その他」には、財政調整基金等の活用額及び健全化による効果額を含みます。

各欄ごとに四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

第5期基本構想及び第2次基本計画におけるまちづくりの目標を実現していくためには、以上のような国立市の現状を踏まえ、また市政を取り巻く環境の変化を常に把握・分析して的確に対応していくことが求められています。

国立市全体の財政計画は以上のとおりですが、詳細は実施計画に記載することとします。実施計画の策定に合わせて1年を経過するごとに検討し、時局への対応と目標実現を図っていきます。